資料１－１

平成３１年４月１７日

関　東　運　輸　局　長　殿
（東京運輸支局長　経由）

東京都南多摩交通圏タクシー特定地域協議会
東京都北多摩交通圏タクシー準特定地域協議会
東京都西多摩交通圏タクシー準特定地域協議会
会　長　　戸崎　肇

公定幅運賃の変更を求める要請に基づく運賃の範囲の変更に関する
意見書の提出について

平成３１年３月７日付け関自旅二第３１０６号により関東運輸局長から公定幅運賃の変更を求める要請に基づく運賃の範囲の変更に関する通知がありましたので、当協議会としての意見を下記のとおり提出します。

記

１．協議会名　東京都南多摩交通圏タクシー特定地域協議会
東京都北多摩交通圏及び西多摩交通圏タクシー準特定地域協議会

２．開 催 日　第５回東京都南多摩交通圏タクシー特定地域協議会（書面開催）
第７回東京都北多摩交通圏タクシー準特定地域協議会（書面開催）
第７回東京都西多摩交通圏タクシー準特定地域協議会（書面開催）
平成３１年３月２８日～４月１１日（意見募集期間）

３．意　　見
《賛成意見》
・高齢化を踏まえ、地域公共交通の必要性が一層高まる中で、きめ細やかなニーズに対応できるものと考えている。
・平均的な利用距離が短く減収に繋がる危惧があることから、値上げを含む形の多摩独自の運賃としたい。
・タクシー産業の社会的役割、特に地域における重要性に鑑み、かつ市場環境の悪化を考える時、今回の改定は必然的なものと判断する。よって異議はない。
・高齢化社会とインバウンドの視点から運賃の見直しは必要と考える。
・消費税税率10%を考慮すると、今回の運賃改定は必要なものと理解している。
・初乗り運賃の引き下げは、短い距離で利用する需要を喚起するもので妥当と考える。家族での利用など複数人の場合は、公共交通機関と比べ割安感も出る。公共交通網が発達する23区以上に需要喚起の潜在力が大きい可能性もある。
・初乗り運賃の減額と距離の細分化は短距離の利用促進に繋がると思うので概ね賛同。
・利用しやすいと思う。
・初乗り距離短縮、初乗り運賃額の低廉化について積極的に容認する。
従来の運賃改定毎に初乗り運賃額を値上げすることで、利用が敬遠される恐れがある。

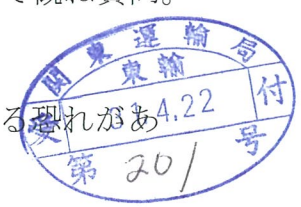

《要望意見》

［運賃について］

・市民にとって最も有利な運賃額に決定されることを望む。
・特別区・武三地区と同等の初乗り距離短縮運賃の導入を進めてほしい。
・大幅な増額とならないように配慮してほしい。
・多摩地域の特性（駅待ち・無線利用中心）並びに高齢化社会の進行に伴う諸課題（買い物難民・定期通院者）に相応しいものとされたい。

［迎車料金について］

・迎車料金の改定によって、初乗り距離短縮運賃のメリットが薄れることがないようにしてほしい。

［乗り場について］

・大型商業施設や大規模団地などにタクシープールを整備してほしい。

《その他意見》

・利用者の増加が見込めるが、台当たりの営収が下がる予想がされる。活性化・適正化を進めるとともに、自治体と協力し、交通空白地域の解消と交通弱者に寄り添った施策で、利便性の向上を目指す必要がある。
・特別区武三地区の「初乗り距離短縮運賃」とは違い、運賃値上げがされていることから、タクシー業界のコスト増の現状や従業員の厳しい賃金などを周知し、理解いただくことが重要だと考える。
・労働者不足が進む中、新たな労働力の確保の為にも、今回の運賃改定が確実に労働条件改善に寄与するものでなければならない。

以上、意見の概要であり、詳細は別添のとおり

協議会事務局

一般社団法人　東京ハイヤー・タクシー協会
専務理事　門　井　正　則（事務局長）
TEL　（０３）３２６４－８０８０
FAX　（０３）３２２１－７６６５

資料１－２

令和元年６月１２日

関　東　運　輸　局　長　殿
（東京運輸支局長　経由）

東京都南多摩交通圏タクシー特定地域協議会
東京都北多摩交通圏タクシー準特定地域協議会
東京都西多摩交通圏タクシー準特定地域協議会
会　長　　戸崎　肇

消費税率引上げに伴う運賃の範囲の変更に関する意見書の提出について

平成３１年４月１８日付け関自旅二第１３４号により関東運輸局長から消費税率引上げに伴う運賃の範囲の変更に関する通知がありましたので、当協議会としての意見を下記のとおり提出します。

記

１．協議会名　東京都南多摩交通圏タクシー特定地域協議会
東京都北多摩交通圏及び西多摩交通圏タクシー準特定地域協議会

２．開 催 日　第６回東京都南多摩交通圏タクシー特定地域協議会（書面開催）
第８回東京都北多摩交通圏タクシー準特定地域協議会（書面開催）
第８回東京都西多摩交通圏タクシー準特定地域協議会（書面開催）
令和元年５月２１日～６月４日（意見募集期間）

３．意　　見
［運賃について］
・法人タクシー、個人タクシー間の運賃に違いが生じない様にしてほしい。
・消費税値上げ分は、距離メーターにおいて調整するべきと考えます。
・消費税引上げという大きな制度的変更を受け、物価が全般的に上昇することが見込まれる中、それに伴って運賃が改定されることは必然的なものであると考える。
・消費税引上げに伴い、公定幅運賃の引上げをすることは消費者にとっては必ずしも望ましいこととは言えないかもしれませんが、致し方ないかと存じます。
・端数が出るような運賃体型では、利用者の支払いの際の利便性を低下させることになりかねないので、調整が必要になると思われます。
・運賃改定の要請がなされており、行政において審査がされている状況である。この運賃改定と今回の運賃改定が２段階で行われると利用者に混乱を招く恐れがあることに加え、タクシー事業者に対する負担も増加することとなることから、同時に認可をしていただくよう希望する。
・公共交通として、より多くの方がタクシーを利用できるよう、市民にとって有利な運賃額であり、またタクシー事業者にとっても持続可能な運行を行える運賃に

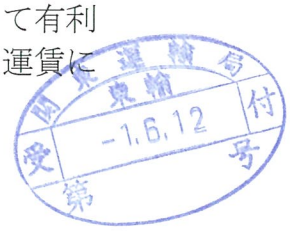

決定されることを望みます。
・運賃改定にあたっては、大幅な運賃増額とならないよう、ご配慮願います。
・タクシー運賃においても消費増税分の転嫁が実施されるのは必然のことであり、やむを得ない。
・消費増税により、実質的な可処分所得の減少により一般的に消費が抑えられ、タクシーの乗り控え、輸送人員の減少が予測される。これにより、乗務員の賃金低下が助長され、ひいては労働力不足がいっそう進行することに繋がる。その反面、車両稼働率の低下により、残留乗務員にとっては実車率が向上して賃金が上向く可能性もあるが、事業者側のコスト上昇につながる。これらを勘案すれば、利用者に対して”目くらまし”ではあるが、運賃額を現行維持することで乗り控えを緩和する方法が必要だと考える。
・先日の意見書の回答依頼にあった添付書類に記載の「公定幅運賃」について、消費増税分が反映されているものであれば、前回意見書でも述べさせていただいた通り、待機所の設置についても積極的に取り組んでいただき、初乗り距離短縮運賃の効果を低減しないよう利便性の向上に努めていただくことを要望します。消費増税分が反映されていないものであれば、経営・乗務員待遇・利用者の利便性などを総合的に捉え、事業者の経営体力が弱体化しないように検討していただくことを前提としたうえで、待機所の設置にも積極的に取り組み、初乗り距離短縮運賃の効果及び消費税増税分が利用者離れや、利用者の利便性の低下につながらないよう最大限の配慮をした料金設定となるよう要望します。

[周知について]
・行政に対しても消費税率引上げに伴う運賃改定に関して利用者に十分な周知をお願いしたい。
・利用者負担が伴うので、時期等については他の消費税引上げと同様に周知する必要がある。
・新料金の算定根拠等をしっかり明示し、利用者の理解を得るよう努めてもらいたいと思います。
・多摩ブロックについては、通常運賃改定と増税分転嫁が同時に行われることになる。消費税導入、同税率引き上げ時にはかつて「便乗値上げ禁止」が政府方針と示されていたと記憶する。今回運輸当局として「同時に処理する」方針が打ち出されており、この点について財務当局側の同意を得ているものと解釈されるが、一般的な世論として「便乗値上げ」との批判が生じることは回避すべきだろう。事業者はもちろんのこと、担当行政当局としてもこれらの非難が生じないよう利用者側への理解を得る努力を期待したい。

[賃金について]
・乗務員の賃金低下にならない様、ご配慮いただきたい。
・国土交通省によって運賃を一方的に決める可能性があることについて、各地域の実状を十分に把握することが困難な以上、少なくともタクシー運転士の賃金及び労働環境の維持・改善にはならないものであり、活性化の目的を果たすことは期待できない。また各地域と言っても、地域内における格差に起因する問題に関しては尚更である。一方でタクシー事業者の意見について、地域内における格差や

事業規模によりその意見は様々であり、国が運賃に関与するものであれば、それらの調整役にとどめるべきではないか。この度の運賃改定は、都内で行った距離短の成果を前提に、それが他の地域でも通用するという仮説のもと、消費税増税に伴ってテストも無しに実施せざる得ない状況の中で行われることになると思うが、前回の消費増税に伴う運賃改定でも増税分の客数減となっており、乗務員は非常に苦しんだ事からも今回の運賃改定には不安を感じている。また、会社収支が悪化すれば、賃金制度も労使間で改善に向けた議論になっていかず、経営の足かせにもなってしまう恐れがある。このままでは、タクシー特措法における衆参両院付帯決議にある固定給と歩合給のバランスのとれた給与体系の再構築や累進歩合制の廃止、事業に要する経費を運転者に負担させる慣行の見直しなど、絵にかいた餅になりかねないと懸念している。タクシー乗務員の賃金水準、労働条件改善につながる運賃改定を望む。

協議会事務局

一般社団法人　東京ハイヤー・タクシー協会
専務理事　門　井　正　則（事務局長）
TEL　（０３）３２６４－８０８０
FAX　（０３）３２２１－７６６５

資料１－３

関自旅二第４０２６号の４
令和元年１２月１３日

東京都北多摩交通圏タクシー準特定地域協議会長　殿

関東運輸局長

「一般乗用旅客自動車運送事業の公定幅運賃の範囲の指定について」の
一部改正について

標記について、当該交通圏の公定幅運賃を別紙のとおり公示したので、通知します。

別紙・・・・・公示

関自旅二第４０２６号の４
令和元年１２月１３日

東京都南多摩交通圏タクシー特定地域協議会長　殿

関東運輸局長

「一般乗用旅客自動車運送事業の公定幅運賃の範囲の指定について」の
一部改正について

標記について、当該交通圏の公定幅運賃を別紙のとおり公示したので、通知します。

別紙・・・・・公示

関自旅二第４０２６号の４
令和元年１２月１３日

東京都西多摩交通圏タクシー準特定地域協議会長　殿

関東運輸局長

「一般乗用旅客自動車運送事業の公定幅運賃の範囲の指定について」の
一部改正について

標記について、当該交通圏の公定幅運賃を別紙のとおり公示したので、通知します。

別紙・・・・・公示

公　　示

一般乗用旅客自動車運送事業の公定幅運賃の範囲の指定について

「公定幅運賃の範囲の指定方法等について」（平成26年1月27日付け公示。）の規定に基づき、下記営業区域毎の公定幅運賃の範囲を別紙のとおり指定したので公示する。

平成２６年　２月２８日

関東運輸局長　原　喜信

記

１．適用する営業区域

都県名	営業区域
東京都	特別区・武三交通圏、北多摩交通圏、南多摩交通圏及び西多摩交通圏
神奈川県	京浜交通圏、県央交通圏、湘南交通圏及び小田原交通圏
千葉県	京葉交通圏、東葛交通圏、千葉交通圏及び市原交通圏
埼玉県	県南中央交通圏、県南西部交通圏及び県北交通圏
茨城県	水戸県央交通圏、県南交通圏、県西交通圏及び県北交通圏
栃木県	宇都宮交通圏、県南交通圏及び塩那交通圏
山梨県	甲府交通圏

２．公定幅運賃
　別紙のとおり

３．適用日
　令和２年２月１日

附　則（平成２７年１０月１日　一部改正）
　本公示は、平成２７年１０月１日以降適用する。
附　則（平成２８年１２月２０日　一部改正）
　本公示は、平成２８年１２月２０日以降適用する。

附　則（平成２９年３月１５日　一部改正）
本公示は、平成２９年３月１５日以降適用する。

附　則（平成３０年１０月１日　一部改正）
本公示は、平成３０年１０月１日以降適用する。

附　則（平成３１年４月１１日　一部改正）
本公示は、平成３１年４月１１日以降適用する。

附　則（令和元年８月３０日　一部改正）
本公示は、令和元年８月３０日以降適用する。

附　則（令和元年１０月１日　一部改正）
１　本公示は、令和元年１０月１日以降適用する。
２　平成２７年２月２７日付け公示「一般乗用旅客自動車運送事業の公定幅運賃の範囲の指定について」は、令和元年９月３０日限りで廃止する。

附　則（令和元年１２月１３日　一部改正）
本公示は、令和元年１２月１３日以降適用する。

（別　紙）

北多摩、南多摩及び西多摩交通圏の運賃の範囲

1．タクシー

①特定大型車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 1.2km	加算運賃	
A（上限運賃）	560 円	229 m 100 円	1 分 25 秒 100 円
B 運賃	550 円	233 m 100 円	1 分 25 秒 100 円
C 運賃	540 円	237 m 100 円	1 分 25 秒 100 円
下限運賃	530 円	242 m 100 円	1 分 30 秒 100 円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A（上限運賃）	3,460 円	30 分 3,460 円
B 運賃	3,400 円	30 分 3,400 円
C 運賃	3,340 円	30 分 3,340 円
下限運賃	3,270 円	30 分 3,270 円

②大型車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 1.2km	加算運賃	
A（上限運賃）	530 円	242 m 100 円	1 分 30 秒 100 円
B 運賃	520 円	247 m 100 円	1 分 30 秒 100 円
C 運賃	510 円	251 m 100 円	1 分 30 秒 100 円
下限運賃	500 円	257 m 100 円	1 分 35 秒 100 円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A（上限運賃）	3,280 円	30 分 3,280 円
B 運賃	3,220 円	30 分 3,220 円
C 運賃	3,160 円	30 分 3,160 円
下限運賃	3,090 円	30 分 3,090 円

③普通車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃 1.2km	加算運賃	
A（上限運賃）	500 円	257 m 100 円	1 分 35 秒 100 円
B 運賃	490 円	262 m 100 円	1 分 35 秒 100 円
C 運賃	480 円	268 m 100 円	1 分 40 秒 100 円
下限運賃	470 円	273 m 100 円	1 分 40 秒 100 円

	時間制運賃	
	初乗運賃 30分	加算運賃
A（上限運賃）	3,110 円	30 分 3,110 円
B 運賃	3,050 円	30 分 3,050 円
C 運賃	2,990 円	30 分 2,990 円
下限運賃	2,920 円	30 分 2,920 円

2．タクシー（初乗距離短縮）

①特定大型車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃	加算運賃	
A（上限運賃）	0.971km 460 円	229 m 100 円	1 分 25 秒 100 円
B 運賃	0.967km 450 円	233 m 100 円	1 分 25 秒 100 円
C 運賃	0.963km 440 円	237 m 100 円	1 分 25 秒 100 円
下限運賃	0.958km 430 円	242 m 100 円	1 分 30 秒 100 円

②大型車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃	加算運賃	
A（上限運賃）	0.958km　430 円	242 m　100 円	1 分　30 秒　100 円
B 運　賃	0.953km　420 円	247 m　100 円	1 分　30 秒　100 円
C 運　賃	0.949km　410 円	251 m　100 円	1 分　30 秒　100 円
下限運賃	0.943km　400 円	257 m　100 円	1 分　35 秒　100 円

③普通車

	距離制運賃		時間距離併用制
	初乗運賃	加算運賃	
A（上限運賃）	0.943km　400 円	257 m　100 円	1 分　35 秒　100 円
B 運　賃	0.938km　390 円	262 m　100 円	1 分　35 秒　100 円
C 運　賃	0.932km　380 円	268 m　100 円	1 分　40 秒　100 円
下限運賃	0.927km　370 円	273 m　100 円	1 分　40 秒　100 円

3. 定額運賃

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について（平成14年1月17日付け公示）」1.（5）イの定額運賃（⑦を除く。）の算定基礎となる距離制運賃を上記で定める公定幅運賃の範囲内で届け出られた距離制運賃の額としたものとする。

○国土交通省告示第二百四十七号

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）第三条第一項及び第二項の規定に基づき、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年七月一日

国土交通大臣　石井　啓一

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程の一部を改正する告示

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程（平成二十六年国土交通省告示第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

（特定地域）

第四条　法第三条第一項の規定に基づき特定地域として指定する地域は、道路運送法施行規則第五条の規定に基づき次の表の上欄に掲げる地方運輸局長が定める営業区域のうち同表の中欄に掲げる営業区域とし、当該指定に係る期間は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。

地方運輸局長	営業区域	期間
一　北海道運輸局長	「札幌交通圏」	平成三十年十一月一日から令和三年十月三十一日まで
二　東北運輸局長	「仙台市」	平成三十年六月一日から令和三年五月三十一日まで
三　関東運輸局長	「南多摩交通圏」、「京葉交通圏」、「県南中央交通圏」及び「宇都宮交通圏」	令和元年七月一日から令和二年三月三十一日まで
	「東葛交通圏」及び「千葉交通圏」	令和元年七月一日から令和四年六月三十日まで
	「長野交通圏」	平成三十年八月一日から令和三年七月三十一日まで
四　北陸信越運輸局長	「新潟交通圏」	平成三十年八月一日から令和三年七月三十一日まで
	「富山交通圏」	令和元年七月一日から令和二年三月三十一日まで

改正前

（特定地域）

第四条　法第三条第一項の規定に基づき特定地域として指定する地域は、道路運送法施行規則第五条の規定に基づき次の表の上欄に掲げる地方運輸局長が定める営業区域のうち同表の中欄に掲げる営業区域とし、当該指定に係る期間は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。

地方運輸局長	営業区域	期間
一　北海道運輸局長	「札幌交通圏」	平成三十年十一月一日から平成三十三年十月三十一日まで
二　東北運輸局長	「仙台市」	平成三十年六月一日から平成三十三年五月三十一日まで
三　関東運輸局長	「南多摩交通圏」、「京葉交通圏」、「東葛交通圏」、「千葉交通圏」、「県南中央交通圏」及び「宇都宮交通圏」	平成二十八年七月一日から平成三十一年六月三十日まで
	「長野交通圏」	平成三十年八月一日から平成三十三年七月三十一日まで
四　北陸信越運輸局長	「新潟交通圏」	平成三十年八月一日から平成三十三年七月三十一日まで
	「富山交通圏」	平成二十八年七月一日から平成三十一年六月三十日まで

五　近畿運輸局長	「河北交通圏」及び「神戸市域交通圏」	平成三十年九月一日から令和三年八月三十一日まで
	「大阪市域交通圏」	平成三十年十一月一日から令和三年十月三十一日まで
	「北摂交通圏」	令和元年七月一日から令和四年六月三十日まで
六　中国運輸局長	「広島交通圏」	平成三十年七月一日から令和三年六月三十日まで
七　九州運輸局長	「大分市」	平成三十年七月一日から令和三年六月三十日まで
	「北九州交通圏」及び「長崎交通圏」	平成三十年八月一日から令和三年七月三十一日まで
	「鹿児島市」	平成三十年八月一日から令和三年七月三十一日まで
	「福岡交通圏」	平成三十年十一月一日から令和三年十月三十一日まで
	「久留米市」	令和元年七月一日から令和二年三月三十一日まで

（準特定地域）

第五条　法第三条の二第一項の規定に基づき準特定地域として指定する地域は、道路運送法施行規則第五条の規定に基づき次の表の上欄に掲げる地方運輸局長が定める営業区域のうち同表の中欄に掲げる営業区域とし、当該指定に係る期間は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。

地方運輸局長	営業区域	期間
一　北海道運輸局長	「小樽市」、「函館交通圏」、「旭川交通圏」、「苫小牧交通圏」及び「北見交通圏」	平成二十九年一月二十七日から令和元年九月三十日まで

五　近畿運輸局長	「河北交通圏」及び「神戸市域交通圏」	平成三十年九月一日から平成三十三年八月三十一日まで
	「大阪市域交通圏」	平成三十年十一月一日から平成三十三年十月三十一日まで
	「北摂交通圏」	
六　中国運輸局長	「広島交通圏」	平成三十年七月一日から平成三十三年六月三十日まで
七　九州運輸局長	「大分市」	平成三十年七月一日から平成三十三年六月三十日まで
	「北九州交通圏」及び「長崎交通圏」	平成三十年八月一日から平成三十三年七月三十一日まで
	「鹿児島市」	平成三十年八月一日から平成三十三年七月三十一日まで
	「福岡交通圏」	平成三十年十一月一日から平成三十三年十月三十一日まで
	「久留米市」	平成二十八年七月一日から平成三十一年六月三十日まで

（準特定地域）

第五条　法第三条の二第一項の規定に基づき準特定地域として指定する地域は、道路運送法施行規則第五条の規定に基づき次の表の上欄に掲げる地方運輸局長が定める営業区域のうち同表の中欄に掲げる営業区域とし、当該指定に係る期間は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。

地方運輸局長	営業区域	期間
一　北海道運輸局長	「小樽市」、「函館交通圏」、「旭川交通圏」、「苫小牧交通圏」及び「北見交通圏」	平成二十九年一月二十七日から平成三十一年九月三十日まで

二　東北運輸局長		
「青森交通圏」、「八戸交通圏」、「弘前交通圏」、「盛岡交通圏」、「一関交通圏」、「福島交通圏」、「郡山交通圏」、「会津交通圏」及び「山形交通圏」		平成二十九年一月二十七日から令和元年九月三十日まで
「いわき市」		平成三十年十月一日から令和三年九月三十日まで
「秋田交通圏」		平成三十一年四月一日から令和三年九月三十日まで
三　関東運輸局長		
「特別区・武三交通圏」、「北多摩交通圏」、「西多摩交通圏」、「県央交通圏」、「湘南交通圏」、「小田原交通圏」、「市原交通圏」、「県南西部交通圏」、「県北交通圏（埼玉県）」、「中・西毛交通圏」、「水戸県央交通圏」、「県南交通圏（茨城県）」、「県西交通圏」、「県北交通圏（茨城県）」、「県南交通圏（栃木県）」、「塩那交通圏」及び「甲府交通圏」		平成二十九年一月二十七日から令和元年九月三十日まで
「鹿行交通圏」		平成二十九年十月一日から令和二年九月三十日まで
「京浜交通圏」		平成三十一年四月一日から令和三年九月三十日まで
四　北陸信越運輸局長		
「長岡交通圏」、「上越交通圏」、「新発田市Ａ」、「柏崎市Ａ」、「高岡・氷見交通圏」、「砺波市Ｂ」、「南砺市」、「南加賀交通圏」、「松本交通圏」、「上田市Ａ」及び「飯田市Ａ」		平成二十九年一月二十七日から令和元年九月三十日まで
「金沢交通圏」		平成三十一年四月一日から令和三年九月三十日まで

二　東北運輸局長		
「青森交通圏」、「八戸交通圏」、「弘前交通圏」、「盛岡交通圏」、「一関交通圏」、「福島交通圏」、「郡山交通圏」、「会津交通圏」及び「山形交通圏」		平成二十九年一月二十七日から平成三十一年九月三十日まで
「いわき市」		平成三十年十月一日から平成三十三年九月三十日まで
「秋田交通圏」		平成三十一年四月一日から平成三十三年九月三十日まで
三　関東運輸局長		
「特別区・武三交通圏」、「北多摩交通圏」、「西多摩交通圏」、「県央交通圏」、「湘南交通圏」、「小田原交通圏」、「市原交通圏」、「県南西部交通圏」、「県北交通圏（埼玉県）」、「中・西毛交通圏」、「水戸県央交通圏」、「県南交通圏（茨城県）」、「県西交通圏」、「県北交通圏（茨城県）」、「県南交通圏（栃木県）」、「塩那交通圏」及び「甲府交通圏」		平成二十九年一月二十七日から平成三十一年九月三十日まで
「鹿行交通圏」		平成二十九年十月一日から平成三十二年九月三十日まで
「京浜交通圏」		平成三十一年四月一日から平成三十三年九月三十日まで
四　北陸信越運輸局長		
「長岡交通圏」、「上越交通圏」、「新発田市Ａ」、「柏崎市Ａ」、「高岡・氷見交通圏」、「砺波市Ｂ」、「南砺市」、「南加賀交通圏」、「松本交通圏」、「上田市Ａ」及び「飯田市Ａ」		平成二十九年一月二十七日から平成三十一年九月三十日まで
「金沢交通圏」		平成三十一年四月一日から平成三十三年九月三十日まで

五　中部運輸局長	「知多交通圏」、「尾張北部交通圏」、「西三河北部交通圏」、「西三河南部交通圏」、「静清交通圏」、「富士・富士宮交通圏」、「沼津・三島交通圏」、「浜松交通圏」、「磐田・掛川交通圏」、「藤枝・焼津交通圏」、「大垣交通圏」、「高山交通圏」、「美濃・可児交通圏」、「東濃東部交通圏」、「福井交通圏」及び「武生交通圏」	平成二十九年一月二十七日から令和元年九月三十日まで
	「東濃西部交通圏」	平成三十年十月一日から令和三年九月三十日まで
	「尾張西部交通圏」、「東三河南部交通圏」及び「松阪交通圏」	平成二十九年十月一日から令和二年九月三十日まで
六　近畿運輸局長	「河南B交通圏」、「京都市域交通圏」、「東播磨交通圏」、「生駒交通圏」、「中部交通圏（奈良県）」、「大津市域交通圏」、「湖南交通圏」、「中部交通圏（滋賀県）」、「湖東交通圏」及び「和歌山市域交通圏」	平成二十九年一月二十七日から令和元年九月三十日まで
	「湖北交通圏」	平成三十年十月一日から令和三年九月三十日まで
	「奈良市域交通圏」	平成三十年七月一日から令和二年九月三十日まで
七　中国運輸局長	「呉市A」、「東広島市」、「福山交通圏」、「鳥取交通圏」、「米子交通圏」、「倉吉交通圏」、「松江市」、「出雲市」、「岡山市」、「津山市」、「下関市」、「宇部市」、「山口市」、「周南市」及び「防府市」	平成二十九年一月二十七日から令和元年九月三十日まで
	「倉敷交通圏」	平成三十年八月一日から令和二年九月三十日まで

五　中部運輸局長	「知多交通圏」、「尾張北部交通圏」、「西三河北部交通圏」、「西三河南部交通圏」、「静清交通圏」、「富士・富士宮交通圏」、「沼津・三島交通圏」、「浜松交通圏」、「磐田・掛川交通圏」、「藤枝・焼津交通圏」、「大垣交通圏」、「高山交通圏」、「美濃・可児交通圏」、「東濃東部交通圏」、「福井交通圏」及び「武生交通圏」	平成二十九年一月二十七日から平成三十一年九月三十日まで
	「東濃西部交通圏」	平成三十年十月一日から平成三十三年九月三十日まで
	「尾張西部交通圏」、「東三河南部交通圏」及び「松阪交通圏」	平成二十九年十月一日から平成三十二年九月三十日まで
六　近畿運輸局長	「北摂交通圏」、「河南B交通圏」、「京都市域交通圏」、「東播磨交通圏」、「生駒交通圏」、「中部交通圏（奈良県）」、「大津市域交通圏」、「湖南交通圏」、「中部交通圏（滋賀県）」、「湖東交通圏」及び「和歌山市域交通圏」	平成二十九年一月二十七日から平成三十一年九月三十日まで
	「湖北交通圏」	平成三十年十月一日から平成三十三年九月三十日まで
	「奈良市域交通圏」	平成三十年七月一日から平成三十二年九月三十日まで
七　中国運輸局長	「呉市A」、「東広島市」、「福山交通圏」、「鳥取交通圏」、「米子交通圏」、「倉吉交通圏」、「松江市」、「出雲市」、「岡山市」、「津山市」、「下関市」、「宇部市」、「山口市」、「周南市」及び「防府市」	平成二十九年一月二十七日から平成三十一年九月三十日まで
	「倉敷交通圏」	平成三十年八月一日から平成三十二年九月三十日まで

八　四国運輸局長	「高松交通圏」、「中讃交通圏」、「徳島交通圏」、「松山交通圏」、「東予交通圏」、「今治交通圏」及び「高知交通圏」	平成二十九年一月二十七日から令和元年九月三十日まで
九　九州運輸局長	「筑豊交通圏」、「佐賀市」、「唐津市」、「佐世保市」、「諫早市」、「八代交通圏」、「別府市」、「都城交通圏」、「延岡市」及び「鹿児島空港交通圏」	平成二十九年一月二十七日から令和元年九月三十日まで
	「熊本交通圏」及び「宮崎交通圏」	平成三十一年四月一日から令和三年九月三十日まで
十　沖縄総合事務局長	「沖縄本島」	平成二十九年一月二十七日から令和元年九月三十日まで

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○原子力規制委員会告示第四号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う原子力規制委員会関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

令和元年七月一日　　原子力規制委員会委員長　更田　豊志

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う原子力規制委員会関係告示の整理に関する告示

（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づき国際規制物資を定める件の一部改正）

第一条　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づき国際規制物資を定める件（昭和四十七年総理府告示第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二十一号の二中「あつて」を「あつて」に改める。

（工場又は事業所における核燃料物質等の運搬に関する措置に係る技術的細目等を定める告示の一部改正）

第二条　工場又は事業所における核燃料物質等の運搬に関する措置に係る技術的細目等を定める告示（昭和五十三年通商産業省告示第六百六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項及び第三条第四号中「障害防止」を「放射線障害防止」に改める。

第五条第五号中「前四号」を「前各号」に改める。

第七条第十号中「障害防止」を「放射線障害防止」に改める。

（核燃料物質等の原子力船等における運搬に関する措置に係る技術的細目等を定める告示の一部改正）

第三条　核燃料物質等の原子力船等における運搬に関する措置に係る技術的細目等を定める告示（昭和五十三年運輸省告示第六百七十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第五号中「前四号」を「前各号」に改める。

八　四国運輸局長	「高松交通圏」、「中讃交通圏」、「徳島交通圏」、「松山交通圏」、「東予交通圏」、「今治交通圏」及び「高知交通圏」	平成二十九年一月二十七日から平成三十一年九月三十日まで
九　九州運輸局長	「筑豊交通圏」、「佐賀市」、「唐津市」、「佐世保市」、「諫早市」、「八代交通圏」、「別府市」、「都城交通圏」、「延岡市」及び「鹿児島空港交通圏」	平成二十九年一月二十七日から平成三十一年九月三十日まで
	「熊本交通圏」及び「宮崎交通圏」	平成三十一年四月一日から平成三十三年九月三十日まで
十　沖縄総合事務局長	「沖縄本島」	平成二十九年一月二十七日から平成三十一年九月三十日まで

（核燃料物質等の第二種廃棄物埋設に関する措置等に係る技術的細目を定める告示の一部改正）

第四条　核燃料物質等の第二種廃棄物埋設に関する措置等に係る技術的細目を定める告示（昭和六十三年科学技術庁告示第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同条第二号中「しや断」を「遮断」に改める。

第四条第二項第五号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同条第三項第一号ロ及び同項第二号ハ中「空げき」を「空隙」に改める。

（船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示の一部改正）

第五条　船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成元年運輸省告示第八十七号）を次のように改める。

別表第一中「メタンを除く。）」を「メタンを除く。）」に改め、「フッ化物」を「ふっ化物」に、「六フッ化ウラン」を「六ふっ化ウラン」に、「フッ化ウラニル」を「ふっ化ウラニル」に、「四フッ化ウラン」を「四ふっ化ウラン」に改める。

（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示の一部改正）

第六条　核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成二年科学技術庁告示第五号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第二項中「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令」を「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令」に改める。

別記様式第一から別記様式第五までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第一中「様式第１」を「別記様式第１」に改め、別記様式第二中「様式第２」を「別記様式第２」に改め、別記様式第三中「様式第３」を「別記様式第３」に改め、別記様式第四中「様式第４」を「別記様式第４」に改め、別記様式第五中「様式第５」を「別記様式第５」に改める。

○国土交通省告示第五百七十二号

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）第三条の二第二項において準用する同法第三条第二項及び第三項の規定に基づき、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年九月三十日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程の一部を改正する告示

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程（平成二十六年国土交通省告示第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

（準特定地域）

第五条　法第三条の二第一項の規定に基づき準特定地域として指定する地域は、道路運送法施行規則第五条の規定に基づき次の表の上欄に掲げる地方運輸局長が定める営業区域のうち同表の中欄に掲げる営業区域とし、当該指定に係る期間は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。

地方運輸局長	営業区域	期間
一　北海道運輸局長	「小樽市」、「函館交通圏」、「旭川交通圏」及び「北見交通圏」	令和元年十月一日から令和四年九月三十日まで
二　東北運輸局長	「青森交通圏」、「八戸交通圏」、「弘前交通圏」、「盛岡交通圏」、「一関交通圏」、「山形交通圏」、「福島交通圏」、「郡山交通圏」及び「会津交通圏」	令和元年十月一日から令和四年九月三十日まで
（略）	（略）	（略）
三　関東運輸局長	「特別区・武三交通圏」、「北多摩交通圏」、「西多摩交通圏」、「県央交通圏」、「湘南交通圏」、「小田原交通圏」、「市原交通圏」、「県南西部交通圏」、「県北交通圏（埼玉県）」、「県北交通圏（茨城県）」、「水戸県央交通圏」、「県南交通圏（茨城県）」、「県西交通圏」、「県南交通圏（栃木県）」、「塩那交通圏」及び「甲府交通圏」	令和元年十月一日から令和四年九月三十日まで
（略）	（略）	（略）
四　北陸信越運輸局長	「長岡交通圏」、「上越交通圏」、「新発田市Ａ」、「柏崎市Ａ」、「松本交通圏」、「上田市Ａ」、「飯田市Ａ」、「高岡・氷見交通圏」、「砺波市Ｂ、南砺市」及び「南加賀交通圏」	令和元年十月一日から令和四年九月三十日まで
（略）	（略）	（略）

改正前

（準特定地域）

第五条　法第三条の二第一項の規定に基づき準特定地域として指定する地域は、道路運送法施行規則第五条の規定に基づき次の表の上欄に掲げる地方運輸局長が定める営業区域のうち同表の中欄に掲げる営業区域とし、当該指定に係る期間は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。

地方運輸局長	営業区域	期間
一　北海道運輸局長	「小樽市」、「函館交通圏」、「旭川交通圏」、「苫小牧交通圏」及び「北見交通圏」	平成二十九年一月二十七日から令和元年九月三十日まで
二　東北運輸局長	「青森交通圏」、「八戸交通圏」、「弘前交通圏」、「盛岡交通圏」、「一関交通圏」、「福島交通圏」、「郡山交通圏」、「会津交通圏」及び「山形交通圏」	平成二十九年一月二十七日から令和元年九月三十日まで
（略）	（略）	（略）
三　関東運輸局	「特別区・武三交通圏」、「北多摩交通圏」、「西多摩交通圏」、「県央交通圏」、「湘南交通圏」、「小田原交通圏」、「市原交通圏」、「県北交通圏（埼玉県）」、「中・西毛交通圏」、「水戸県央交通圏」、「県南交通圏（茨城県）」、「県西交通圏」、「県北交通圏（栃木県）」、「塩那交通圏」及び「甲府交通圏」	平成二十九年一月二十七日から令和元年九月三十日まで
	「鹿行交通圏」	平成二十九年十月一日から令和二年九月三十日まで
（略）	（略）	（略）
四　北陸信越運輸局長	「長岡交通圏」、「上越交通圏」、「新発田市Ａ」、「柏崎市Ａ」、「高岡・氷見交通圏」、「砺波市Ｂ、南砺市」、「南加賀交通圏」、「松本交通圏」、「上田市Ａ」及び「飯田市Ａ」	平成二十九年一月二十七日から令和元年九月三十日まで
（略）	（略）	（略）

五　中部運輸局長	「知多交通圏」、「尾張北部交通圏」、「西三河北部交通圏」、「西三河南部交通圏」、「静清交通圏」、「浜松交通圏」、「富士・富士宮交通圏」、「沼津・三島交通圏」、「磐田・掛川交通圏」、「藤枝・焼津交通圏」、「大垣交通圏」、「高山交通圏」、「東濃東部交通圏」、「美濃・可児交通圏」、「福井交通圏」及び「武生交通圏」		令和元年十月一日から令和四年九月三十日まで
	「東濃西部交通圏」		平成三十年十月一日から令和三年九月三十日まで
六　近畿運輸局長	「河南Ｂ交通圏」、「京都市域交通圏」、「東播磨交通圏」、「生駒交通圏」、「中部交通圏（奈良県）」、「大津市域交通圏」、「湖南交通圏」、「中部交通圏（滋賀県）」、「湖東交通圏」及び「和歌山市域交通圏」		令和元年十月一日から令和四年九月三十日まで
七　中国運輸局長	（略）	（略）	（略）
	「呉市Ａ」、「東広島市」、「福山交通圏」、「鳥取交通圏」、「米子交通圏」、「倉吉交通圏」、「松江市」、「出雲市」、「岡山市」、「津山市」、「下関市」、「宇部市」、「山口市」、「周南市」及び「防府市」	（略）	令和元年十月一日から令和四年九月三十日まで
八　四国運輸局長	「高松交通圏」、「中讃交通圏」、「徳島交通圏」、「松山交通圏」、「東予交通圏」、「今治交通圏」及び「高知交通圏」		令和元年十月一日から令和四年九月三十日まで

五　中部運輸局長	「知多交通圏」、「尾張北部交通圏」、「西三河北部交通圏」、「西三河南部交通圏」、「静清交通圏」、「富士・富士宮交通圏」、「沼津・三島交通圏」、「浜松交通圏」、「磐田・掛川交通圏」、「藤枝・焼津交通圏」、「大垣交通圏」、「高山交通圏」、「東濃東部交通圏」、「美濃・可児交通圏」、「福井交通圏」及び「武生交通圏」		平成二十九年一月二十七日から令和元年九月三十日まで
	「東濃西部交通圏」		平成三十年十月一日から令和三年九月三十日まで
	「尾張西部交通圏」、「東三河南部交通圏」及び「松阪交通圏」		平成二十九年十月一日から令和二年九月三十日まで
六　近畿運輸局長	「河南Ｂ交通圏」、「京都市域交通圏」、「東播磨交通圏」、「生駒交通圏」、「中部交通圏（奈良県）」、「大津市域交通圏」、「湖南交通圏」、「中部交通圏（滋賀県）」、「湖東交通圏」及び「和歌山市域交通圏」		平成二十九年一月二十七日から令和元年九月三十日まで
七　中国運輸局長	（略）	（略）	（略）
	「呉市Ａ」、「東広島市」、「福山交通圏」、「鳥取交通圏」、「米子交通圏」、「倉吉交通圏」、「松江市」、「出雲市」、「岡山市」、「津山市」、「下関市」、「宇部市」、「山口市」、「周南市」及び「防府市」	（略）	平成二十九年一月二十七日から令和元年九月三十日まで
八　四国運輸局長	「高松交通圏」、「中讃交通圏」、「徳島交通圏」、「松山交通圏」、「東予交通圏」、「今治交通圏」及び「高知交通圏」		平成二十九年一月二十七日から令和元年九月三十日まで

九　九州運輸局長	「筑豊交通圏」、「佐賀市」、「唐津市」、「佐世保市」、「諫早市」、「八代交通圏」、「別府市」、「都城交通圏」、「延岡市」及び「鹿児島空港交通圏」	（略）
十　沖縄総合事務局長	「沖縄本島」	（略）

令和元年十月一日から令和四年九月三十日まで	（略）	
令和元年十月一日から令和四年九月三十日まで	（略）	

附　則

この告示は、令和元年十月一日から施行する。

九　九州運輸局長	「筑豊交通圏」、「佐賀市」、「唐津市」、「佐世保市」、「諫早市」、「八代交通圏」、「別府市」、「都城交通圏」、「延岡市」及び「鹿児島空港交通圏」	（略）
十　沖縄総合事務局長	「沖縄本島」	（略）

平成二十九年一月二十七日から令和元年九月三十日まで	（略）	
平成二十九年一月二十七日から令和元年九月三十日まで	（略）	

資料２－２

公　　示

特定地域の指定基準等について

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成２１年法律第６４号）第３条に規定する特定地域の指定基準等について、下記のとおり公示する。

平成２７年１月３０日

関東運輸局長　又野　己知

記

１．特定地域の指定

国土交通大臣は、直近年度末現在のタクシー車両数が適正車両数の上限値を上回っている準特定地域のうち、次の（１）から（６）のいずれにも該当する営業区域を特定地域として指定するものとする。ただし、日車営収が平成13年度と比較して増加している営業区域については指定しないものとする。

（１）実働実車率が平成13年度と比較して10%以上減少していること。

（２）次の①又は②のいずれかに該当すること。

①　当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計のうち、タクシー事業に係る営業収支率が100%を下回る事業者が当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が占める割合（以下「赤字事業者車両数シェア」という。）が1/2以上であること。

②　赤字事業者車両数シェアが1/3以上であって、前年度と比較して赤字事業者車両数シェアが10ポイント以上増加していること。

（３）人口30万人以上の都市を含む営業区域であること。

（４）総実車キロが前年度と比較して５%以上増加していないこと。

（５）次の①から③のいずれかに該当すること。

①　日車営収又は日車実車キロが平成13年度と比較して10%以上減少していること。

②　当該営業区域における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近５年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近５年間の平均値を上回っていること。

③　当該営業区域における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近５年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近５年間の平均値を上回っていること。

（６）当該営業区域における協議会の同意があること。

２．指定期間等

１．の指定は、原則として毎年１月１日を目途に３年を超えない範囲で期間を定めて指定するものとし、指定の延長は原則として１回に限って行うことができるものとする。ただし、指定期間中であっても、１．に掲げる基準に該当しなくなった場合（指定からの期間が２年未満の場合を除く。）、国土交通大臣は指定の解除を行うものとする。

また、指定を解除する営業区域又は指定の延長を行わない営業区域にあっては、原則として準特定地域として指定するものとする。

なお、当該指定及び指定の解除は告示により行う。

３．指定等のための各種指標の把握等

指定等に当たっては各年度ごとの旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年３月31日運輸省令第21号）に基づく法人事業者の事業実績報告等を用いるものとし、地方運輸局は、毎年度の各営業区域ごとの数値を原則として７月30日までにとりまとめ、本省に報告するものとする。

附　則

１　本通達は、平成27年1月30日から施行する。

２．平成25年度の各種指標に基づく特定地域の指定については、本則２．に定める期日にかかわらず、指定するものとする。

公　　示

準特定地域の指定基準等について

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成２１年法律第６４号）第３条の２に規定する準特定地域の指定基準等について、下記のとおり公示する。

平成２６年１月２７日

関東運輸局長　原　喜信

記

１　準特定地域の指定

国土交通大臣は、次の（１）又は（２）のいずれかに該当する営業区域を準特定地域として指定するものとし、当該指定は告示により行うものとする。

（１）人口10万人以上の都市を含む営業区域であって、①から③までのいずれかに該当するもの。

①　日車実車キロ又は日車営収が、平成13年度と比較して減少していること。

②　前５年間の事故件数が毎年度増加していること。

③　前５年間の法令違反の件数が毎年度増加していること。

（２）人口10万人以上の都市を含まない営業区域であって、①から③までのいずれにも該当するもの。

①　人口が概ね５万人以上の都市を含むこと。

②　(ｲ)から(ﾊ)までのいずれかに該当すること。

(ｲ)　日車実車キロ又は日車営収が、平成13年度と比較して10%以上下回っていること。

(ﾛ)　前５年間の事故件数が毎年度増加していること。

(ﾊ)　前５年間の法令違反の件数が毎年度増加していること。

③　当該営業区域を含む都道府県知事又は市町村長から、国土交通大臣に対して、当該地域を指定することについて要請があったこと。

２　指定期間等

１の指定は、原則として毎年10月１日を目途に３年を超えない範囲で期間を定めて指定するものとする。ただし、指定期間中であっても、国土交通大臣は

１に掲げる基準に該当しなくなったと認めるときは、指定の解除を行うものとし、当該指定の解除は告示により行うものとする。

３　指定等のための各種指標の把握等

指定等に当たっては各年度ごとの旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年３月31日運輸省令第21号）に基づく法人事業者の事業実績報告や、法令違反の実績等を用いるものとし、地方運輸局は毎年度の各営業区域ごとの数値を原則として６月30日までにとりまとめ、本省に報告するものとする。

附　則

本公示は、平成26年１月27日から施行する。

資料２－３

東京都北多摩交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱

制定平成２１年１１月　４日

（目的）

第１条　東京都北多摩交通圏タクシー準特定地域協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成２１年法律第６４号。以下「法」という。）の規定に基づき、東京都北多摩交通圏（以下「準特定地域」という。）の関係者の自主的な取組を中心として、当該準特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる準特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

（定義）

第２条　この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。

２　この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車をいう。

３　この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。

４　この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。

５　この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。

（実施事項）

第３条　協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

(1)　準特定地域計画の作成

(2)　次に掲げる準特定地域計画の実施に係る連絡調整

①　準特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集

②　準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請

③　①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める準特定地域計画の実施に係る連絡調整

(3)　準特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議

①　協議会の運営方法

②　①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

（協議会の構成員）

第４条　協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とする。

（注）（１）～（４）は、法第８条第１項に規定する構成員、（５）～（７）は、同第２項に規定する構成員。

(1)　関係地方公共団体の長

(2)　タクシー事業者等

(3)　労働組合等

(4)　地域住民

(5)　学識経験者

①　戸崎肇（首都大学東京都市環境学部自然・文化ツーリズムコース観光政策・情報領域特任教授、桜美林大学ビジネスマネジメント学群アビエーションマネジメント学類教授）

②　若林亜理砂（駒澤大学法科大学院教授）

(6)　その他タクシー事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者

東日本旅客鉄道株式会社　東京支社　総務部　企画室　企画調整課長

(7)　その他協議会が必要と認める者

①　佐々木達也（読売新聞東京本社~~主任研究員兼編集~~論説委員）

②　保坂健二（ニッポン放送~~編成局編成業務部部長~~コンテンツプランニング局コンテンツ業務部長）

③　小笠原勝（株式会社文昌堂~~執行役員・総務部部長~~総務部執行役員部長）

２　協議会は前項の（１）～（４）の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項の（５）～（７）の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

３　協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は会長等（事務局長をおく場合は事務局長。以下同じ。）に申し出をするものとする。

ただし、第５条第１３項の規定に基づき協議会の公表があった場合には、協議会の開催日の３０日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。

４　協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

（協議会の運営）

第５条　協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

２　会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。

３　会長の任期は~~平成３１年９月３０日~~令和４年９月３０日までとする。

４　会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

5　協議会には事務局を設置する。

6　事務局には事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。

7　事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。

8　事務局長の任期は~~平成３１年９月３０日~~令和４年９月３０日までとする。

9　各区分毎の構成員の発言時間の配分は、協議会の開催予定時間の１５％を上限として会長が割り振るものとする。

10　協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1)　会長の選出を議決する場合　第４条第１項（2）及び（3）に掲げる構成員はその区分毎に１個の議決権を、その他の構成員については各自１個の議決権を与えるものとし、議決権の過半数に当たる多数をもって行う。

(2)　設置要綱の変更を議決する場合　次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

①　協議会の構成員である地方公共団体の長が全て合意すること。

②　設置要綱の変更について合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

③　設置要綱の変更について合意するタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

④　労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。

⑤　地域住民として参加している構成員の過半数が合意すること。

⑥　法第８条第２項各号に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意すること。

(3)　準特定地域計画の作成及び変更を議決する場合　次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

①　(2)①及び③から⑤までに掲げる要件を満たしていること。

②　準特定地域計画に合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該準特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。

③　協議会の構成員である関係行政機関が合意すること。

④　法第８条第２項各号に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意すること。

⑤　法第８条第２項各号に掲げる者に該当する構成員のうち準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意すること。

(4)　(1)から(3)まで以外の議決を行う場合　次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

①　会長が合意すること。

②　合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

③　①及び②以外の構成員において、第４条第１項（3）に掲げる構成員はその区分毎に１個の議決権を、その他の構成員については各自１個の議決権を与えるものとし、過半数が合意すること。

11　協議会は、準特定地域計画作成後も定期的に開催することとする。

12　前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会の開催の是非は会長が決めるものとする。

13　会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の４５日前までにその旨を公表するものとする。

14　協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

15　協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。

また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。

16　会長は、次に掲げる事項に加え、軽微な事項について、やむを得ない事由により協議会の開催が困難な場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果をもって協議会の決議に代えることができる。

なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあっては、第４条第３項中の「３０日前」とあるのは「３日前」とし、第５条第１３項中の「４５日前」とあるのは「１０日前」とする。

(1)　新規許可、営業区域の設定及び増車に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決

(2)　公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決

（分科会）

第６条　協議会の運営のため、協議会会長が必要と認めたときは、協議会の下に分科会を設置することができる。

２　分科会は、第３条の実施事項の内容に応じ、第４条の構成員のうちから協議会会長が必要と認めた者で構成する。

３　分科会には、会長をおき、分科会会長は、協議会の会長が指名する。

４　分科会で検討した内容は協議会に報告するものとする。

５　その他分科会の運営に関して必要な事項は、協議会会長と分科会会長で協議し定める

ものとする。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附則　平成２２年　９月２１日　一部改正
附則　平成２３年１１月　４日　一部改正
附則　平成２４年１１月２０日　一部改正
附則　平成２５年１１月２８日　一部改正
附則　平成２６年　１月２４日　一部改正
附則　平成２６年　２月１８日　一部改正
附則　平成２７年　２月２４日　一部改正
附則　平成２７年１２月１５日　一部改正
附則　平成２９年　３月２９日　一部改正
附則　平成３０年１１月１９日　一部改正
附則　令和　　年　　月　　日　一部改正

資料２－４

東京都西多摩交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱

制定平成２１年１１月　４日

（目的）

第１条　東京都西多摩交通圏タクシー準特定地域協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成２１年法律第６４号。以下「法」という。）の規定に基づき、東京都西多摩交通圏（以下「準特定地域」という。）の関係者の自主的な取組を中心として、当該準特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる準特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

（定義）

第２条　この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。

２　この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車をいう。

３　この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。

４　この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。

５　この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。

（実施事項）

第３条　協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

(1)　準特定地域計画の作成

(2)　次に掲げる準特定地域計画の実施に係る連絡調整

①　準特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集

②　準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請

③　①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める準特定地域計画の実施に係る連絡調整

(3)　準特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議

①　協議会の運営方法

②　①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

（協議会の構成員）

第４条　協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とする。

（注）（１）～（４）は、法第８条第１項に規定する構成員、（５）～（７）は、同第２項に規定する構成員。

(1)　関係地方公共団体の長

(2)　タクシー事業者等

(3)　労働組合等

(4)　地域住民

(5)　学識経験者

①　戸崎肇（首都大学東京都市環境学部自然・文化ツーリズムコース観光政策・情報領域特任教授、桜美林大学ビジネスマネジメント学群アビエーションマネジメント学類教授）

②　若林亜理砂（駒澤大学法科大学院教授）

(6)　その他タクシー事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者

東日本旅客鉄道株式会社　東京支社　総務部　企画室　企画調整課長

(7)　その他協議会が必要と認める者

①　佐々木達也（読売新聞東京本社~~主任研究員兼編集~~論説委員）

②　保坂健二（ニッポン放送~~編成局編成業務部部長~~コンテンツプランニング局コンテンツ業務部長）

③　小笠原勝（株式会社文昌堂~~執行役員・総務部部長~~総務部執行役員部長）

２　協議会は前項の（１）～（４）の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項の（５）～（７）の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

３　協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は会長等（事務局長をおく場合は事務局長。以下同じ。）に申し出をするものとする。

ただし、第５条第１３項の規定に基づき協議会の公表があった場合には、協議会の開催日の３０日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。

４　協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

（協議会の運営）

第５条　協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

２　会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。

３　会長の任期は~~平成３１年９月３０日~~令和４年９月３０日までとする。

４　会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

5　協議会には事務局を設置する。

6　事務局には事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。

7　事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。

8　事務局長の任期は~~平成３１年９月３０日~~令和４年９月３０日までとする。

9　各区分毎の構成員の発言時間の配分は、協議会の開催予定時間の１５％を上限として会長が割り振るものとする。

10　協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1)　会長の選出を議決する場合　第４条第１項（2）及び（3）に掲げる構成員はその区分毎に１個の議決権を、その他の構成員については各自１個の議決権を与えるものとし、議決権の過半数に当たる多数をもって行う。

(2)　設置要綱の変更を議決する場合　次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

①　協議会の構成員である地方公共団体の長が全て合意すること。

②　設置要綱の変更について合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

③　設置要綱の変更について合意するタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

④　労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。

⑤　地域住民として参加している構成員の過半数が合意すること。

⑥　法第８条第２項各号に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意すること。

(3)　準特定地域計画の作成及び変更を議決する場合　次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

①　(2)①及び③から⑤までに掲げる要件を満たしていること。

②　準特定地域計画に合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該準特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。

③　協議会の構成員である関係行政機関が合意すること。

④　法第８条第２項各号に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意すること。

⑤　法第８条第２項各号に掲げる者に該当する構成員のうち準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意すること。

(4)　(1)から(3)まで以外の議決を行う場合　次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

①　会長が合意すること。

②　合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

③　①及び②以外の構成員において、第４条第１項（3）に掲げる構成員はその区分毎に１個の議決権を、その他の構成員については各自１個の議決権を与えるものとし、過半数が合意すること。

11　協議会は、準特定地域計画作成後も定期的に開催することとする。

12　前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会の開催の是非は会長が決めるものとする。

13　会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の４５日前までにその旨を公表するものとする。

14　協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

15　協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。

また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。

16　会長は、次に掲げる事項に加え、軽微な事項について、やむを得ない事由により協議会の開催が困難な場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果をもって協議会の決議に代えることができる。

なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあっては、第４条第３項中の「３０日前」とあるのは「3日前」とし、第５条第１３項中の「４５日前」とあるのは「１０日前」とする。

(1)　新規許可、営業区域の設定及び増車に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決

(2)　公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決

（分科会）

第６条　協議会の運営のため、協議会会長が必要と認めたときは、協議会の下に分科会を設置することができる。

２　分科会は、第３条の実施事項の内容に応じ、第４条の構成員のうちから協議会会長が必要と認めたもので構成する。

３　分科会には、会長をおき、分科会会長は、協議会会長が指名する。

４　分科会で検討した内容は、協議会へ報告するものとする。

５　その他分科会の運営に関して必要な事項は、協議会会長と分科会会長で協議し定める

ものとする。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附則　平成２２年　９月２１日　一部改正
附則　平成２３年１１月　４日　一部改正
附則　平成２４年１１月２０日　一部改正
附則　平成２５年１１月２８日　一部改正
附則　平成２６年　１月２４日　一部改正
附則　平成２６年　２月１８日　一部改正
附則　平成２７年　２月２４日　一部改正
附則　平成２７年１２月１５日　一部改正
附則　平成２９年　３月２９日　一部改正
附則　平成３０年１１月３０日　一部改正
附則　令和　　年　　月　　日　一部改正

資料２－５

東京都南多摩交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱

制定　平成２１年１１月　４日

（目的）

第１条　東京都南多摩交通圏タクシー特定地域協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成２１年法律第６４号。以下「法」という。）の規定に基づき、東京都南多摩交通圏（以下「特定地域」という。）の関係者の合意に基づいて、当該特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

（定義）

第２条　この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。

２　この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車をいう。

３　この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。

４　この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。

５　この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。

（実施事項）

第３条　協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

(1)　特定地域計画の作成

(2)　次に掲げる特定地域計画の実施に係る連絡調整

①　特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集

②　特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請

③　①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める特定地域計画の実施に係る連絡調整

(3)　特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議

①　協議会の運営方法

②　①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

（協議会の構成員）

第４条　協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とする。

（注）（１）～（４）は、法第８条第１項に規定する構成員、（５）～（７）は、同第２項に規定する構成員。

(1)　関係地方公共団体の長

(2)　タクシー事業者等

(3)　労働組合等

(4)　地域住民

(5)　学識経験者

①　戸崎肇（首都大学東京都市環境学部自然・文化ツーリズムコース観光政策・情報領域特任教授、桜美林大学ビジネスマネジメント学群アビエーションマネジメント学類教授）

②　若林亜理砂（駒澤大学法科大学院教授）

(6)　その他タクシー事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者

東日本旅客鉄道株式会社　東京支社　総務部　企画室　企画調整課長

(7)　その他協議会が必要と認める者

①　佐々木達也（読売新聞東京本社~~主任研究員兼編集~~論説委員）

②　保坂健二（ニッポン放送~~編成局編成業務部部長~~コンテンツプランニング局コンテンツ業務部長）

③　小笠原勝（株式会社文昌堂~~執行役員・総務部部長~~総務部執行役員部長）

２　協議会は前項の（１）～（４）の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項の（５）～（７）の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

３　協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は会長等（事務局長をおく場合は事務局長。以下同じ。）に申し出をするものとする。

ただし、第５条第１４項の規定に基づき協議会の公表があった場合には、協議会の開催日の３０日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。

４　協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

（協議会の運営）

第５条　協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

２　会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。

３　会長の任期は~~平成３１年６月３０日~~令和２年３月３１日までとする。

４　会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

5　協議会には事務局を設置する。

6　事務局には事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。

7　事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。

8　事務局長の任期は~~平成３１年６月３０日~~令和２年３月３１日までとする。

9　各区分毎の構成員の発言時間の配分は、協議会の開催予定時間の１５％を上限として会長が割り振るものとする。

10　協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1)　会長の選出を議決する場合　第４条第１項（2）及び（3）に掲げる構成員はその区分毎に１個の議決権を、その他の構成員については各自１個の議決権を与えるものとし、議決権の過半数に当たる多数をもって行う。

(2)　設置要綱の変更を議決する場合　次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

①　協議会の構成員である地方公共団体の長が全て合意すること。

②　設置要綱の変更について合意するタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

③　設置要綱の変更について合意するタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

④　労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。

⑤　地域住民として参加している構成員の過半数が合意すること。

⑥　法第８条第２項各号に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意すること。

(3)　特定地域計画の作成及び変更を議決する場合　次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

①　(2)①及び③から⑤までに掲げる要件を満たしていること。

②　特定地域計画に合意するタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の３分の２以上であること。

③　タクシー事業者の区分ごとに、合意するタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。

④　協議会の構成員である関係行政機関が全て合意すること。

⑤　法第８条第２項各号に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の

過半数が合意すること。

⑥　法第８条第２項各号に掲げる者に該当する構成員のうち特定地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意すること。

(4)　(1)から(3)まで以外の議決を行う場合　次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

①　会長が合意すること。

②　合意するタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

③　①及び②以外の構成員において、第４条第１項（3）に掲げる構成員はその区分毎に１個の議決権を、その他の構成員については各自１個の議決権を与えるものとし、過半数が合意すること。

11　前項（３）③に掲げるタクシー事業者の区分は、次のとおりとする。

(1)　大規模事業者　特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の合計が 65 両以上

(2)　中規模事業者　特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の合計が 42 両以上 64 両以下

(3)　小規模事業者　特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の合計が 41 両以下

(4)　個人タクシー事業者

12　協議会は、特定地域計画作成後も定期的に開催することとする。

13　前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会の開催の是非は会長が決めるものとする。

14　会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の４５日前までにその旨を公表するものとする。

15　協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

16　協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。

また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。

17　会長は、公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の提出に加え、軽微な事項について、やむを得ない事由により協議会の開催が困難な場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果をもって協議会の決議に代えることができる。

なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあっては、第４条第３項中の「３０日前」とあるのは「３日前」とし、第５条第１４項中の「４５日前」とあるのは「１０日前」とする。

（分科会）

第６条　協議会の運営のため、協議会会長が必要と認めたときは、協議会の下に分科会を設置することができる。

２　分科会は、第３条の実施事項の内容に応じ、第４条の構成員のうちから協議会会長が必要と認めた者で構成する。

３　分科会には、会長をおき、分科会会長は、協議会会長が指名する。

４　分科会で検討した内容は、協議会に報告するものとする。

５　その他分科会の運営に関して必要な事項は、協議会会長と分科会会長で協議し定めるものとする。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附則　平成２２年　９月２１日　一部改正
附則　平成２３年１１月　４日　一部改正
附則　平成２４年１１月２０日　一部改正
附則　平成２５年１１月２８日　一部改正
附則　平成２６年　１月２４日　一部改正
附則　平成２６年　２月１８日　一部改正
附則　平成２７年　２月２４日　一部改正
附則　平成２７年１２月１５日　一部改正
附則　平成２８年　８月２３日　一部改正
附則　平成２９年　３月２９日　一部改正
附則　平成３０年１１月１９日　一部改正
附則　令和　　年　　月　　日　一部改正

資料３－１

タクシー事業の現状について

（北多摩・西多摩・南多摩交通圏）

1. 車両台数と総需要量、総供給量、日車営収の推移

①北多摩交通圏

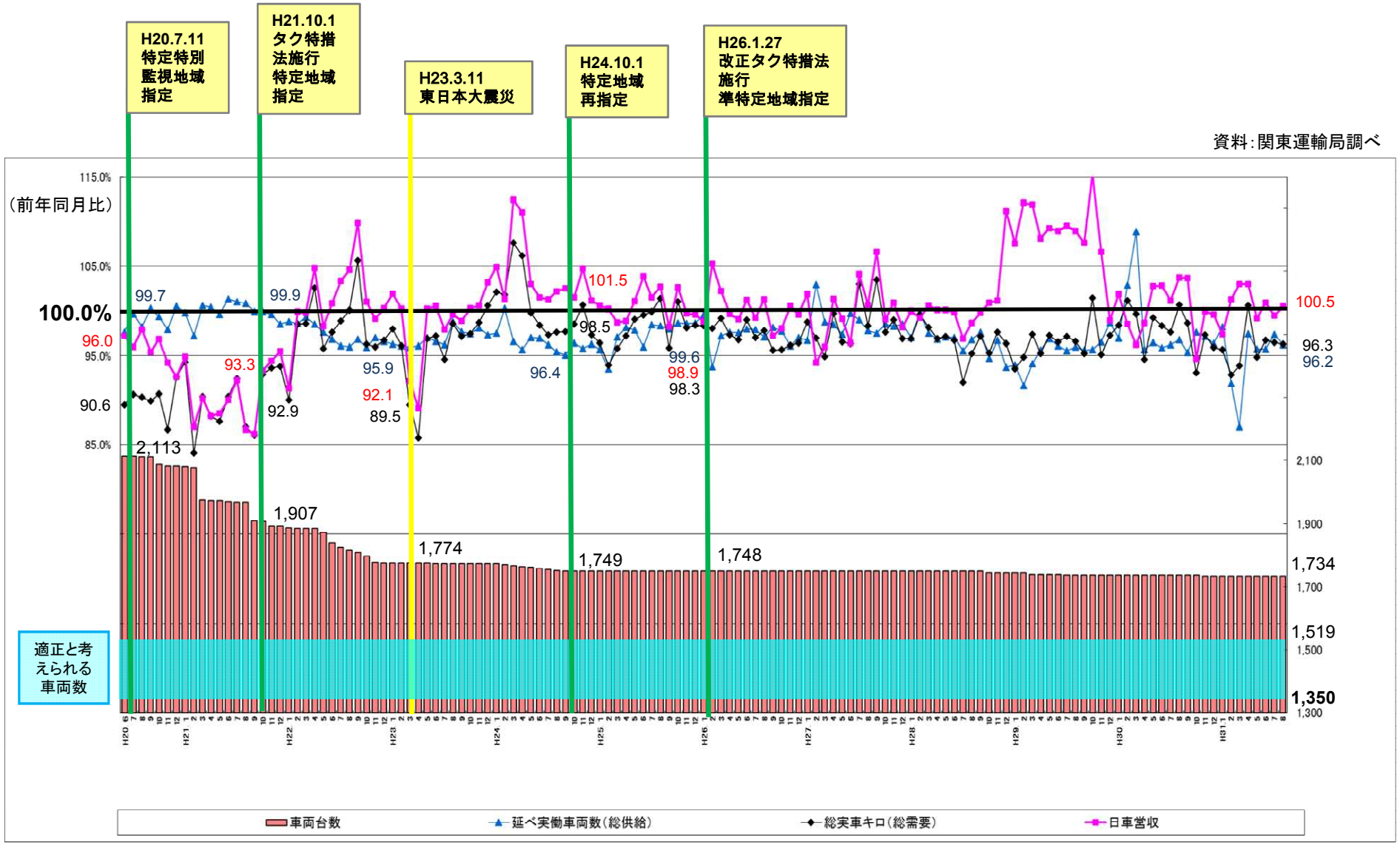

1. 車両台数と総需要量、総供給量、日車営収の推移

②西多摩交通圏

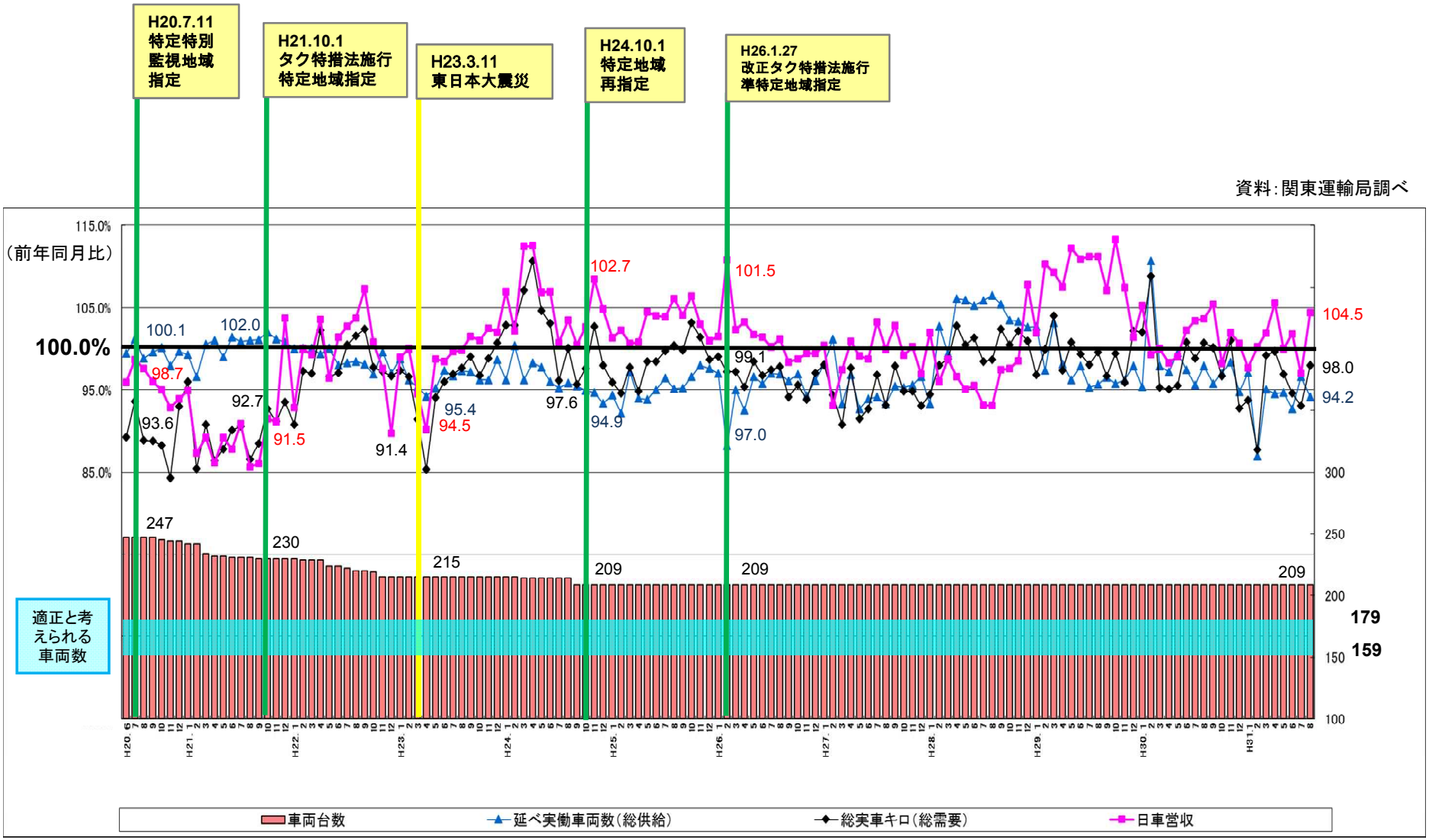

1. 車両台数と総需要量、総供給量、日車営収の推移

③南多摩交通圏

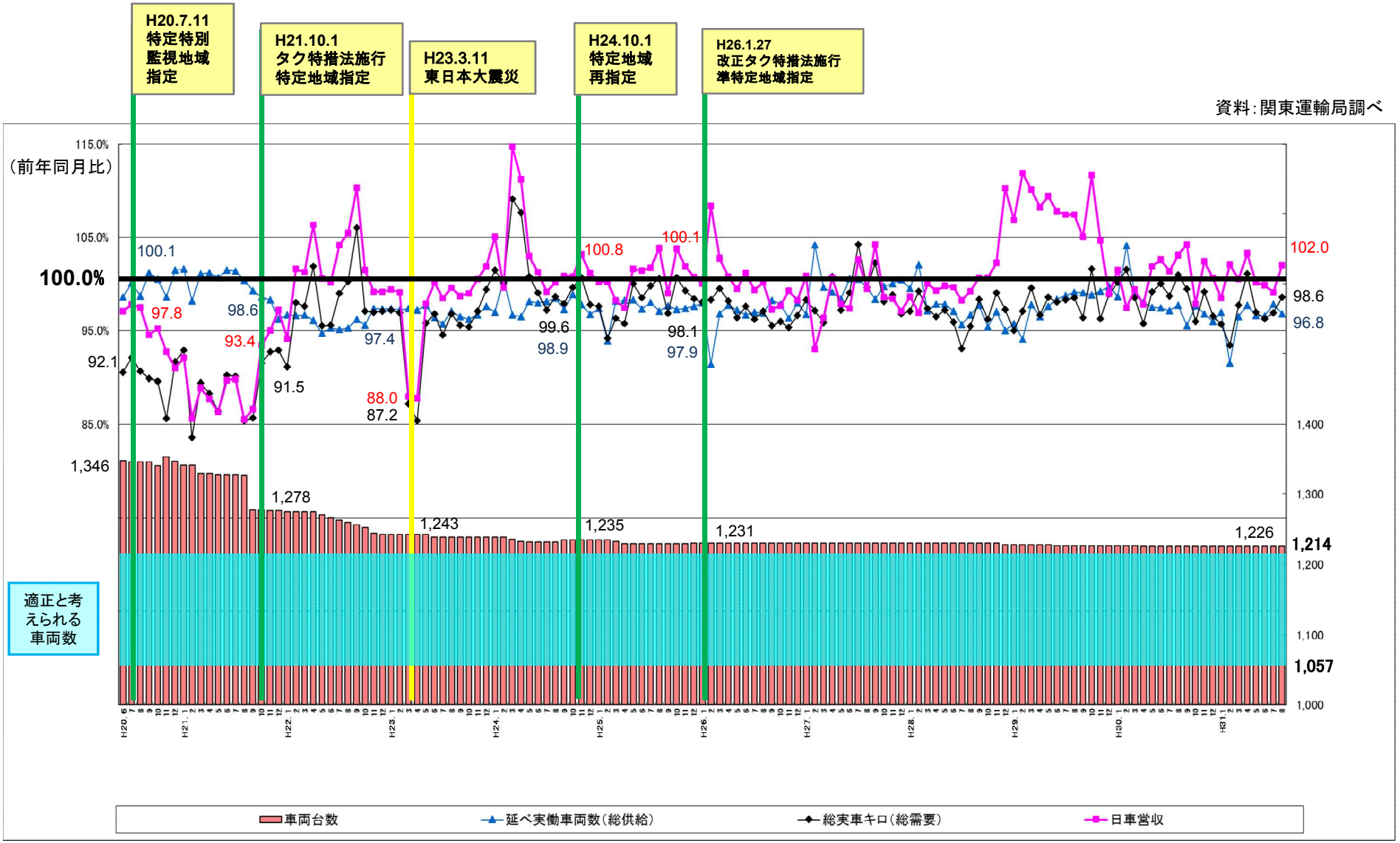

2. 各種指標の比較（①北多摩交通圏）

①輸送人員の推移

資料：関東運輸局調べ

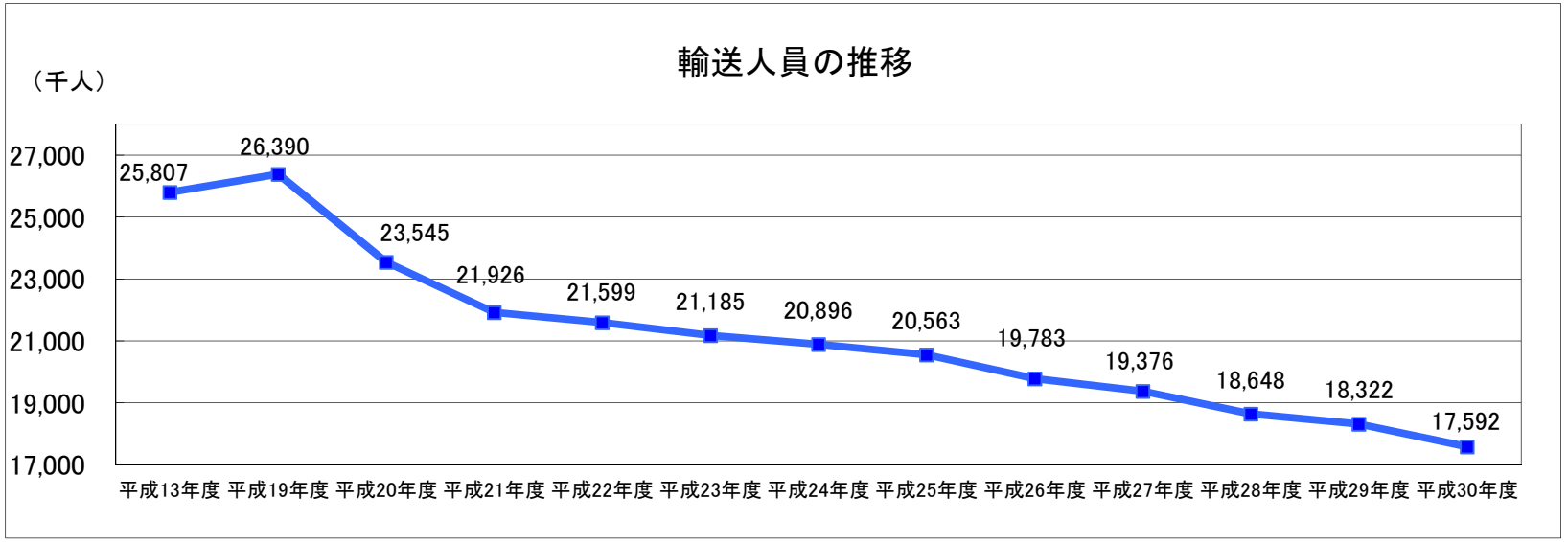

②営業収入の推移

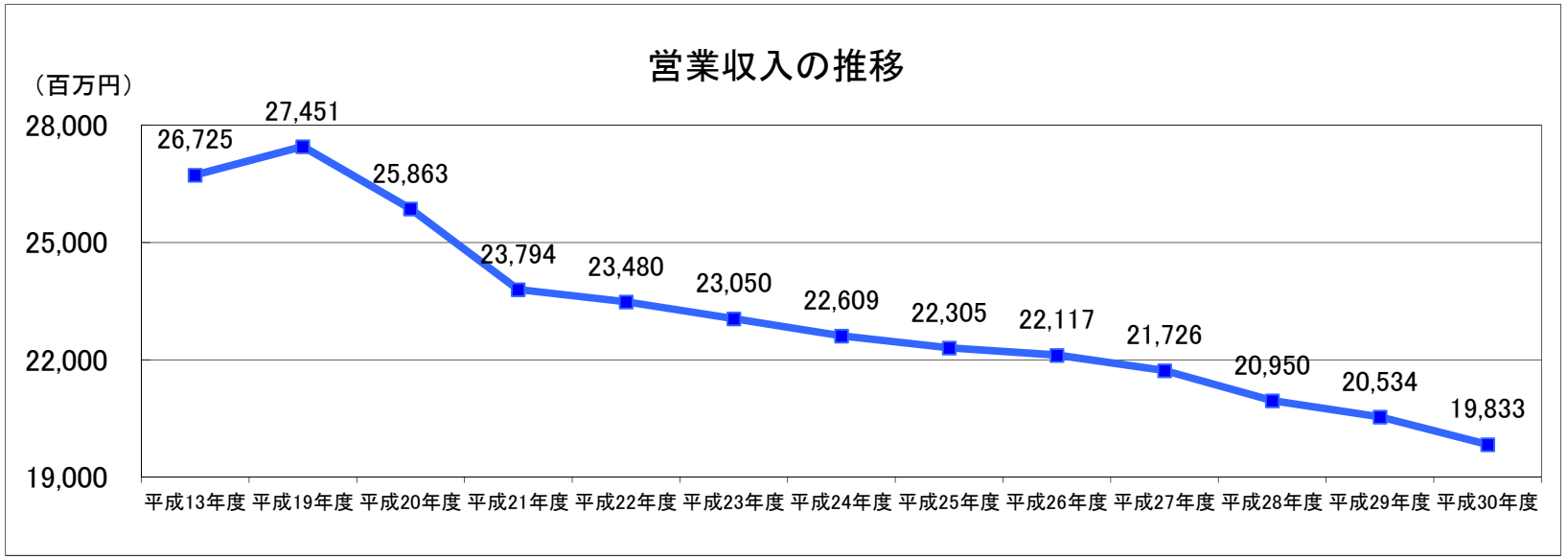

2. 各種指標の比較（①北多摩交通圏）

③日車営収の推移

資料：関東運輸局調べ

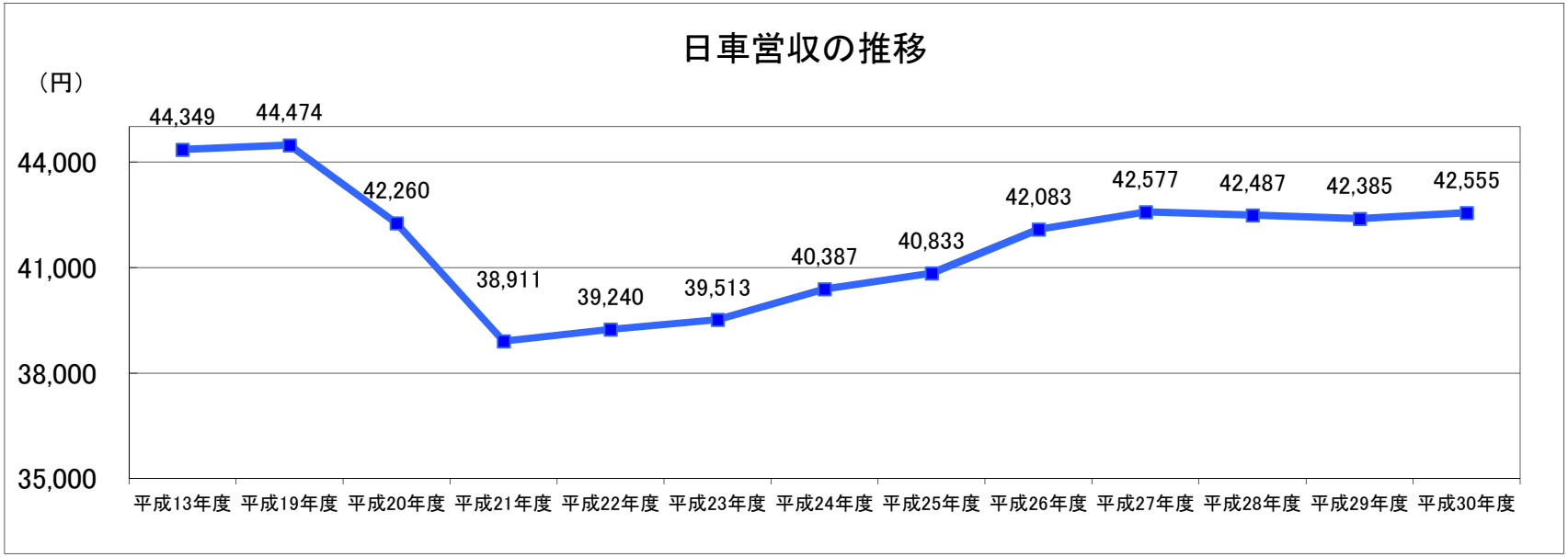

④日車実車キロの推移

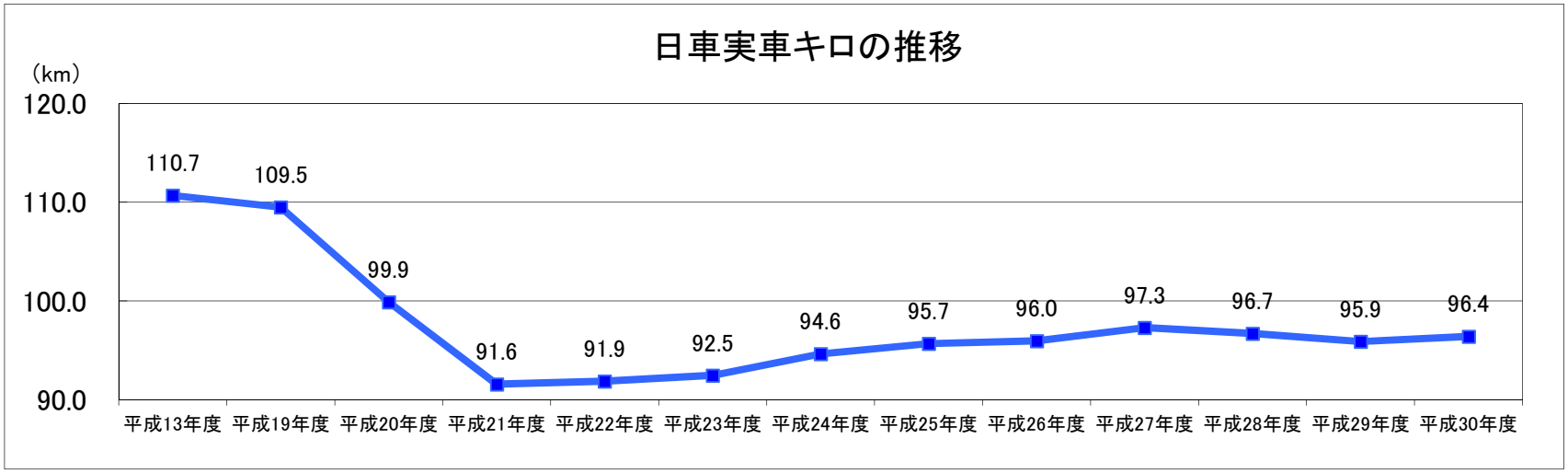

2. 各種指標の比較（①北多摩交通圏）

⑤実働率の推移

資料：関東運輸局調べ

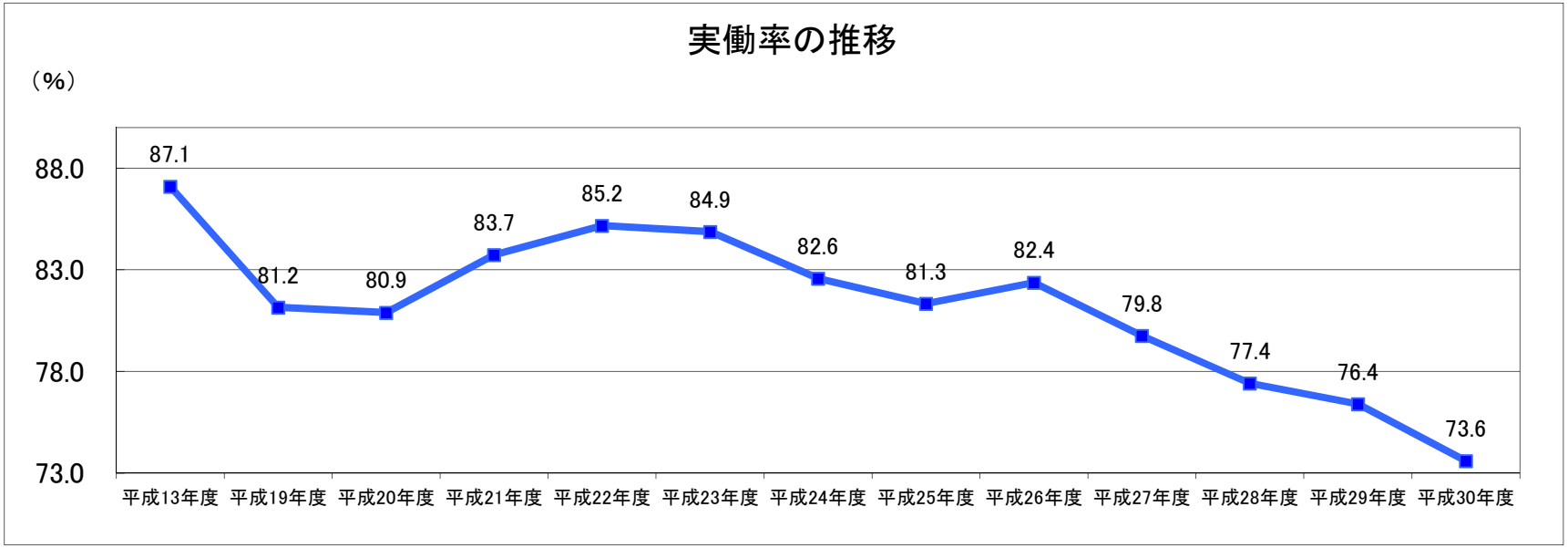

⑥実車率の推移

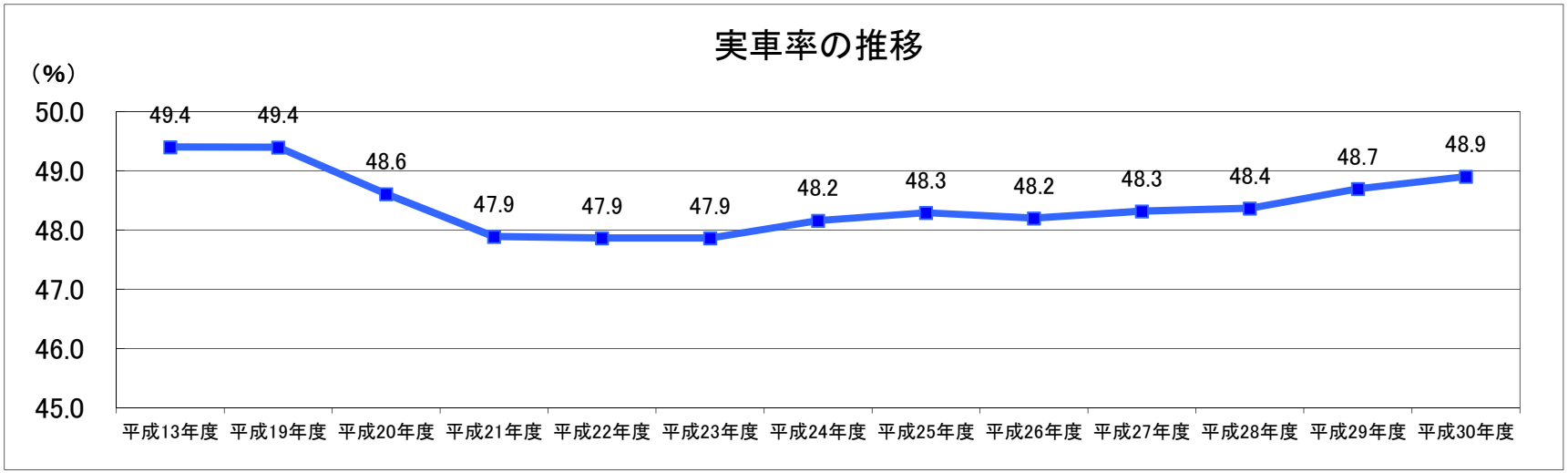

2. 各種指標の比較（②西多摩交通圏）

①輸送人員の推移

資料：関東運輸局調べ

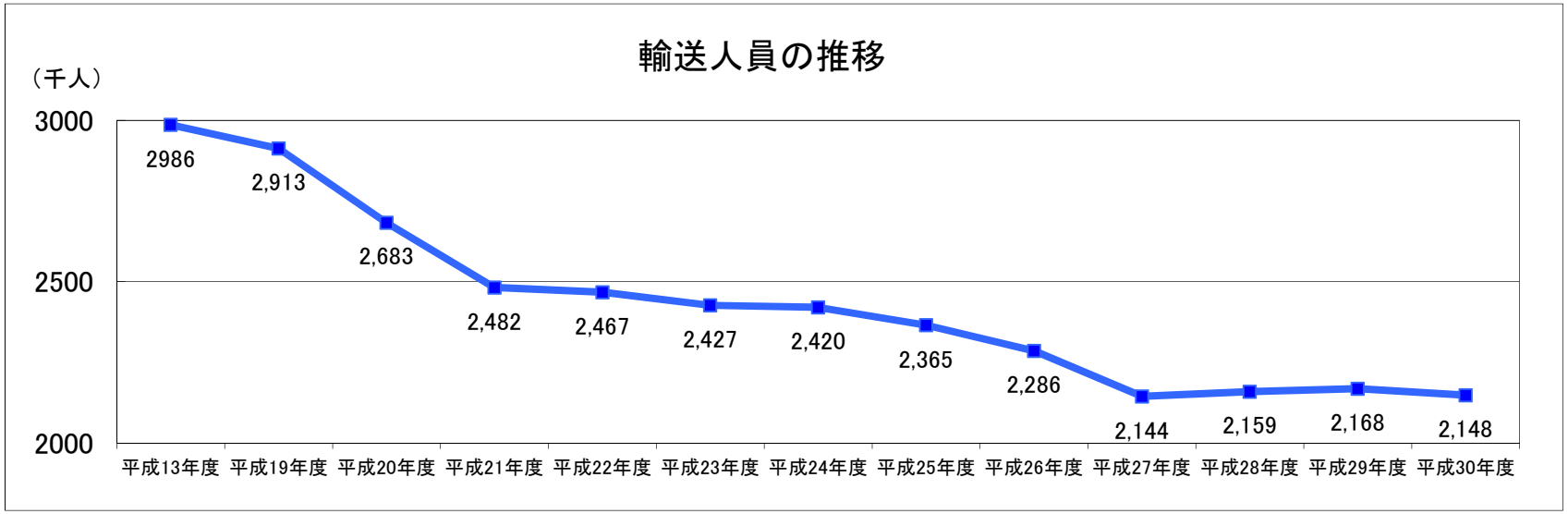

②営業収入の推移

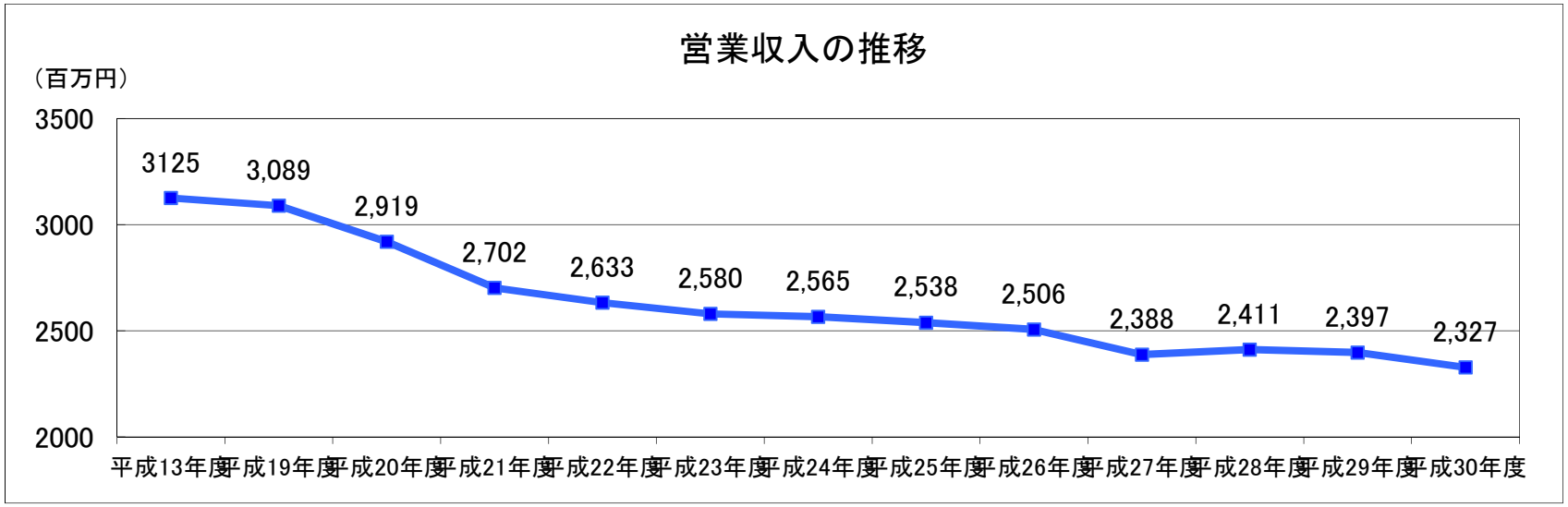

2. 各種指標の比較（②西多摩交通圏）

③日車営収の推移

資料：関東運輸局調べ

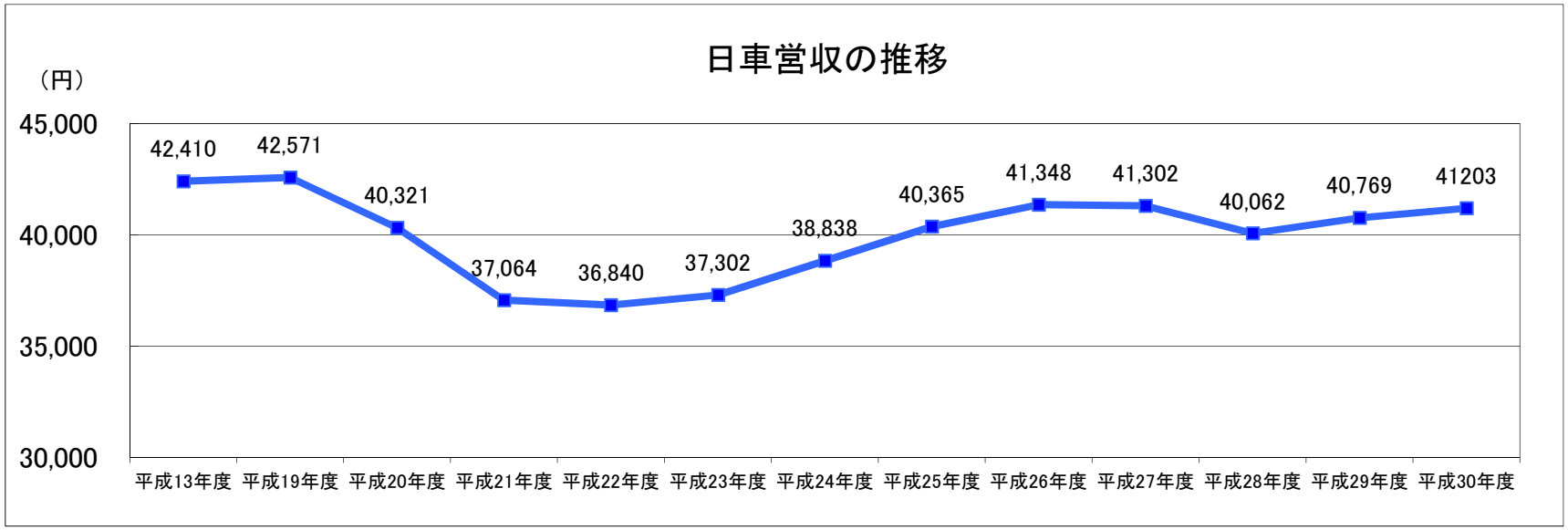

④日車実車キロの推移

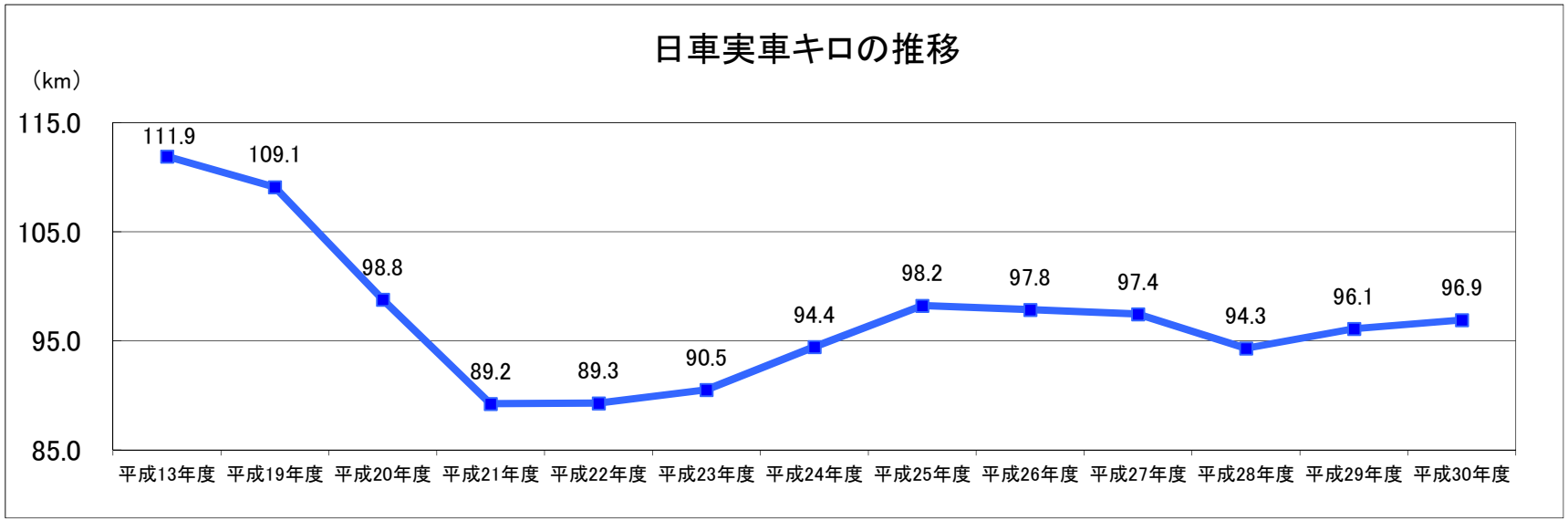

2. 各種指標の比較（②西多摩交通圏）

⑤実働率の推移

資料：関東運輸局調べ

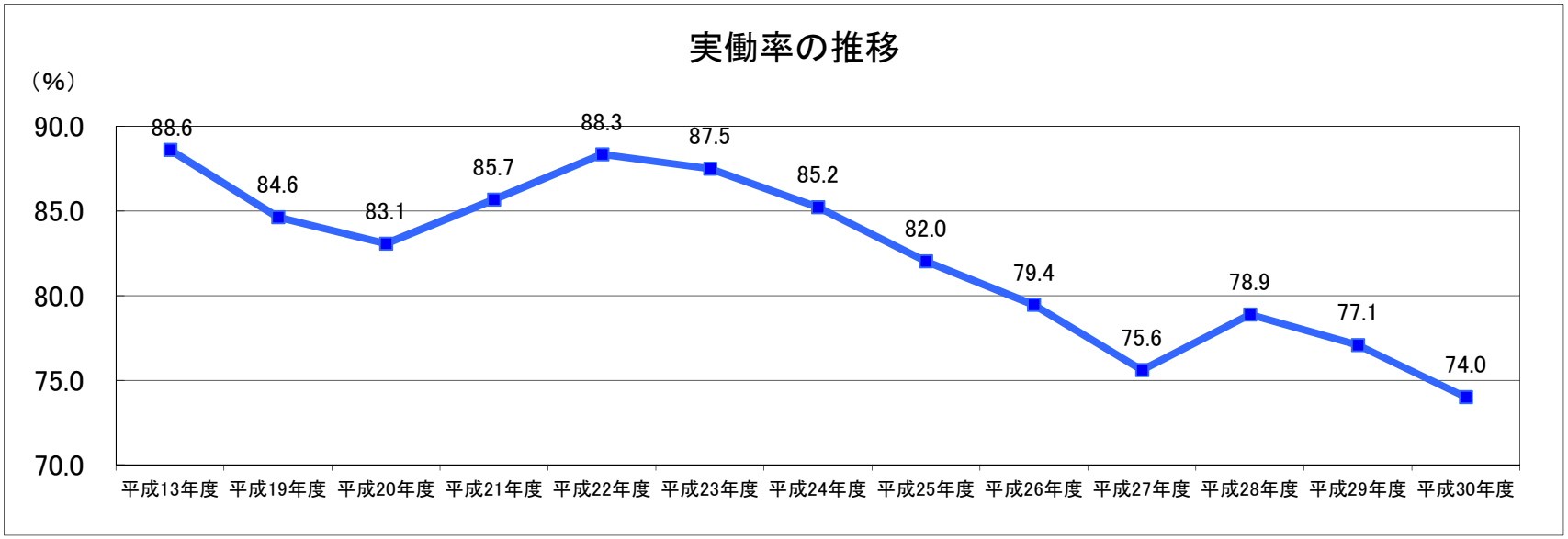

⑥実車率の推移

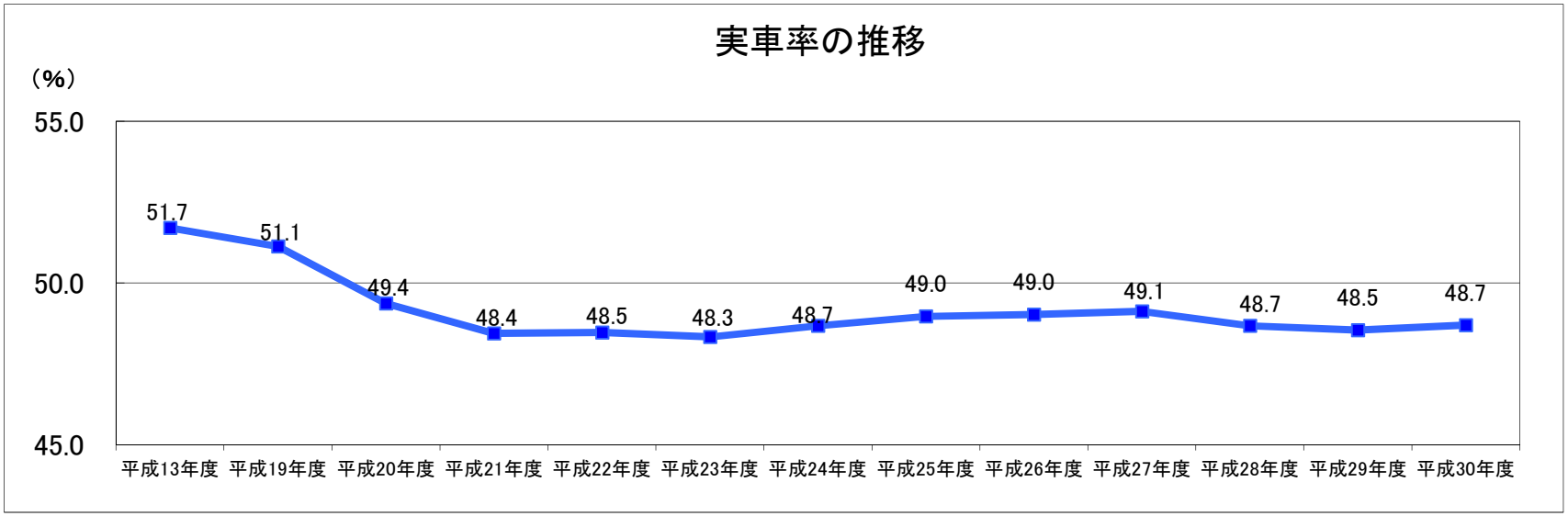

2. 各種指標の比較（③南多摩交通圏）

①輸送人員の推移

資料：関東運輸局調べ

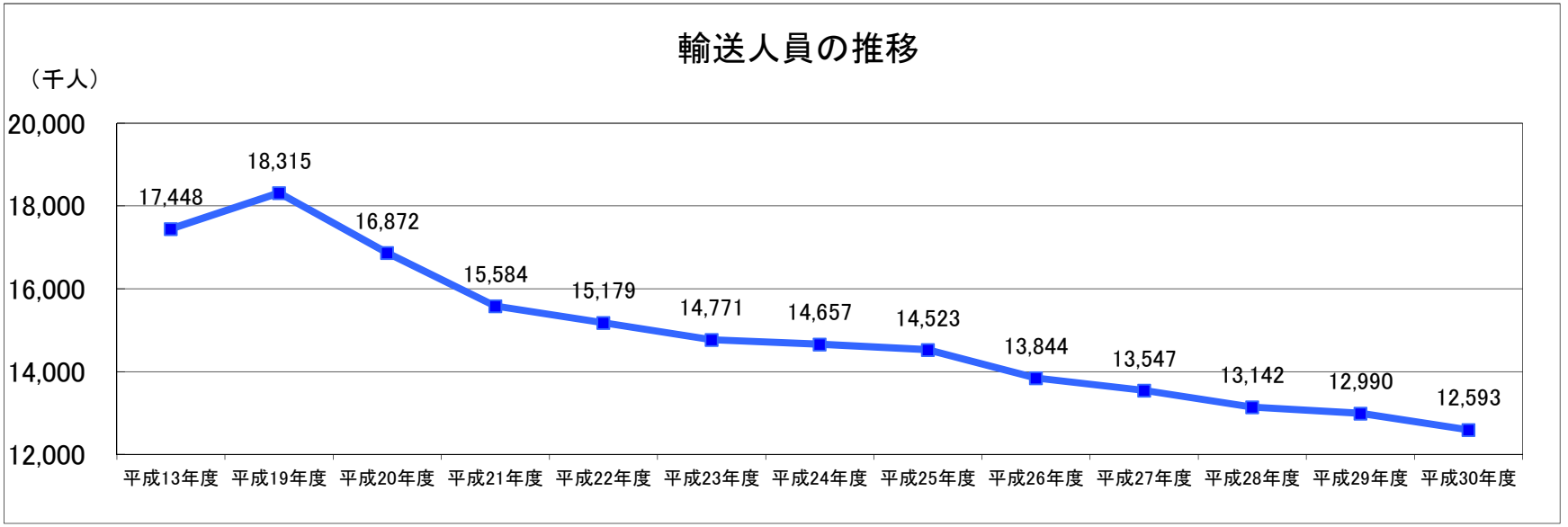

②営業収入の推移

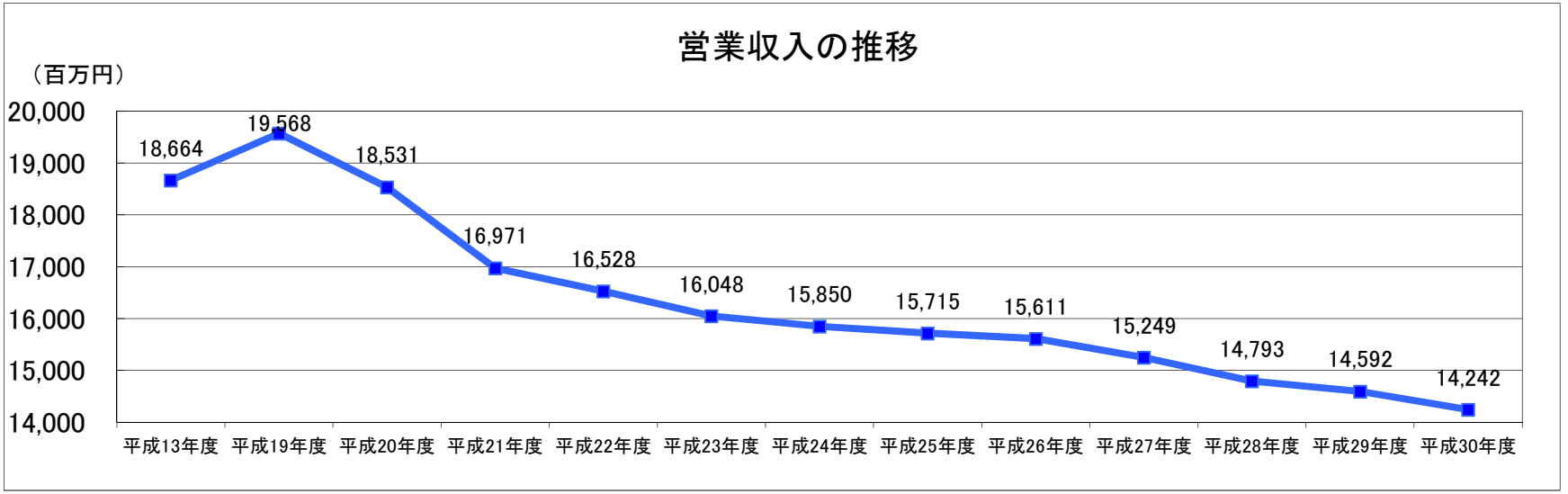

2. 各種指標の比較（③南多摩交通圏）

③日車営収の推移

資料：関東運輸局調べ

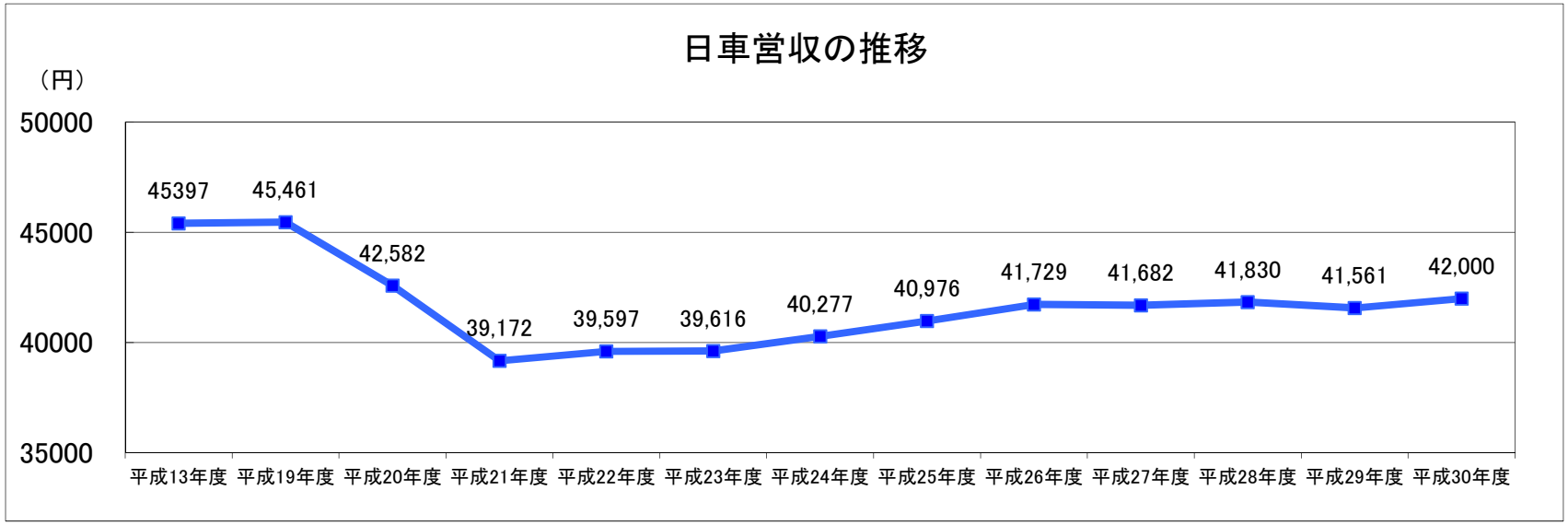

④日車実車キロの推移

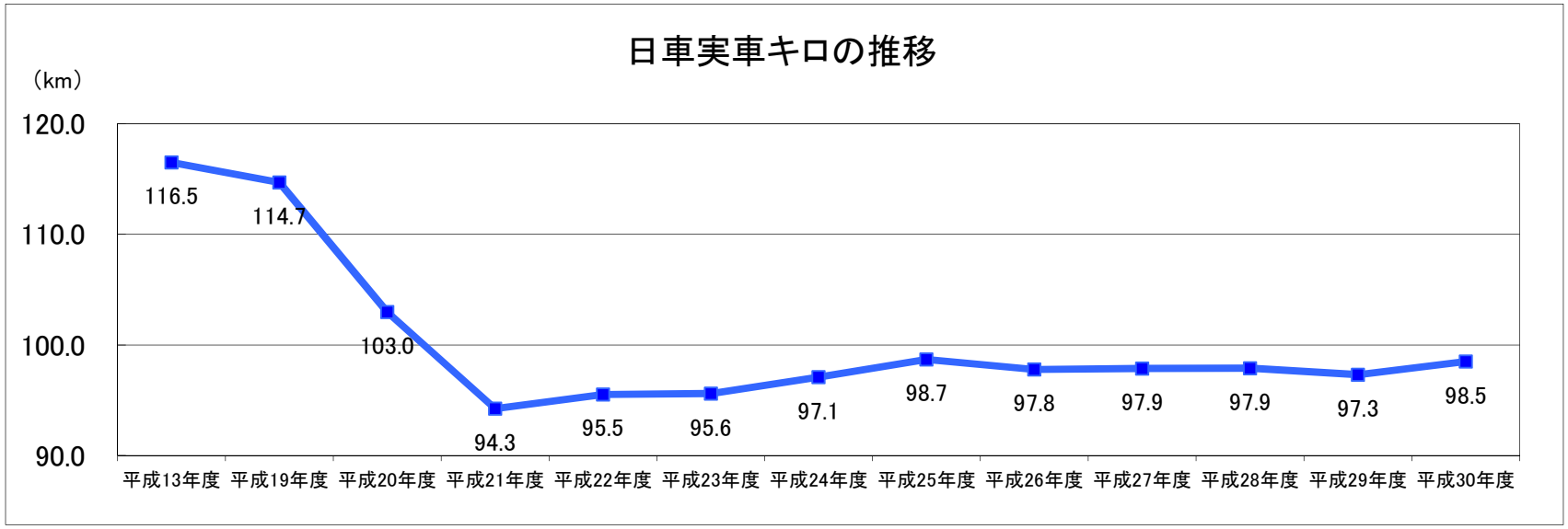

2. 各種指標の比較（③南多摩交通圏）

⑤実働率の推移

資料：関東運輸局調べ

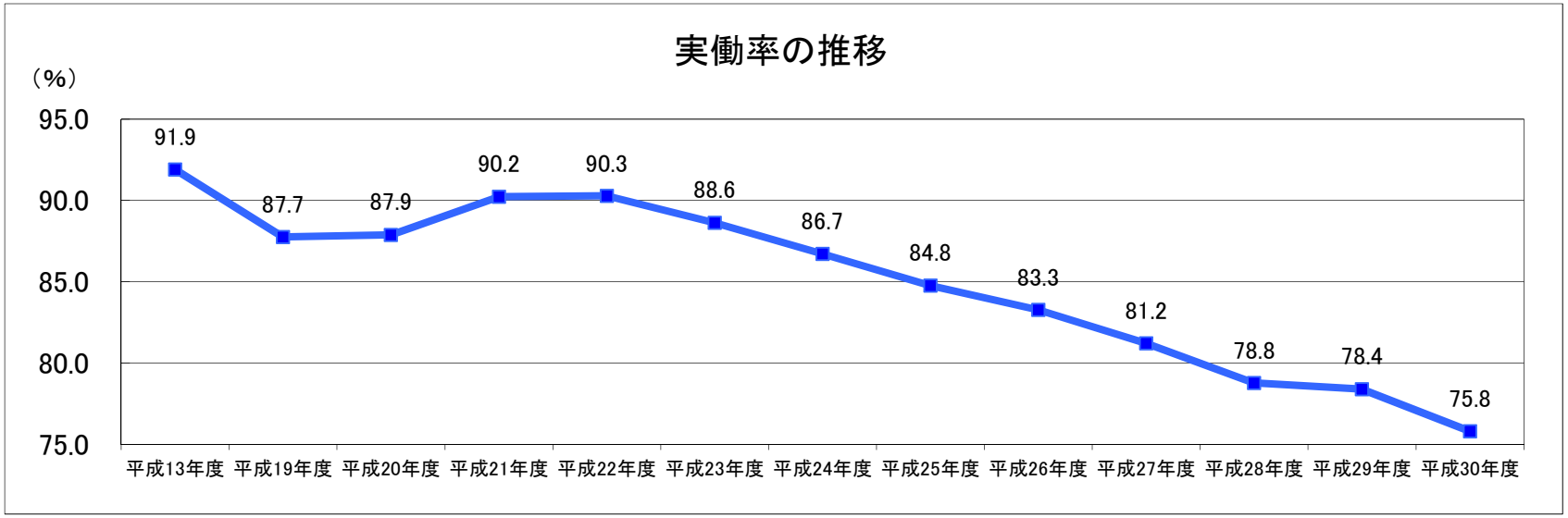

⑥実車率の推移

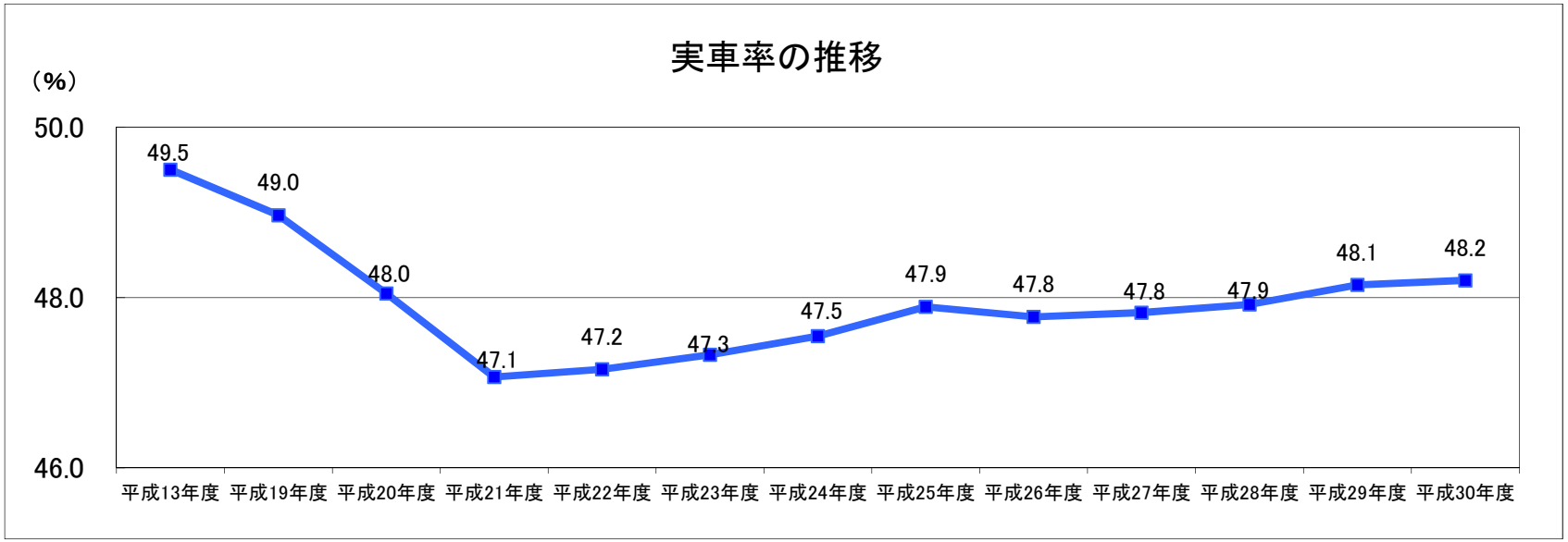

3. タクシー乗務員数の推移（多摩地区3交通圏：法人タクシー）

資料：東京ハイヤータクシー協会調べ

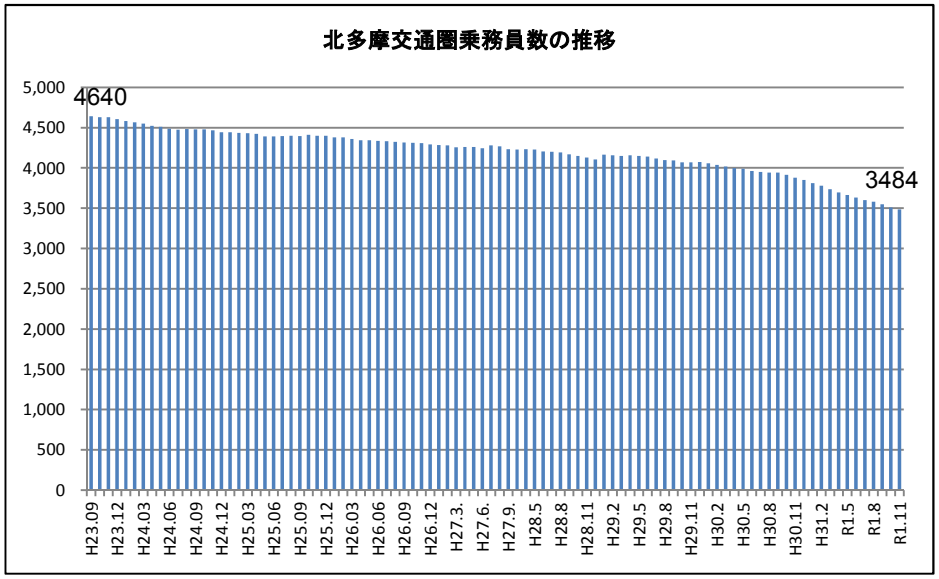

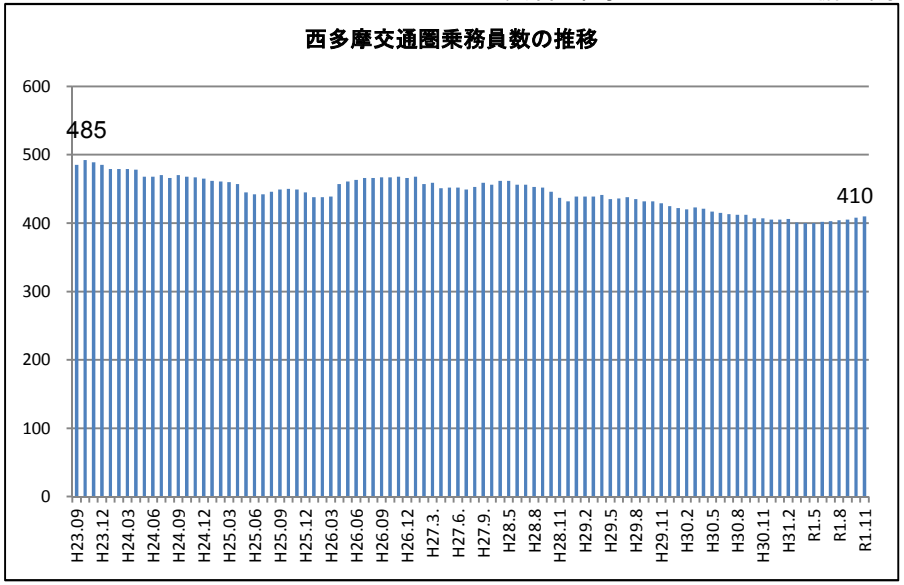

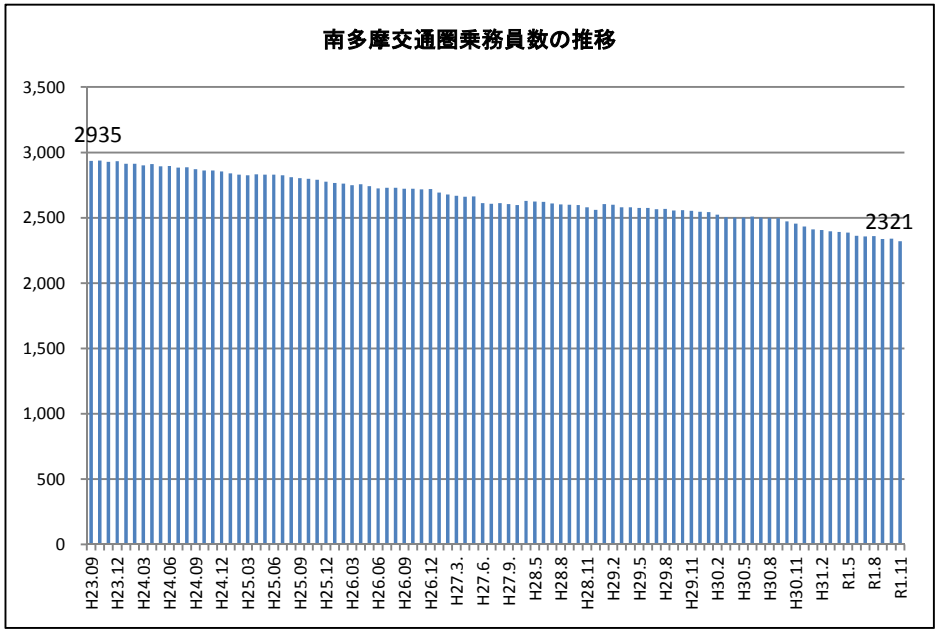

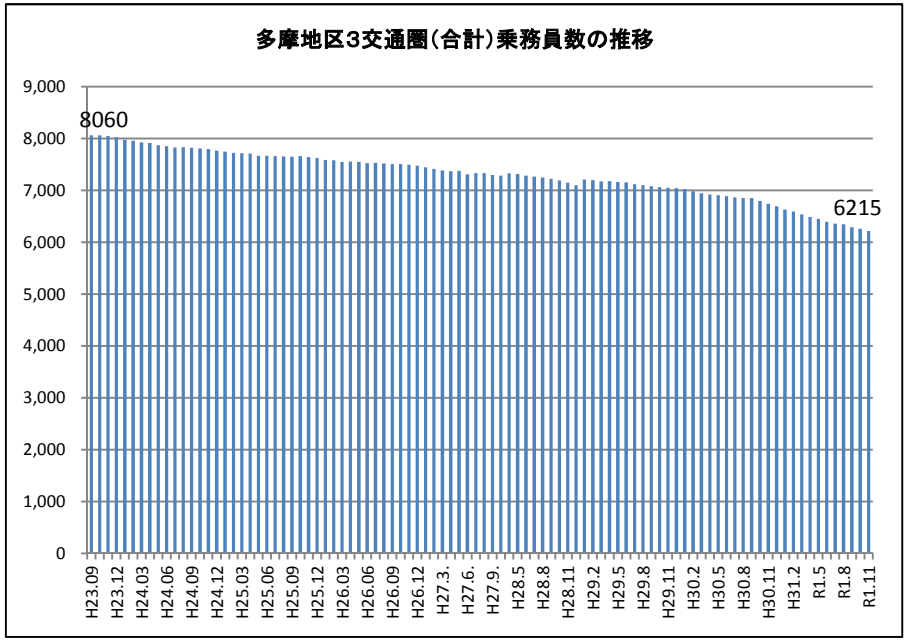

4. タクシー運転者の年間賃金・平均労働時間の推移

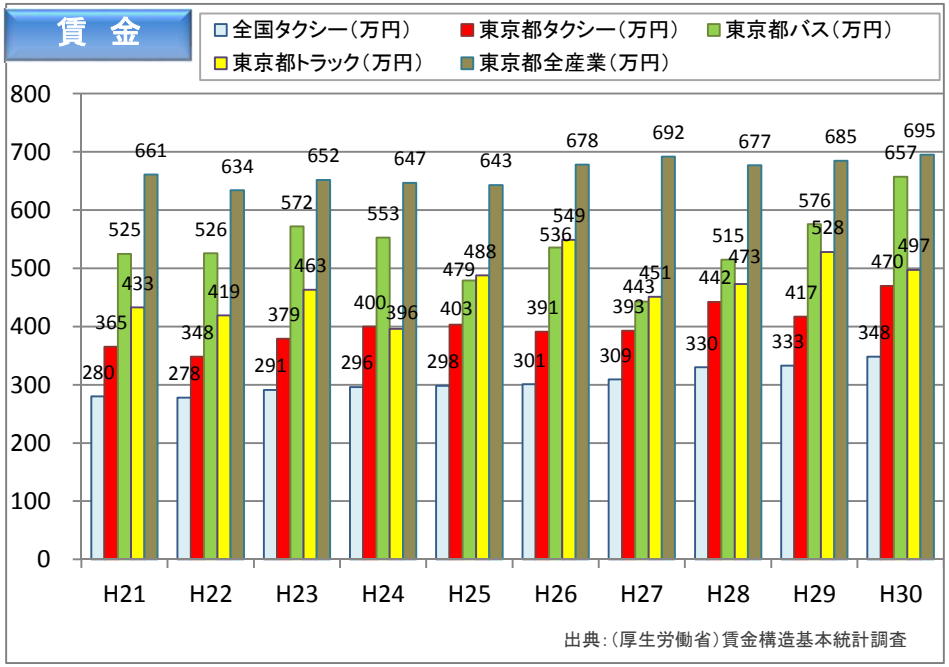

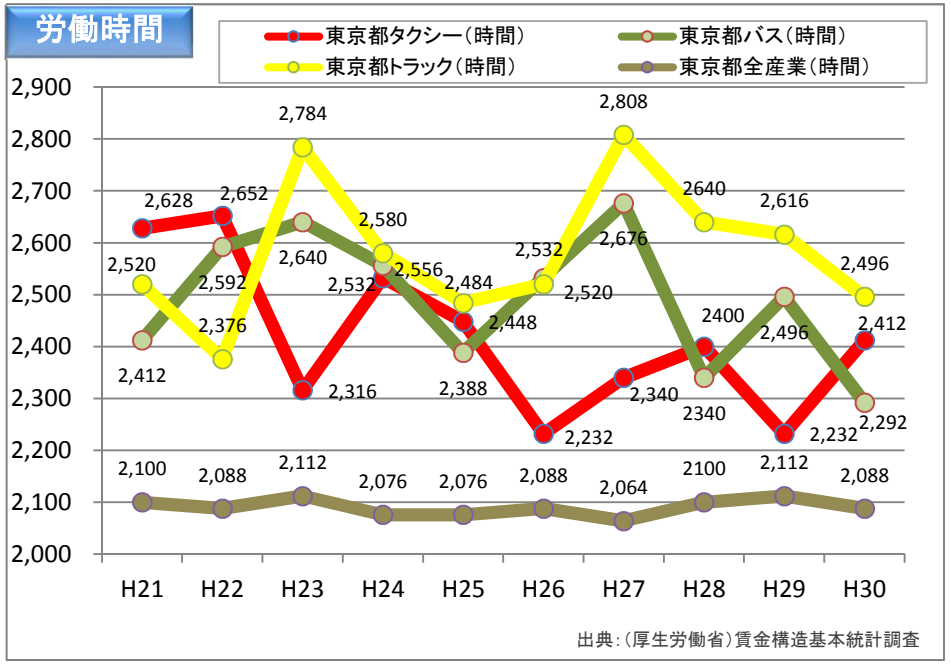

5. タクシー運転者の意識調査結果（生活実態）

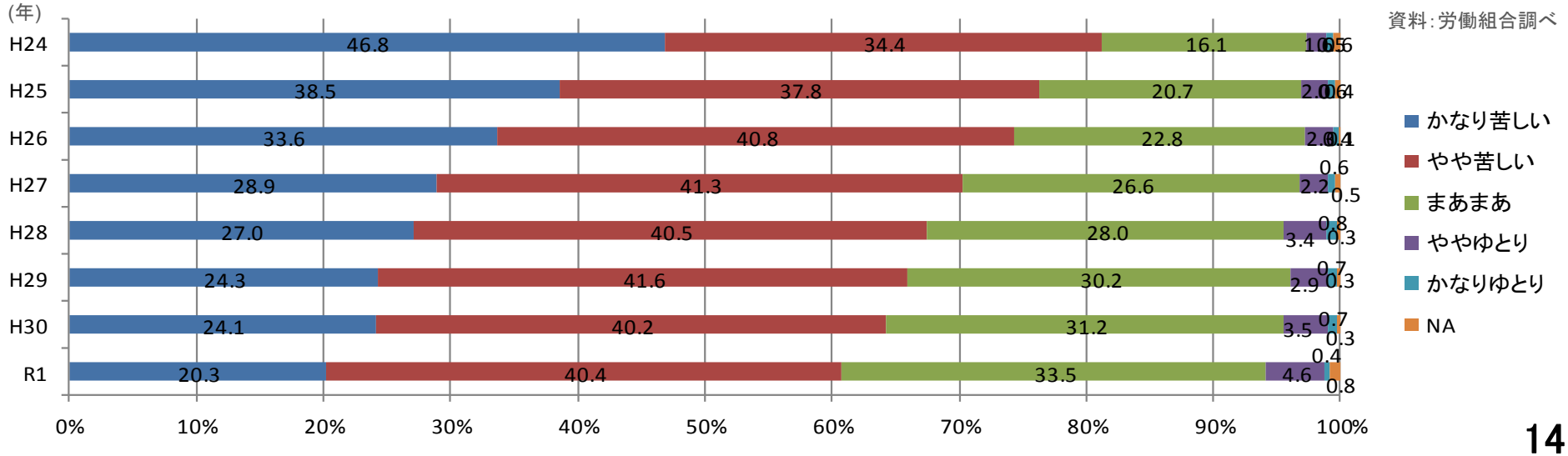

６．タクシー運転者の最近の状況（新規・退職）（北多摩交通圏）

北多摩交通圏におけるタクシー運転者の最近の状況をみると、月別の退職者数の傾向には大きな変動はないものの、一方、新規乗務員の数は平成21年９月頃を境に減少傾向にある。これを反映して、運転者数全体としては平成21年９月に減少に転じて以降、令和元年11月までの間で運転者が増加した月は7回しかなく、概ね減少基調による推移となっている。

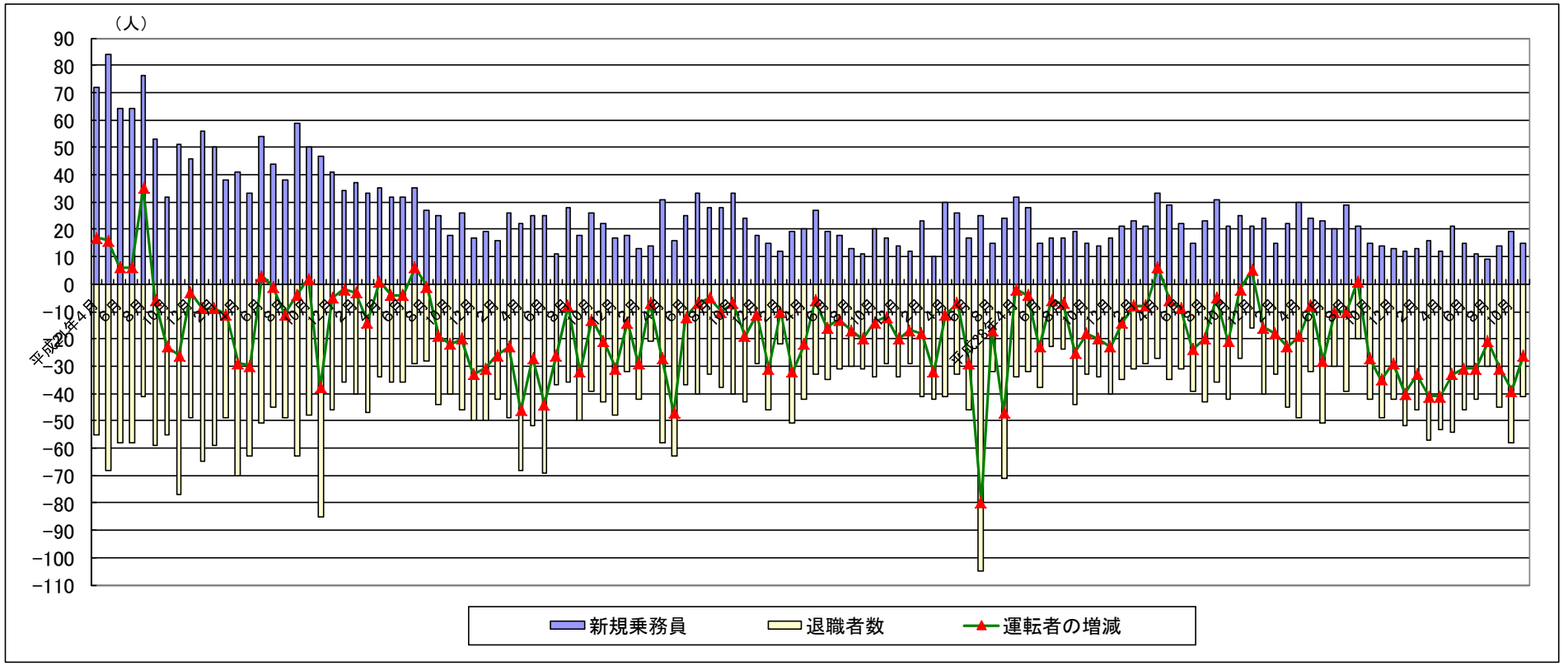

6. タクシー運転者の最近の状況（新規・退職）（西多摩交通圏）

西多摩交通圏においては、タクシー運転者の総数が他交通圏と比して少ないことから、僅かな変動でも大きく振れる傾向がある。こうしたなかで西多摩交通圏におけるタクシー運転者の最近の状況をみると、全般的には増減を繰り返しながら、平成23年11月に減少に転じて以降、概ね減少基調による推移となっている。

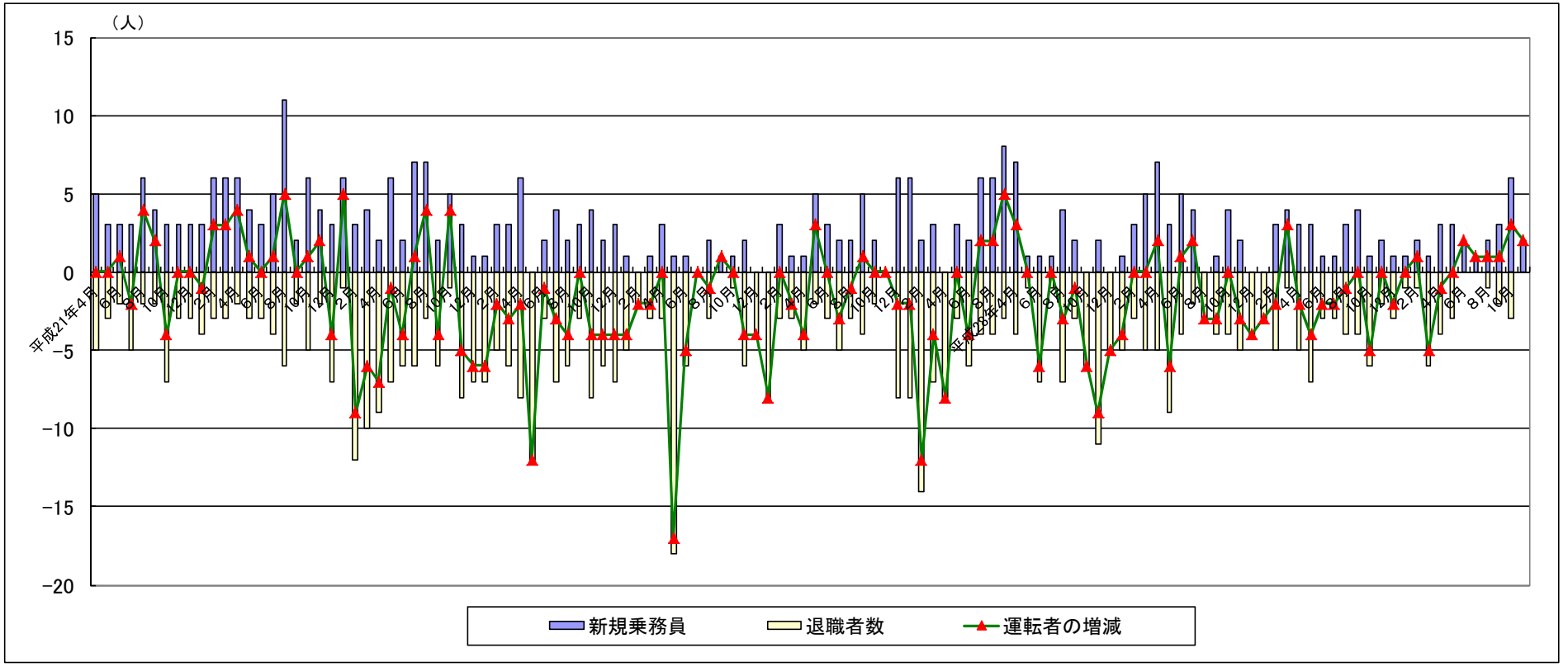

6. タクシー運転者の最近の状況（新規・退職）（南多摩交通圏）

南多摩交通圏におけるタクシー運転者の最近の状況をみると、月別の退職者数が漸増傾向にある一方で、新規乗務員の数は概ね漸減傾向にある。これにより、運転者数全体としては平成21年12月に減少に転じて以降、令和元年11月までの間で運転者が増加した月は9回しかなく、概ね減少基調による推移となっている。

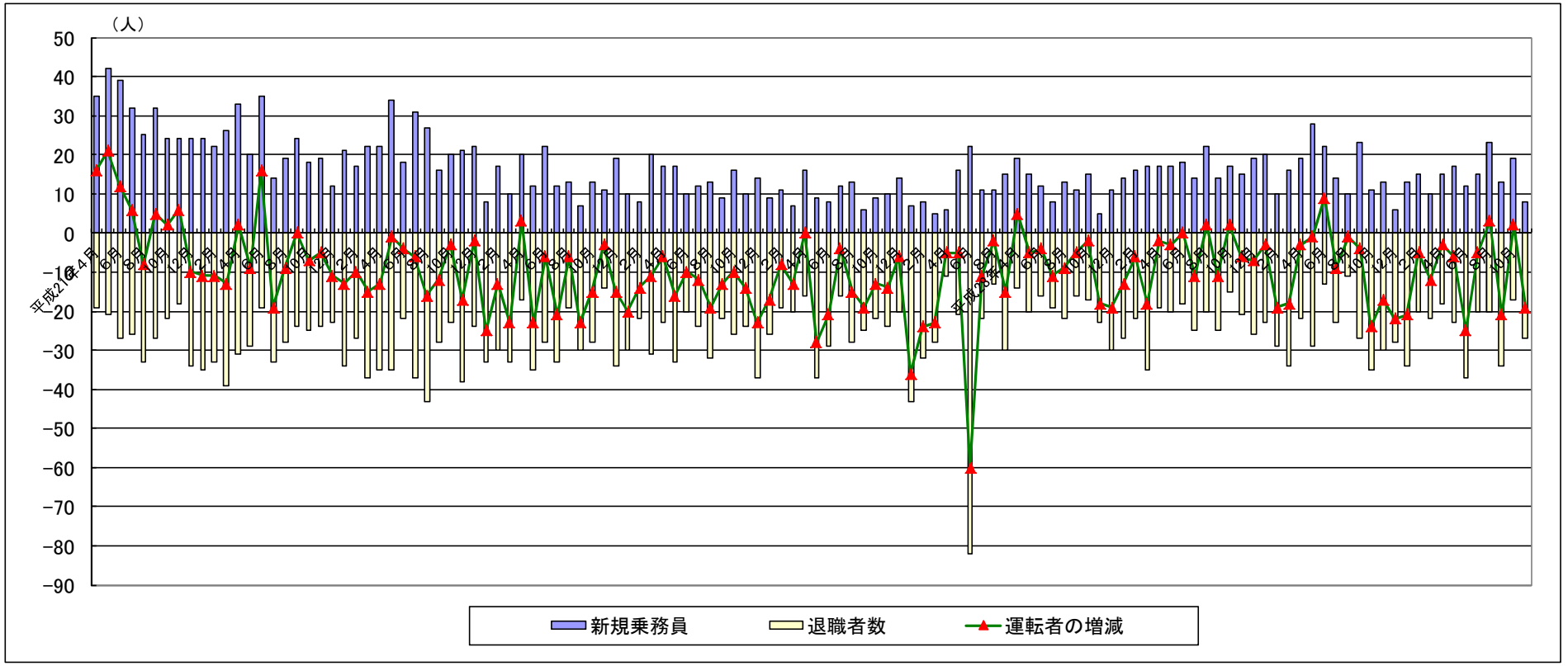

7. LPG価格の推移

LPG価格については，昭和60年頃から下がり、平成元年が最近では一番低い価格になっている。平成元年以降は若干上昇し、平成3年から平成16年までは50円台をキープしており価格は概ね安定していたが、平成17年以降、大幅な上昇・下降が繰り返されている。

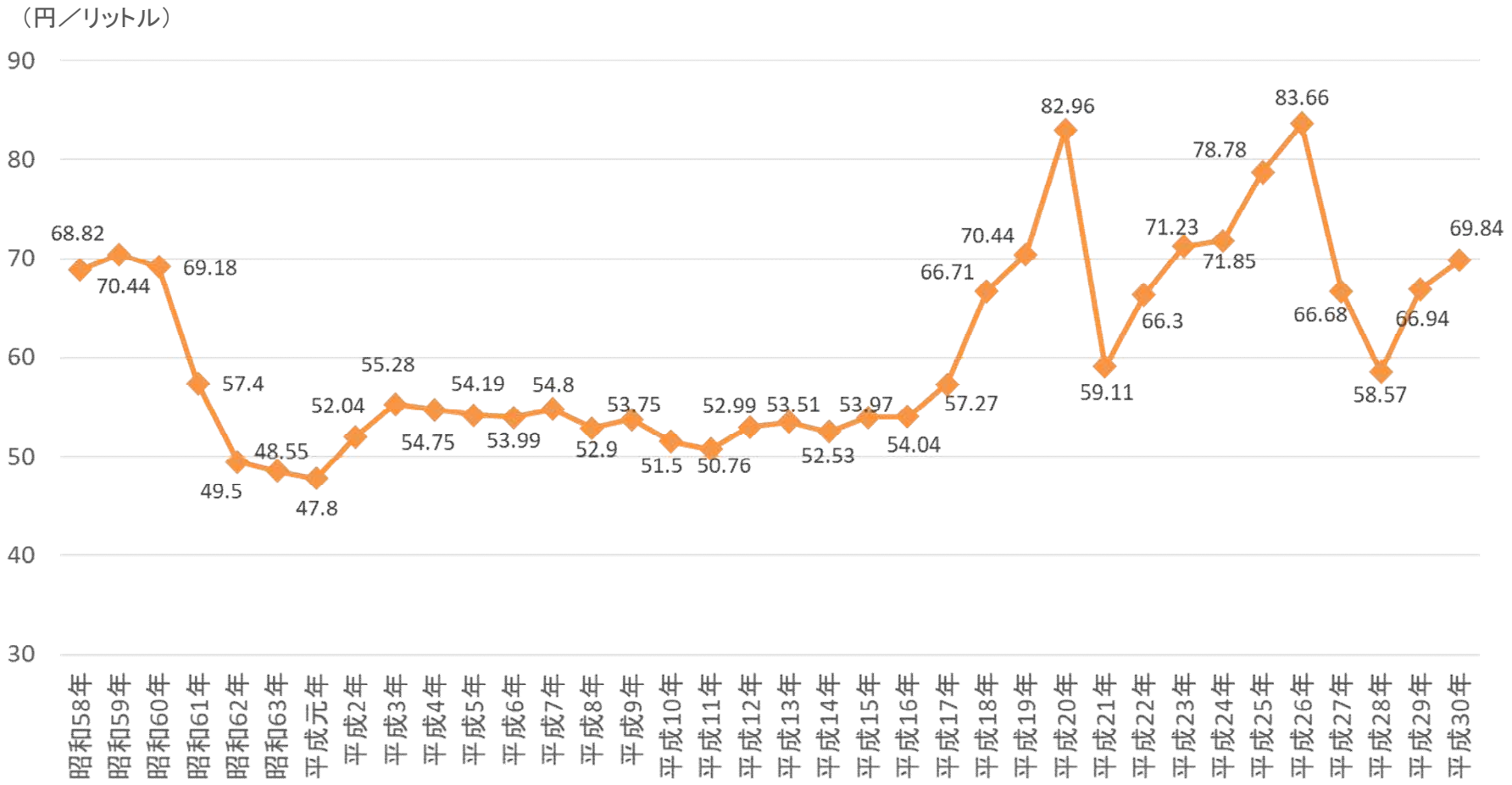

8. 準特定地域における活性化事業計画の認定申請状況等について

（令和元年10月31日現在）

営業区域名	地域計画合意	法人タクシー					個人タクシー		
		事業者数（H31.3末）	認定				事業者数（H31.3末）	申請者数（H31.3末）	認定事業者数（H31.3末）
			認定事業者数	うち事業再構築を定めた者					
				事業者数	減車数	休車数			
特別区・武三交通圏	H21.12.18	341	334	273	1,710	2,654	11,904	10,592	10,592
北多摩交通圏	H22.2.24	39	39	35	53	82	155	148	148
南多摩交通圏	H22.2.24	25	25	18	12	27	253	233	233
西多摩交通圏	H22.2.24	8	7	5	16	2			

※上記は取下・再申請、追加申請、事業廃止等を反映したもの。

※ハイヤー・福祉車両のみを保有している事業者を除いたもの。

営業区域名	現在車両数①	適正車両数上限との乖離率（1−②/①）	適正車両数（南多摩以外　R1.10.1公示）（南多摩　H28.7.15公示）		
			下限値		上限値②
特別区・武三交通圏	27,541	−3.2%	25,276	～	28,435
北多摩交通圏	1,734	12.4%	1,350	～	1,519
南多摩交通圏	1,226	1.0%	1,057	～	1,214
西多摩交通圏	209	14.4%	159	～	179

※車両数は、その他ハイヤーを除いたもの。

●旧タク特措法時の基準車両数と適正車両数（参考）

営業区域名	基準車両数①（H20.7.11）	現在車両数②	減車率（1－②/①）	地域計画に示された基準車両数と適正と考えられる車両数との乖離	適正車両数（特別・武三　H21.10.14公表）（多摩　H21.11.4公表）		
特別区・武三交通圏	33,943	27,576	18.8%	約20%～30%	23,500	～	26,500
北多摩交通圏	2,015	1,737	13.8%	約13%～23%	1,550	～	1,750
南多摩交通圏	1,345	1,227	8.8%	約7%～18%	1,100	～	1,250
西多摩交通圏	239	209	12.6%	約16%～25%	180	～	200

９．特定地域計画に基づく適正化実施状況について（南多摩交通圏）

（令和元年10月31日現在）

◯事業者計画の議決及び認可状況

- ✓ 平成29年3月29日　第2回特定地域協議会において特定地域計画議決
- ✓ 平成29年6月23日　特定地域計画認可及び公表

○削減方法

- ✓ 法人タクシー　営業方法の制限による削減
- ✓ 個人タクシー　各事業者年6日の休車を実施

◯抹消登録等の進捗状況

	全事業者	合意事業者	申請件数(率)	認可件数	実施済抹消数（率）
法人	24	24	24(100%)	24	23(100%)
個人	248	248	248(100%)	248	―

- 日車制限の1,095日車中、1,095日車実施済み
- 認可後に廃止・死亡した者は件数から除外

資料３－２

■タクシー業界の取り組み■

一般社団法人
東京ハイヤー・タクシー協会

目次

1．妊婦・子ども向けタクシー取組事業者数及び認定運転者数シェア（妊婦向けタクシー）

2．UD研修受講者数及び受講運転者数シェア

3．観光タクシー取組事業者数・認定運転者数及び認定運転者数シェア

4．外国語講習受講者数及び受講運転者数シェア

5．アプリ配車の導入事業者数及び対応車両数シェア

6．UDタクシーの導入車両数及び導入車両数シェア

7．先進安全自動車（ASV）導入車両数及び導入車両数シェア

8．クレジットカード・電子マネー等導入事業者数及び導入車両数シェア

三多摩地域プロフィール

タクシー事業は、地域公共交通機関として、地域に根付いた営業をしており、この交通圏を越える営業は、発着のいづれかが、営業所が所在する営業区域でなければなりません。

	会社数	車両数	運転者数	エリア
北多摩	39	1734	3737	立川市・府中市・国立市・調布市・狛江市・小金井市・国分寺市・小平市・西東京市・昭島市・東大和市・武蔵村山市・東村山市・清瀬市・東久留米市
西多摩	8	209	401	青梅市・福生市・あきる野市・羽村市・西多摩郡(瑞穂町・日の出町・奥多摩町・檜原村)
南多摩	25	1226	2395	八王子市・日野市・多摩市・稲城市・町田市
合計	72	3169	6533	ー

乗務員数は多く見えますが、定時制乗務員が多く、一日に実際に稼働している車両は非常に少なくなっております。

1．妊婦・子ども向けタクシー取組事業者数及び認定運転者数シェア（妊婦向けタクシー）

地域に根付き、ご利用者様からの要望等で対応している実態がある。調査上「認定者数」ということで、実数以上の対応をしていると思われる。

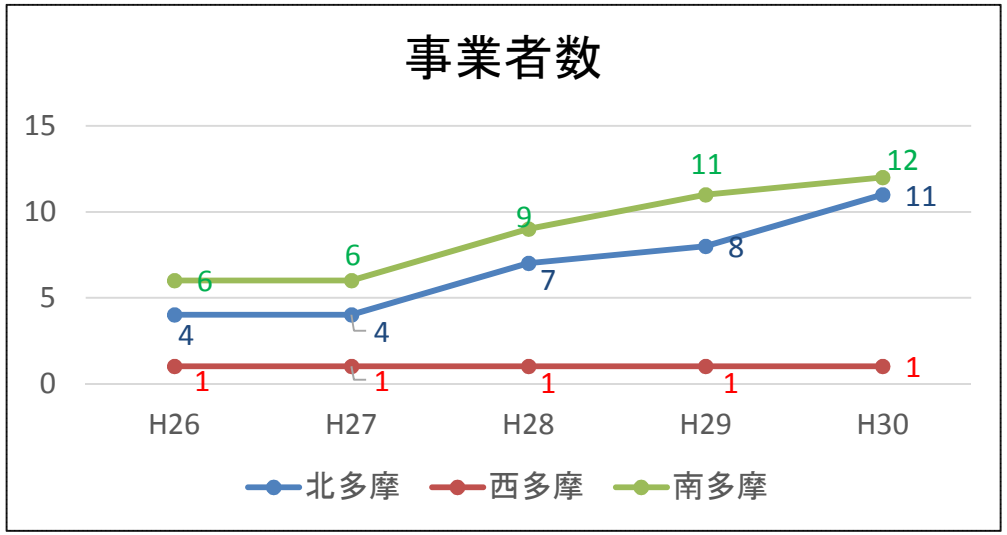

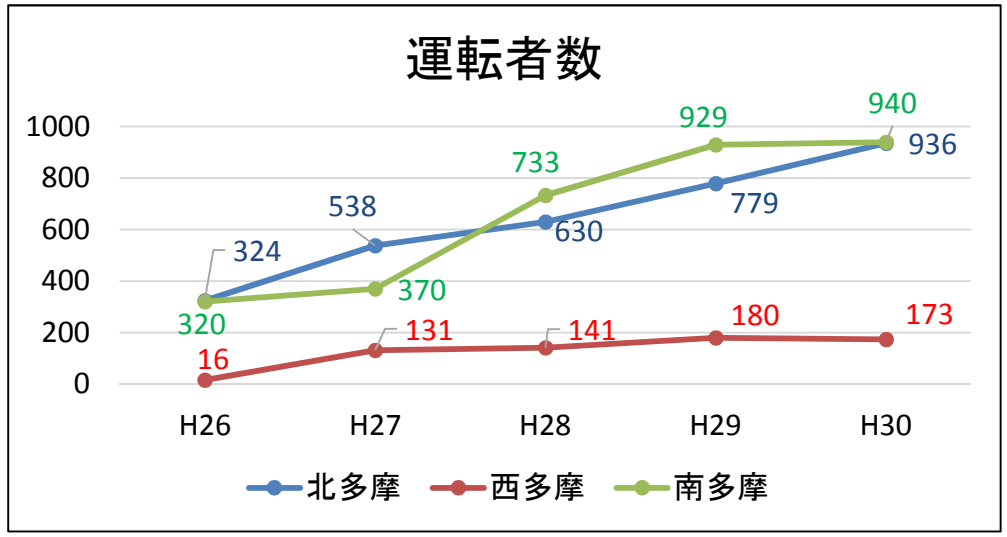

H28.8.25ザタクシー

車内出産救護で表彰された山下采務員と当時生まれた赤ん坊の葵大くんを抱く田中さん

車内出産救護で感謝状

京王自動車の山下成佳さん

高橋消防総監が功労を称え贈呈

八王子消防署は8月25日、今年7月28日に乗客の女性がタクシー車内で出産した際、新生児に適切な救護処置を行い母子を迅速に救急隊に引き継いだとして、京王自動車南多摩町田営業所の山下成佳さん（51歳）に手塚徳署長が高橋洋消防総監からの感謝状を手渡した。

25日の贈呈式で手塚署長は「日頃からの心がけとして、マタニティ講習などで得た知識を発揮していただいたもの。今後も知識や意識の維持向上を図っていただき、救急事案に協力してほしい」とのべた。

当日は、タク車内で出産した母子の田中豊奈さん（33歳）と葵大くん（1カ月）も出席し、手塚署長、山下運転者ら関係者と記念撮影。山下運転者は「実際の場面では頭が真っ白になった。お母さんに冷静な言葉を掛けてもらい、講習で受けた救護処置を思い出して動くことができた」と当日の模様をのべた。

田中さんは「子どもの体を拭いて元気ですくと励ましてくれた。その言葉で安心して任せることができ、日頃の講習があってこそだと思う」と感謝の言葉を伝えた。

京王自動車は平成24年8月に発生した車内での出産を契機に、妊娠中や乳児を抱える女性が優先的に利用できる「はぴママサポートタクシー」のサービスを同25年9月からスタート。今年7月末時点での会員登録者数は2万615万人、陣痛時利用回数は3311件。

・H28.10.9フジテレビ「ミスターサンデー」
　10分～15分程再現VTRを交え報道
（上記記事内容と同一）
・H24.9.17産経新聞
・H24.9.17東京新聞

2. ＵＤ研修受講者数及び受講運転者数シェア

高齢者やお身体の不自由な方とのコミュニケーション、車椅子の取扱いや乗降時の介助方法などについて学ぶ研修です。

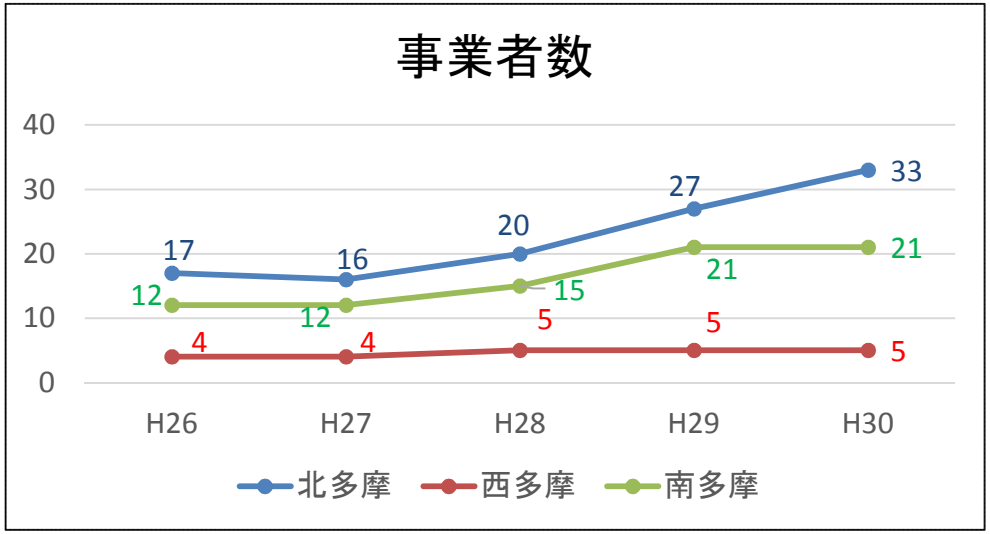

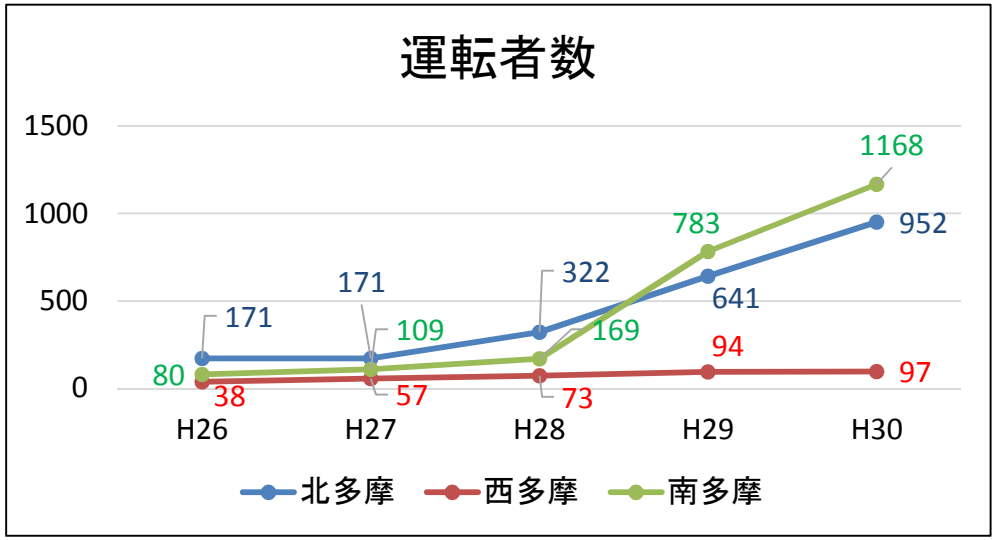

研修の様子

3. 観光タクシー取組事業者数・認定運転者数及び認定運転者数シェア

地域の特性を活かしたコース設定を行い実施している事業者もあり、統一的な認定制度が無くても営業している。

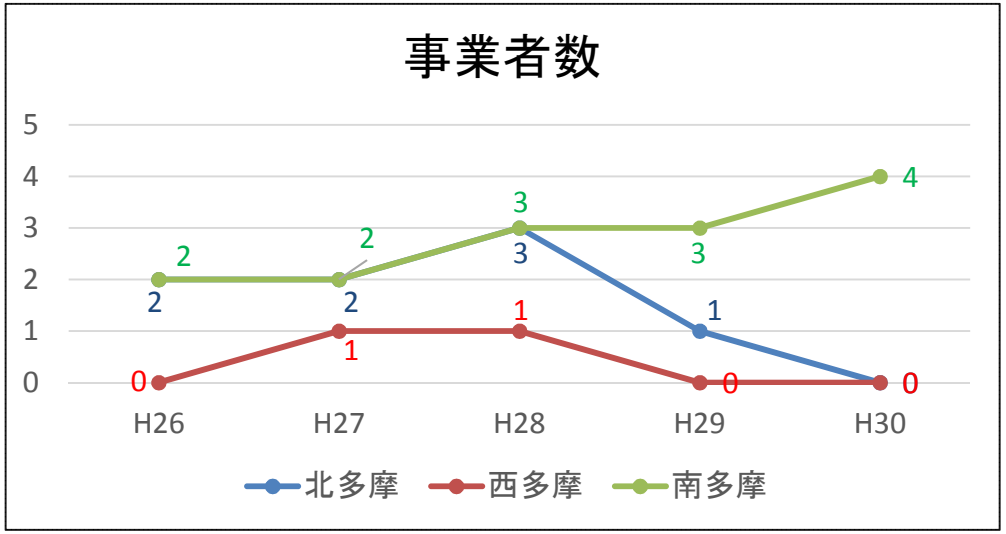

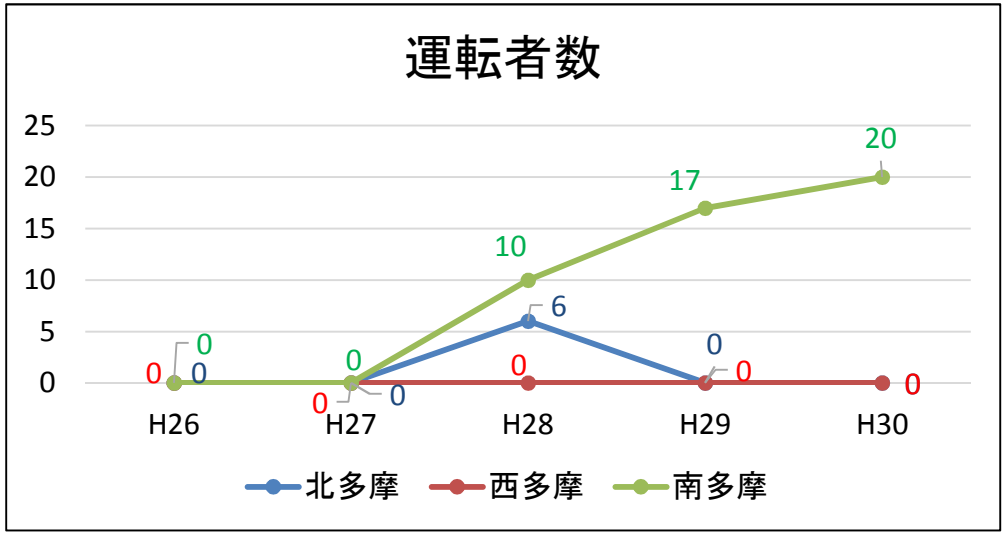

各社のHP等での宣伝媒体

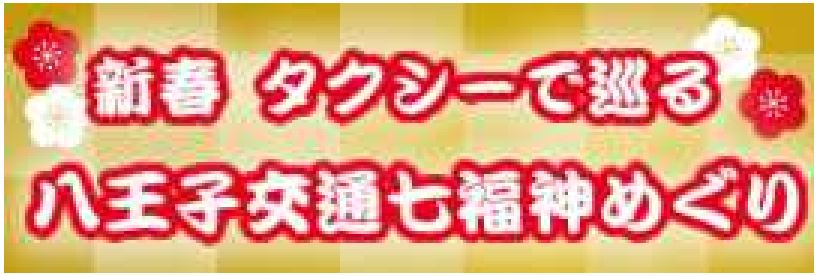

4. 外国語講習受講者数及び受講運転者数シェア

多摩地域においては、業界内で統一的な研修が無く、受講運転者という実数の採取が困難であった。

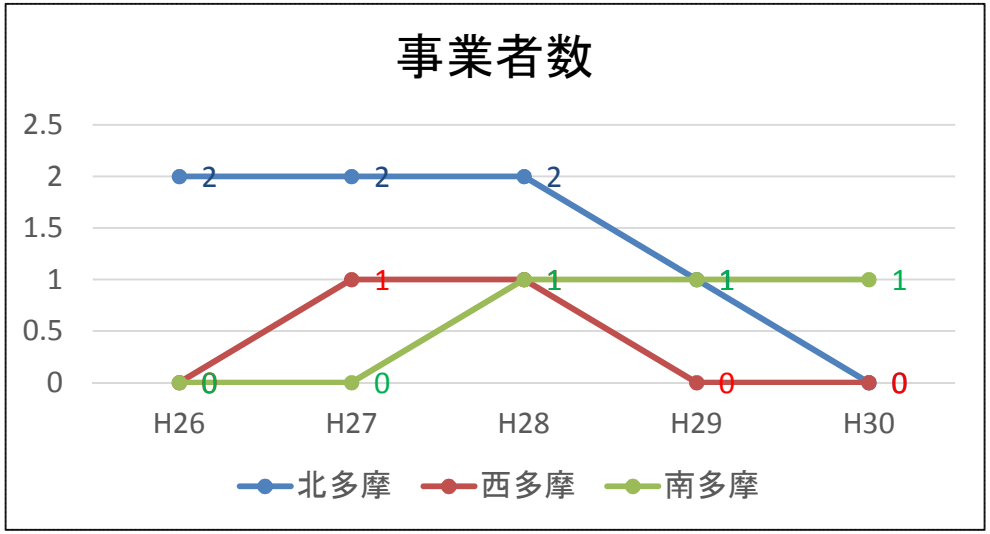

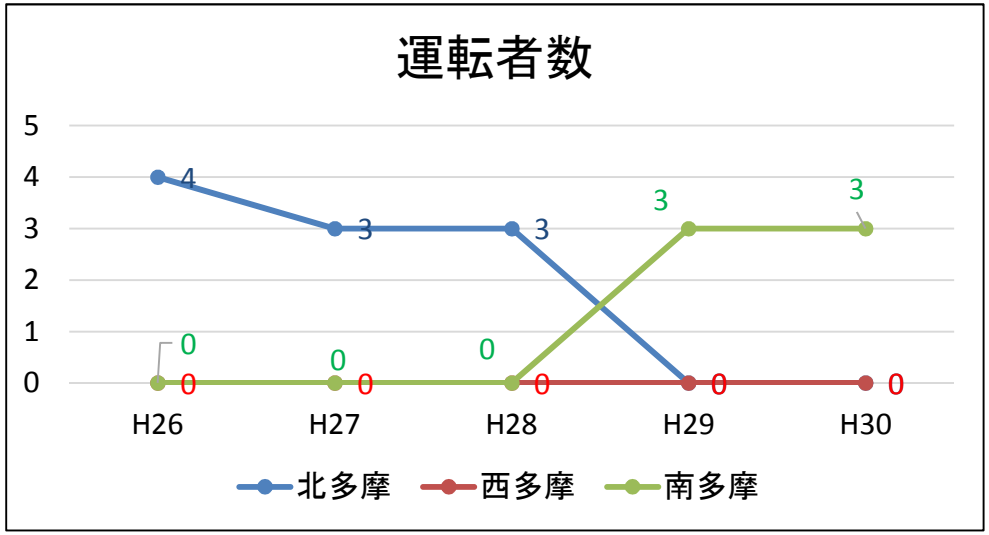

↑東京都が実施する「地域通訳案内士認定研修」は、座学だけでなく、現地において、外国人の方がお喜びになるポイントを学ぶことができる。

5. アプリ配車の導入自動車数及び対応車両数シェア

各社・各グループの配車アプリにおいては、業務提携も多くされ非常に多くの会社がアプリで配車することが可能となりました。
多摩地域でも多くの会社が導入しており、利便性が高まっております。

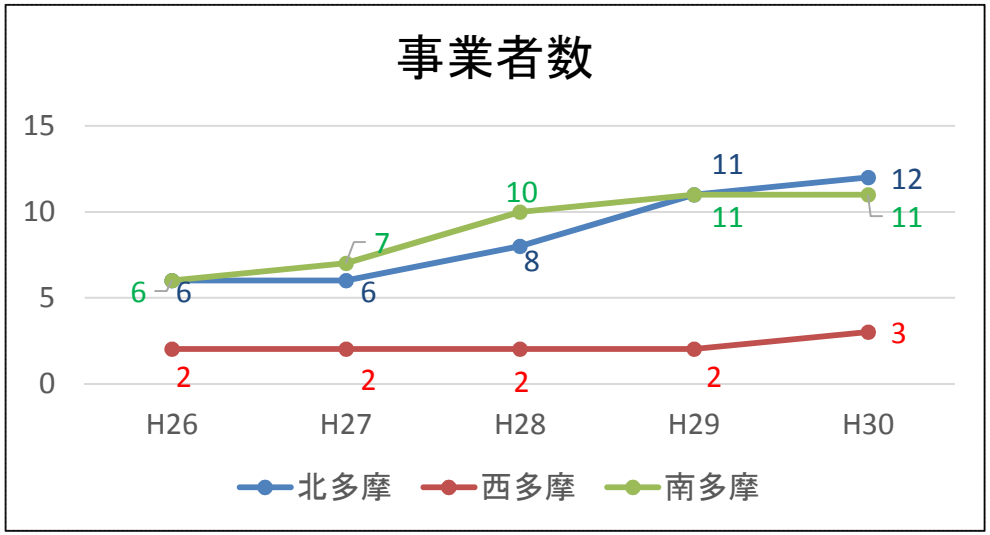

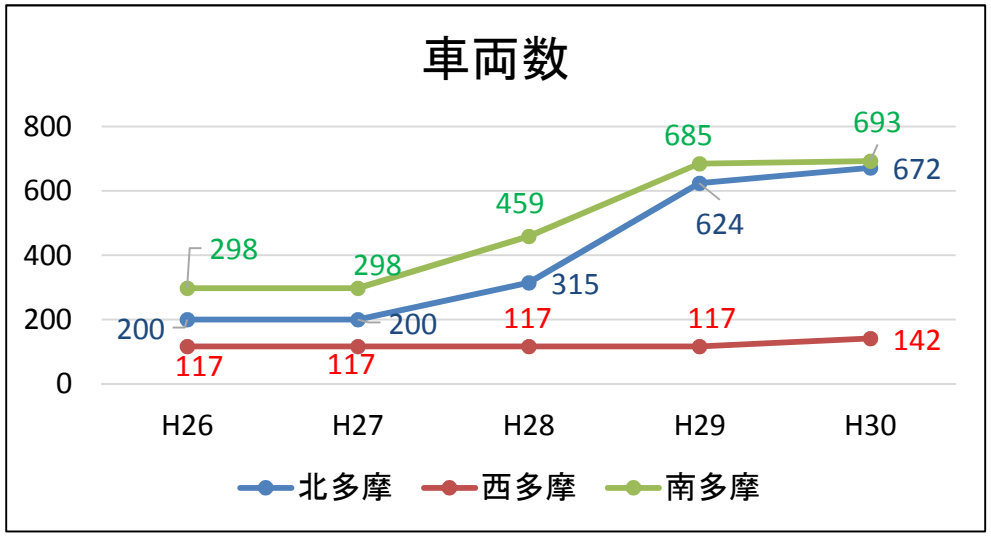

配車イメージ

6. UDタクシーの導入車両数及び導入車両数シェア

車いすのまま乗車できるUDタクシーも導入が進み、今では10台に1台以上の割合で運行しております。

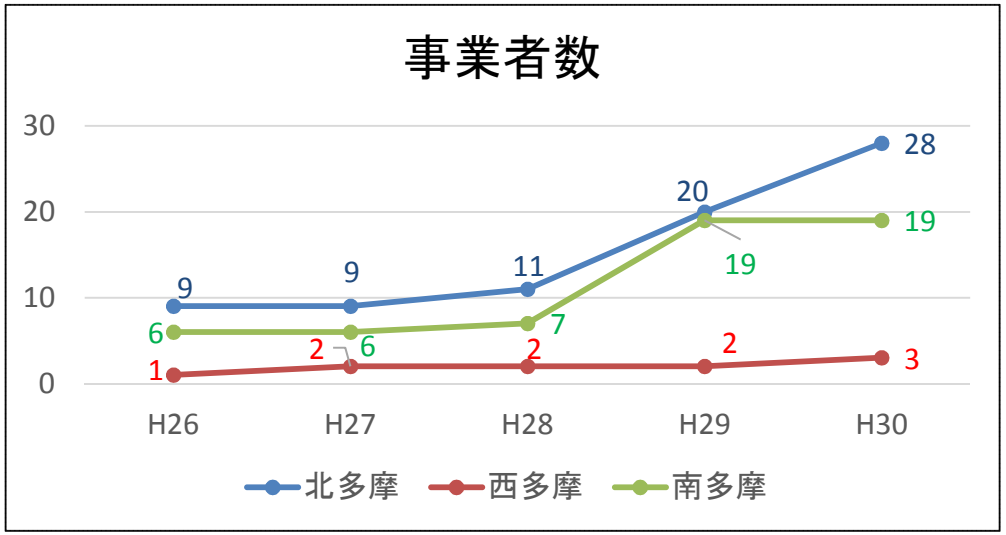

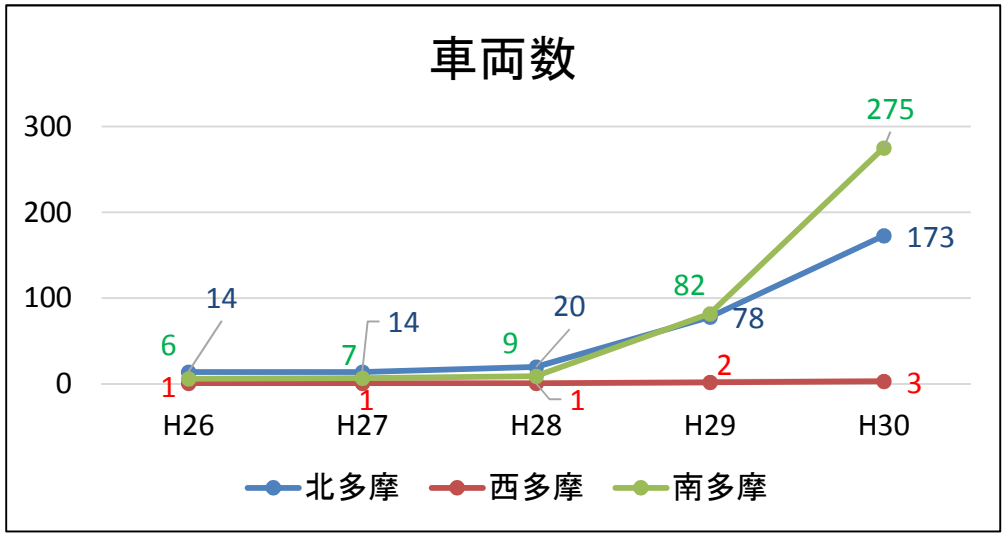

7．先進安全自動車（ＡＳＶ）導入車両数及び導入車両数シェア

先進安全自動車（ASV）は先進技術を利用してドライバーの安全運転を支援するシステムを搭載した自動車です。

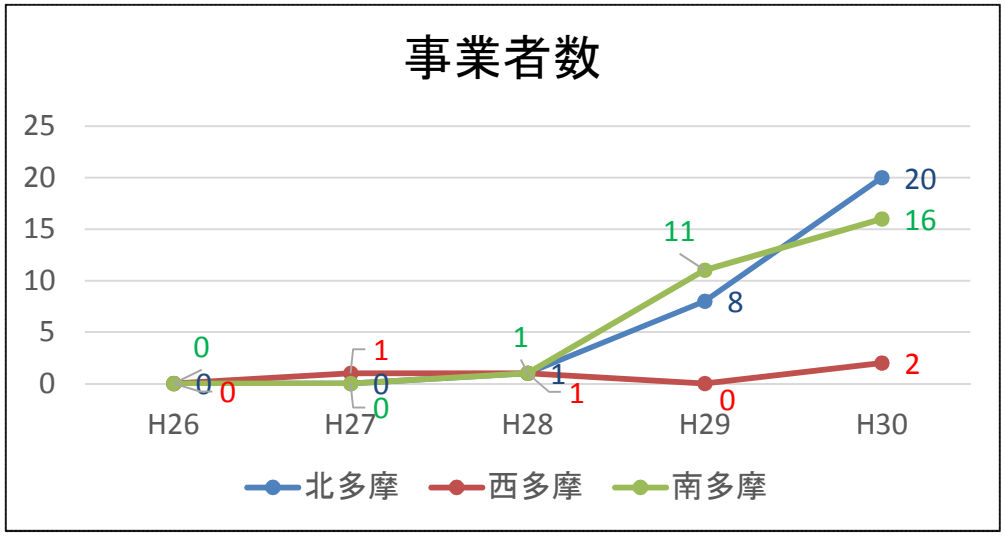

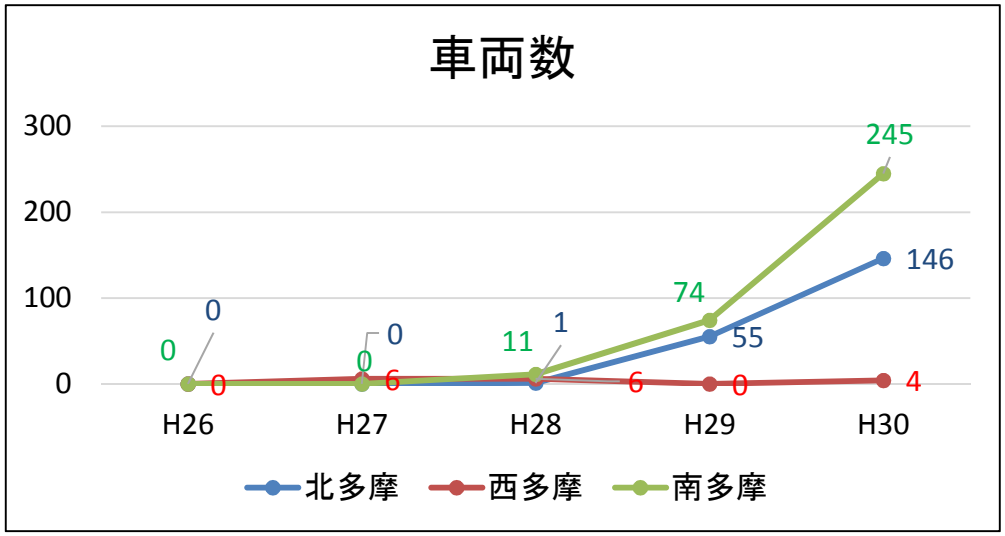

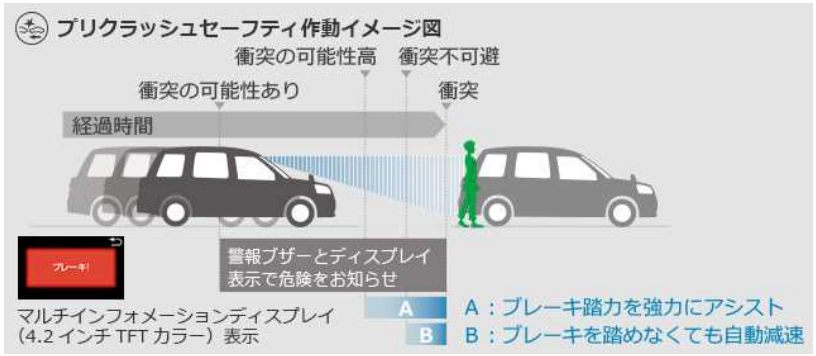

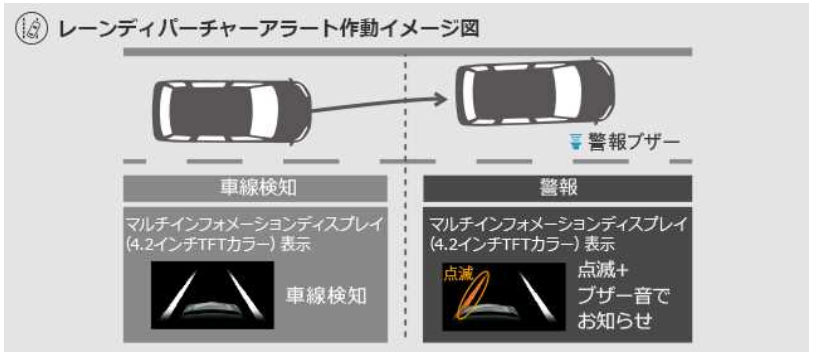

８．クレジットカード･電子マネー等導入事業者数及び導入車両数シェア

クレジットカードに関しては、ほぼ使用できるような状況となっております。電子マネー等についても、これから多くの車両で導入される見込みです。

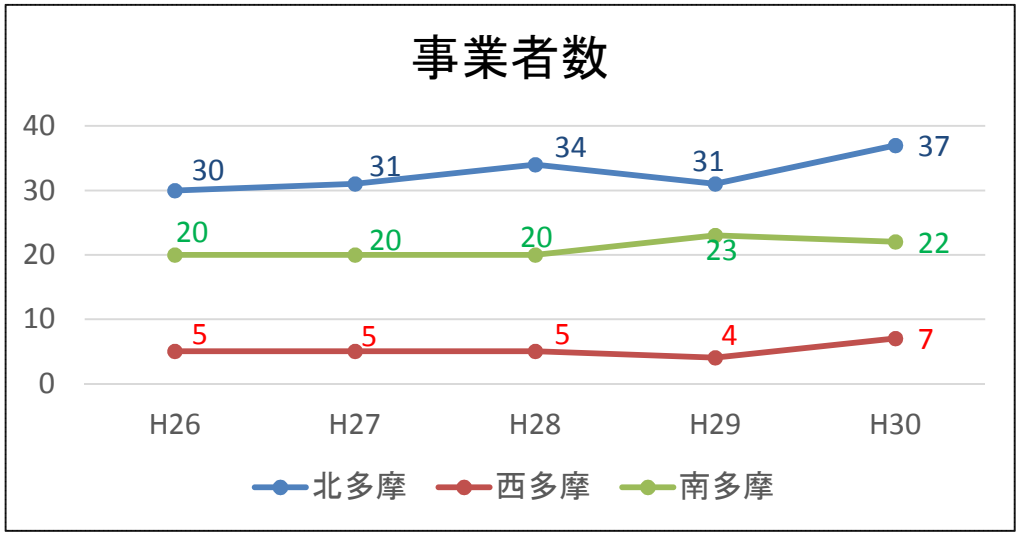

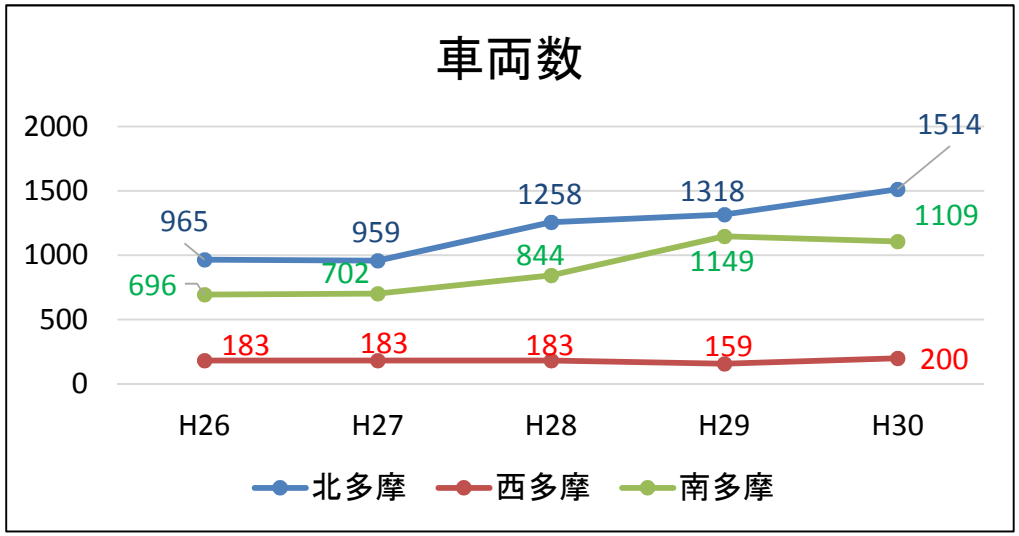

資料３－３

令和元年6月5日
（正副会長会議決定）

「タクシー業界において今後新たに取り組む事項について」への追　　加　　項　　目

タクシーが　つなぐ人の輪　地域の輪

全国ハイヤー・タクシー連合会

検討経緯

平成２８年１０月、全タク連正副会長会議において決定した「タクシー業界において今後新たに取り組む事項について」に基づき、これまで全国各地域において、１１項目の実現に向け鋭意取組を進め、一定の進捗を見たところである。

今般、既に決定から２年以上が経過したことから、全国の都道府県協会の意見を踏まえつつ、平成３１年３月よりライドシェア問題対策特別委員会において１１項目の刷新について集中的な検討を行い、本とりまとめの９項目を新たに追加することとしたところである。

今後、全国各地域において、先の１１項目と合わせた計２０項目について、地域の状況を踏まえ実施していくことが望まれる。

１.MaaS への積極的参画 １

２.自動運転技術の活用方策の検討 ２

３.キャッシュレス決済の導入促進 ３

４.子育てを応援するタクシーの普及 ４

５.ユニバーサルデザインタクシー（ＵＤタクシー）・福祉タクシーの配車体制の構築 ５

６.「運転者職場環境良好度認証」制度の普及促進 ６

７.労働力確保対策の推進 ７

８.大規模災害時における緊急輸送に関する地方自治体との協定等の締結の推進 ８

９.タクシー産業の国内外へのアピールの推進 ９

1. MaaS への積極的参画

[概要]

「地域交通フォローアップ・イノベーション検討会」「都市と地方の新たなモビリティサービス懇談会」等の議論を踏まえ、国、地方自治体、MaaSプラットフォーマーと連携し、各種実証実験等に積極的に参画

[期待出来る効果及び目標]

○ 国土交通省が早期実現を推進している
- MaaS相互間の連携によるユニバーサル化
- 多様なサービスとの連携による移動の高付加価値化
- 望ましいまちづくりとの連携

を特徴とする「日本版MaaS」において、タクシーを明確に位置付ける

○ 他の公共交通機関等との連携による新規需要の取り込み

マース
MaaS（Mobility as a Service）

出発地から目的地まで利用者にとっての最適経路を提示するとともに、鉄道・バス・タクシー等の複数の交通サービス手段を一括して提供するサービス

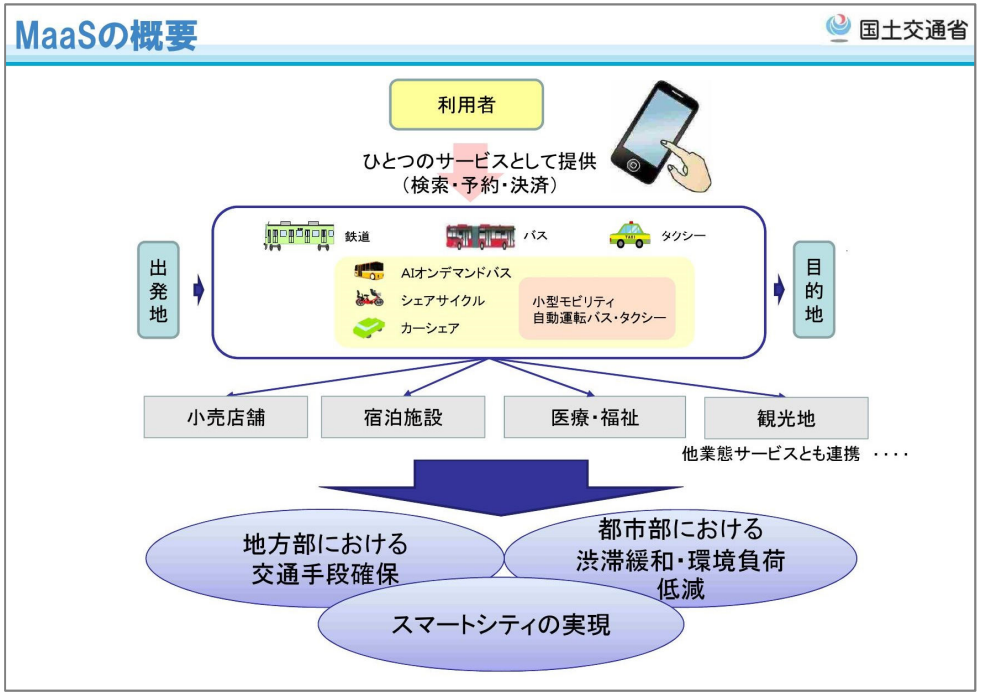

[今後の課題]

MaaSの枠組みにおいて、適正なタクシー運賃・料金の収受を確保するとともに過度な手数料の負担を課すことのないようMaaSプラットフォーマー等に対し要望

2.自動運転技術の活用方策の検討

[概要]

・国、自動運転技術開発企業と連携し、各種実証実験に積極的に参加する等、自動運転技術における幅広い知見を深め、自動運転技術を活用した旅客自動車運送事業の在り方を検討

・現行タクシーと共存する新たな環境作りを目指し、タクシー業界からの具体的な要望案をとりまとめる

➡ 具体的には、自動運転タクシーの導入に向けた道路運送法改正に向けた具体的な議論において、運賃、需給、保安基準、車庫に関する規制等について、実証実験等の事例も参考にしながら行政に対する要望書を作成

[期待出来る効果及び目標]

・自動運転レベル4、5が実現した際においても、タクシーを国民の移動手段として 明確に位置付ける

・ドライバー不足の解消

・人件費を中心とした運行費、運行管理費等の費用の削減

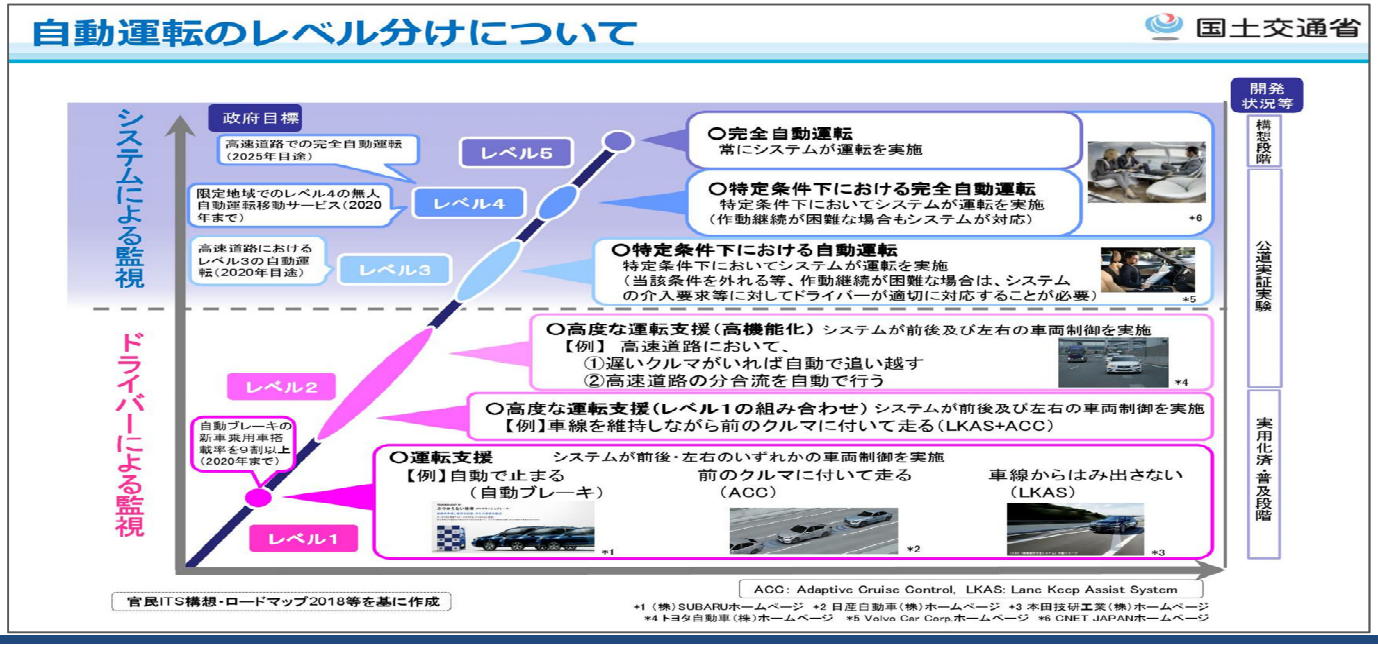

3.キャッシュレス決済の導入促進

[概要]
　クレジットカード、非接触型ICカード（交通系IC含む）、QRコード決済等について、国の支援も活用しつつ、導入を改めて促進

[期待出来る効果]
・スムーズなお支払いを実現し、お客様の負担を軽減
・訪日外国人のタクシー利用促進
・現金取引の減少による防犯上のメリット

[今後の課題]
・決済事業者に対し、決済手数料の引き下げを要望
・決済手数料による原価上昇についての対応の検討
・決済後、タクシー事業者への入金までに一定期間を要することによる資金繰りの問題の検討

これまでの取組

クレジットカード等決済用端末の普及促進計画　平成29年5月策定

・2020年度　現時点の各県クレジットカード端末普及率を倍増する。
・2020年度　既存のクレジットカード端末のIC化への全面切替。

訪日外国人向けタクシーサービス向上アクションプラン　平成30年1月策定

・上記の倍増計画を前倒し実施し、2018年度までに3大都市圏において、キャッシュレス対応100%、2019年度までに地方部での対応車両の普及率倍増。

4.子育てを応援するタクシーの普及

[概要]

・従来から取り組んできた子育てを応援するサービスである「妊婦応援タクシー」及び「育児支援タクシー」の取組を全国津々浦々に普及

・利用者の方々の様々な要望を聞きながら、更なる子育て応援サービスの展開を検討

・各自治体が子育て中の家庭に配布する子育て支援のための商品券等の対象にタクシーサービスを追加するよう要望

・結婚・子育て資金及び教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置を拡充し、「妊婦応援タクシー」及び「育児支援タクシー」に係る費用を非課税とするよう要望

[期待出来る効果]

・新規需要の取り込み

・公共交通機関としての社会貢献により、タクシーが身近な存在であることをPR

「全国タクシーガイド」における登載状況

平成31年3月末現在

妊婦応援タクシー　586社	育児支援タクシー　414社

参考

全タク連では、内閣府の「子育て応援コンソーシアム」の動きを受け、平成30年9月、経営委員会内に「子育て応援タクシー推進検討会」を設置し、サービスの展開を検討していくこととしている。

5.ユニバーサルデザインタクシー（UDタクシー）・福祉タクシーの配車体制の構築

[概要]

◯各タクシー事業者、グループ、協同組合等において、利用者からのニーズに応じてUDタクシーをスピーディーに配車できる体制を構築

- ➡ UDタクシーの導入の更なる促進
- ➡ 配車センター等のオペレーターの教育等、UDタクシー配車の対応について整備

◯国及び自治体の支援も活用しながら福祉タクシーの導入促進を検討するとともに、大型の電動車椅子利用者等、現状で対応が困難な利用者について、適切な車両の手配に資するよう、福祉限定事業者との連携体制の構築を検討

◯利用者に適切な案内をしていただくため、空港、鉄道駅、観光案内所、病院等に対し以下の情報を周知

・UDタクシー及び福祉タクシーの配車を申し込むことができる配車センター等の連絡先
・UDタクシーの仕様、UDタクシーを利用することができる車椅子の仕様及び乗降スペース等

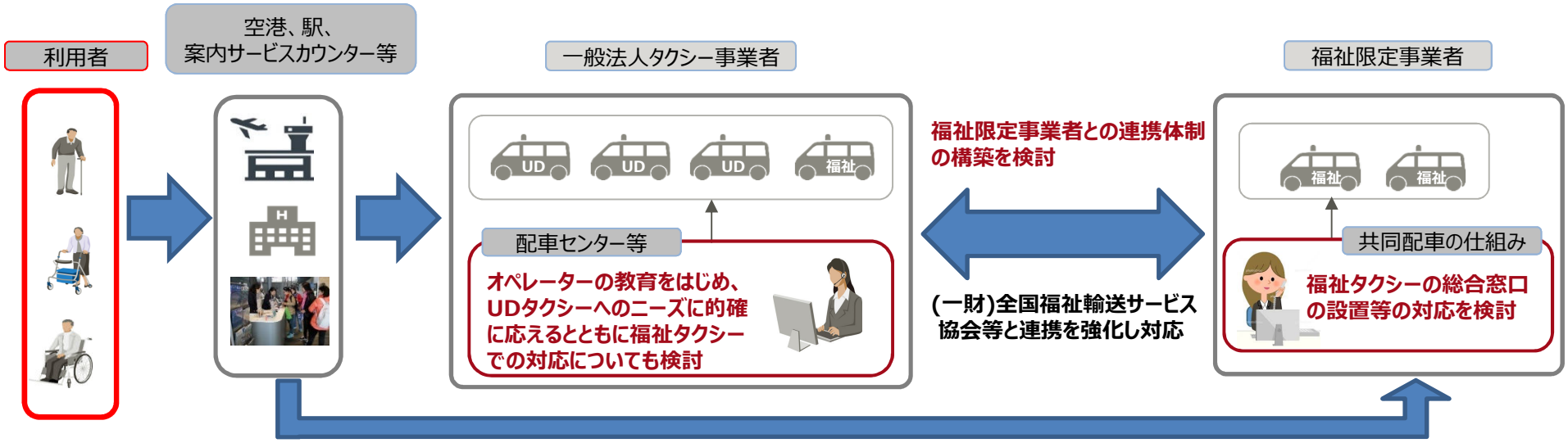

[期待出来る効果]

・ニーズに応じた車両の提供が可能となることから、利用者利便が向上
・新規需要の拡大

6.「運転者職場環境良好度認証」制度の普及促進

[概要]

・「運転者職場環境良好度認証」制度について、全タク連及び各都道府県協会が連携し、全国のタクシー事業者へ周知を図り、普及を促進

・認証項目の達成状況に応じ、「一つ星」「二つ星」「三つ星」の3段階で認証されるので、少なくとも「一つ星」の認証を得るように取組を進める

・タクシー業界のイメージを向上させることにより、乗務員不足の解消を図る

[期待出来る効果]

・働き方改革アクションプラン（平成30年3月策定）で示された取組を確実に進めるとともにタクシー事業者が認証基準を満たすために様々な改善に取り組むことを通じて、より働きやすい労働条件・労働環境を実現

・今後検討されるインセンティブ措置による実益

①ハローワークを通じての周知

②一般監査の端緒から「長期間監査を実施していないこと」を除外

③補助金の優先採択

④2種免許取得の支援拡充（要望）　　等

「運転者職場環境良好度認証」制度

自動車運送事業における運転者不足の深刻化に対応するため、運転者の労働条件や労働環境を改善して長時間労働の是正や働き方改革に積極的に取り組む事業者を、求職者から見える化して求職者が安心して就職できるようにするために2019年度からスタート。

7.労働力確保対策の推進

[概要]

女性ドライバー・新卒を始めとした若年ドライバーの採用拡大と定着・育成を進める方策

- 第二種免許の受験資格の緩和を前提に、ハローワークにおける求人情報並びに各都道府県協会及び各社ホームページにおいて、
  - ・多様な勤務シフトが可能であり、個々の職業生活と家庭生活の両立ができること
  - ・若年タクシー乗務員は他産業の若年労働者より高収入であること
  - ・定年以降も就労可能であり、収入額が著しく減少せず、生涯賃金で見ると高収入となること

  等をPR
- 企業内保育所設置の促進 等

高齢者ドライバーの活躍を推進する方策

- 高齢者ドライバーの知識・経験を十分に活用し、意欲を持って活躍できるように雇用推進ガイドラインを作成、周知、実践

外国人ドライバーの登用を拡大する方策の検討

- 訪日外国人向けタクシーサービス向上アクションプランの推進
- 改正入管法の「特定技能1号」の状況を確認し、タクシーサービス業務への拡大（要望）
- 日系4世の受入に対応できるように業界内部における「受入サポーター」の確保やブラジル、チリ等、日系4世の多い外国へのPR活動の展開
- 特定活動ビザの拡大に合わせて、日本の大学を卒業する外国人留学生の就職先として、タクシードライバーの魅力を発信 等

[期待出来る効果]

- ・乗務員不足の解消
- ・業界における乗務員の平均年齢の若年化
- ・多様な乗務員採用による育児支援、妊婦応援、インバウンド対応等のサービスの充実

8.大規模災害時における緊急輸送に関する地方自治体との協定等の締結の推進

[概要]
　全国の全ての都道府県協会と地方自治体との間で、災害時の緊急輸送の確保を目的とした協定等を締結

[期待出来る効果]
　公共交通機関としての社会貢献により、タクシーが身近な存在であることをPR

協定の主な内容

　当該地域において災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、地方自治体からの協力要請に関し、手続き等必要な事項を定め、円滑に遂行することを目的とする。
- 被災者等の輸送
- 災害応急対策に必要な人員の輸送
- 災害応急対策に必要な機材、物資の輸送
- その他、地方自治体が必要と認める輸送

2019年3月現在

26都道府県で締結済み　→　全都道府県へ推進

災害対策基本法における指定地方公共機関として指定を受けているものを含む。

9.タクシー産業の国内外へのアピールの推進

[概要]

・全国タクシーガイドへの全会員事業所の登載の推進

・国内外へ日本のタクシーの素晴らしさを動画、ステッカー、広告等によりPR

日本のタクシーの素晴らしさのPR

・観光タクシーをはじめとする多様な輸送サービスの提供
・徹底した労務管理、車両管理による安全性の高さ
・事業者及び乗務員の倫理観の高さ
　［忘れ物を高い確率で確保・保管・返却、
　遠回りをしない、メーターを不正に操作しない、
　釣り銭を誤魔化さない］
・特別な資格（二種免許）を持ったプロドライバーの運転
・多彩な決済方法への対応
・チップ不要

・日本政府観光局（JNTO）と連携した海外プロモーション活動

・タクシー全面広告の解禁への取組（特に東京）

[期待出来る効果]

・新規需要の取り込み

・タクシー業界の全体の接遇や品質の底上げ

資料３－４

事　務　連　絡
平成３０年６月２６日

各地方運輸局自動車交通部長　殿
沖縄総合事務局運輸部長　殿

自動車局旅客課長

「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に係るフォローアップ調査の報告期限の変更について

平成 26 年の「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」（平成 21 年法律第 64 号）改正時の附則及び衆参両院の附帯決議により、適正化・活性化の取組状況についてフォローアップを行うこととされている。法施行から 3 年分の調査結果については、本年 3 月、特定地域の指定の開始（平成 27 年）後の施行の状況及び効果についてとりまとめ、国会に報告したところである。

なお、フォローアップ調査については、改正タクシー特措法の附則及び衆参両院の附帯決議に基づき、今後も 3 年毎に総合的に検証を行い、国会に報告することとされていることから、平成 29 年度以降についても、継続して調査を実施し、検証等を行うことが必要である。

ついては、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に係るフォローアップについて（調査依頼）（H28.12.27 付け国自旅第 266 号）に基づき、平成 29 年度の調査を依頼するものであるが、当該調査は、特定地域及び準特定地域の全事業者を対象に実施するものであること、データの収集・精査には十分な時間を確保する必要があることに鑑み、当該調査通達に定める報告時期を下記のとおり改めることとしたので、事務処理上遺漏のないよう取り計らわれたい。

記

Ⅰ　共通事項

③報告期限：本省あて毎年 12 月 21 日
（タクシー事業者による地方運輸局等あて報告期限 12 月 7 日）

東運　第７５８号
令和元年８月１日

一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会長　殿

東京運輸支局長

適正化・活性化の取組状況に係る調査について

平素より国土交通行政にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

平成２６年の「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」（平成２１年法律第６４号）改正時の附則及び衆参両院の附帯決議により、適正化・活性化の取組状況についてフォローアップを行うこととされています。

既に、平成２８年１２月２７日付けで国土交通省自動車局長より発出された「「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に係るフォローアップについて（調査依頼）」（以下、「本省通達」といいます。）に基づき、特定地域・準特定地域の全事業者を対象とする調査を実施しているところです。

昨年に引き続き、本年も同様に調査を行いますので、大変お忙しいところ恐縮ですが、下記により調査を実施していただくよう、ご協力お願い申し上げます。

記

１．貴協会傘下事業者（都市型ハイヤーのみを保有する事業者及び福祉輸送サービス限定事業者を除く。）に対し、本省通達の調査票（別紙様式１及び別紙様式２）による調査を実施して下さい。

　なお、傘下事業者に対し、調査票の記入に当たって、別紙「調査票の記入に係る留意事項」を参照するよう周知願います。

２．調査結果については、別添２－１～５（別紙様式１の集計）及び別添３（別紙様式２の集計）により集計の上、別添４（報告未提出事業者一覧）、個別事業者の調査票とともに以下の期限までに当運輸支局に提出して下さい。

・別紙様式１関係（別添２－１～５、別添４及び調査票）　令和元年９月３０日
・別紙様式２関係（別添３、別添４及び調査票）　令和元年９月３０日

３．調査結果のうち、活性化事業に関するものを別添５により取りまとめの上、令和元年９月３０日までに、特定地域・準特定地域の協議会に報告して下さい。

４．提出いただいた調査票の内容については、地域毎に集計し、適正化・活性化の取組の検証・評価に活用させていただきます。個別情報を目的外に使用したり、外部へ公表することは予定しておりませんので、ありのままの実態を記入していただきますよう重ねて周知をお願いいたします。

調査票の記入に係る留意事項

Ⅰ．賃金の改善度（別紙様式１）

（１）調査対象期間

・平成３０年度（平成３１年２月～４月）

（２）対象となる運転者

調査対象期間に在籍していた全ての運転者（ただし、以下の者を除く。）

・　会社役員

・　他の事業（乗合バス事業、貸切バス事業等）の運転者を兼務する者

・　都市型ハイヤー（注 1）の専属運転者

・　福祉車両（注 2）の専属運転者

（３）記入時の留意事項

①　調査票枠外の「本調査の記入方法」に従って記入して下さい。

②　調査対象期間の途中で雇用・退職した運転者も調査対象者に含まれます（例えば、平成３１年２月に退職した運転者や、平成３１年４月に雇用した運転者も対象者に含まれます。）。

③　運転者名の記入は不要です（「１，２～」の通し番号で記入して下さい。）。

④　「勤務・給与体系、性別」は、以下のとおり記入して下さい。

・「隔日」「日勤（昼）」「日勤（夜）」「その他（短時間等）」のいずれかに〇

※　定時制乗務員は、「その他（短時間等）」に〇

※　「日勤（夜）」は、「１勤務が日勤勤務の拘束時間内で行われるが、勤務時間帯が午前０時を挟む２暦日にわたるもの」をいいます。

・女性の場合は「女性」に〇

⑤　「年齢階層」は、調査年度末現在の年齢（例えば、平成３０年度の調査であれば平成３１年３月末現在の年齢）を基に記入して下さい。

⑥　賃金の支払い月は、賃金計算期間の末日が属する月となります。

（例えば、賃金計算期間が平成 31 年 1 月 21 日から同年 2 月 20 日の場合は、「平成 31 年 2 月」の欄に記入して下さい。）

⑦　2 月から 4 月の途中での退職、休職、職種変更等により、賃金支払総額、総労働時間、総売上が「0」となる月がある場合は、当該月は「0」と記入して下さい。

⑧　「基本給」は、賃金台帳の「基本給」をそのまま記入して下さい。

Ⅱ．適正化事業・活性化事業（別紙様式２）　<u>※提出期限：令和元年８月３０日</u>

（１）調査対象期間

・　平成３０年度

（２）記入時の留意事項

【③運転者負担の有無】

・　調査年度末時点における該当の有無を記入して下さい。

・　「公共的割引料金」は、平成 14 年 1 月 17 日付け関東運輸局長公示「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」１．(3)ハに定める、身体障害者割引、知的障害者割引等をいいます。

【④平均車齢】

・　調査年度末時点における、タクシー及びその他ハイヤー（注 1）の平均車齢を記入して下さい。

・　個々の車両の車齢については、車検証の初度登録年月を起算とし、1 年未満の端数は切り捨てて下さい。（例：初度登録年月が平成 29 年 4 月の車両の、平成 31 月 3 月末の車齢＝1 年 11 ヶ月→1 年）

・　平均車齢は、上記により求めた各車両の車齢の総和÷総台数により算出して下さい。

【⑤－１キャリアパス明示・スキル評価の有無】

・　調査対象年度において該当がある（実績がある）場合には「〇」を記入して下さい。

・　キャリアパスとは、例えば、乗務員から管理職への昇格制度や、他の職種への変更基準を乗務員に明示しているものが該当します。

【⑤－２採用者及び離職者に関する情報】

【活性化事業】

・　「妊婦・子ども向けタクシー」「UD 研修の受講」「観光タクシー」「外国語講習」の「受講又は認定運転者数」は、調査対象年度末時点における延べ受講又は認定運転者数を記載して下さい。なお、受講又は認定後に退職した運転者もカウントして構いません（単純に受講又は認定運転者数の累計を記載して下さい。）。

・　「環境対応車」は、電気自動車（プラグインハイブリッド車を含む。）及び燃料電池自動車が該当します（ガソリン燃料等のハイブリッド車は該当しません。）。

・　「先進安全自動車」は、事故防止対策支援推進事業（先進安全自動車（ＡＳＶ）の導入に対する支援）における補助対象機器等を搭載している自動車をいいます。

・　「クレジットカード・電子マネー」については、クレジットカード、電子マネー（交通系 IC カード等）のいずれかを導入済みである場合は、「〇」を記入して下さい。

(注 1)「都市型ハイヤー」とは、「道路運送法施行規則第四条第八項第三号に基づき国土交通大臣が定める区分を定める告示」（平成 26 年国土交通省告示第 59 号）第 1 号に規定するハイヤーをいい、「その他ハイヤー」とは、第 2 号に規定するハイヤーをいいます。

(注 2)「福祉車両」とは、タクシー・ハイヤー（一般の需要に応じることができる事業用自動車）以外の事業用自動車をいいます。

資料３－５

平成30年度フォローアップ通達に基づく活性化項目の調査結果（北・西・南多摩）

	会社数	車両数	運転者数
北多摩	39	1734	3737
西多摩	8	209	401
南多摩	25	1226	2395
合計	72	3169	6533

1．妊婦・子ども向けタクシー取組事業者数及び認定運転者数シェア

	会社数		認定者数	
北多摩	11	28%	936	25.0%
西多摩	1	13%	173	43.1%
南多摩	12	48%	940	39.2%
合計	24	33%	2049	31.4%

2.UD研修受講者数及び受講運転者数シェア

	会社数		認定者数	
北多摩	33	84.6%	952	25.5%
西多摩	5	62.5%	97	24.2%
南多摩	21	84.0%	1168	48.8%
合計	59	81.9%	2217	33.9%

3.観光タクシー取組事業者数・認定運転者数及び認定運転者数シェア

	会社数		認定者数	
北多摩	0	0.0%	0	0.0%
西多摩	0	0.0%	0	0.0%
南多摩	4	16.0%	20	0.8%
合計	4	5.6%	20	0.3%

4.外国語講習受講者数及び受講運転者数シェア

	会社数		認定者数	
北多摩	0	0.0%	0	0.0%
西多摩	0	0.0%	0	0.0%
南多摩	1	4.0%	3	0.13%
合計	1	1.4%	3	0.05%

5. アプリ配車の導入事業者数及び対応車両数シェア

	会社数		車両数	
北多摩	12	30.8%	672	38.8%
西多摩	3	37.5%	142	67.9%
南多摩	11	44.0%	693	56.5%
合計	26	36.1%	1507	47.6%

6.UDタクシーの導入車両数及び導入車両数シェア

	会社数		車両数	
北多摩	28	71.8%	173	10.0%
西多摩	3	37.5%	3	1.4%
南多摩	19	76.0%	275	22.4%
合計	50	69.4%	451	14.2%

7.環境対応車の導入車両数及び導入車両数シェア

	会社数		車両数	
北多摩	6	15.4%	77	4.4%
西多摩	1	12.5%	19	9.1%
南多摩	1	4.0%	34	2.8%
合計	8	11.1%	130	4.1%

8.先進安全自動車（ASV）導入車両数及び導入車両数シェア

	会社数		車両数	
北多摩	20	51.3%	146	8.4%
西多摩	2	25.0%	4	1.9%
南多摩	16	64.0%	245	20.0%
合計	38	52.8%	395	12.5%

9.クレジットカード・電子マネー等導入事業者数及び導入車両数シェア

	会社数		車両数	
北多摩	37	94.9%	1514	87.3%
西多摩	7	87.5%	200	95.7%
南多摩	22	88.0%	1109	90.5%
合計	66	91.7%	2823	89.1%

資料４

フォローアップ通達に基づく活性化項目の三多摩交通圏の目標（中長期）

1. 妊婦・子ども向けタクシー取組事業者数及び認定運転者数シェア

［目標設定］

車両台数　約７５％（現状のサービスを継続する）

≪昨年設定目標：車両台数　約７５％（現状のサービスを継続）≫

都内出生数が平成 30 年月平均 8929 人（平成 30 年人口動態統計（厚生労働省））で妊婦の方の約 7 割の方が登録し、約 4 割の方が妊婦対応タクシーを利用している。（東京都内全域のデータ）

なお、北多摩交通圏内の 29 年月平均出生数は、1,367 人。　西多摩交通圏内では、29 年月平均出生数は、201 人。　南多摩交通圏内の 29 年月平均出生数は、786 人となっている。

＜問題点＞

フォローアップ通達において、本項目は取組事業者数及び認定運転者数シェアという調査内容となっているが、数値のカウント方法については「調査対象年月度における延べ受講又は認定運転者数を記載」とあり、さらに「受講又は認定後に退職した運転者もカウントして構いません（単純に受講又は認定運転者数の累計を記載して下さい。）。」と規定されていることから、数値のカウント方法が画一的ではなく、また、退職者も含めるということから実在する数値のカウント方法ではないため、実態と乖離している可能性が高い。フォローアップ通達の背景となる適正化・活性化法の見直しを控え、今後行政当局には目標設定の指標については地域の実情に合った内容にして頂くとともに、実施内容・方法について改めて検討をしていきたい。

＜目標設定について＞

三多摩交通圏では、各交通圏で取組を実施しているが、実態としては流しが中心の特別武三地区とは異なり、駅待ちや家庭配車が中心の多摩地区のタクシーに関しては、地元のニーズは各社が認知しており、それに見合った営業は既に実施している現状にある。今後はそれらを踏まえたデータによる目標設定が出来るような指標の基にニーズの実態を図っていくことが必要。

目標設定にあたっては、上記問題点を含めた課題の整理が必要と考えられるため、昨年度の目標設定を継続することとしたい。

「資料３－２：タクシー業界の取組み」P3 参照

2. UD 研修受講者数及び受講運転者数シェア

［目標設定］

運転者数　５０％（都内全体で２０２０年度までに）

≪昨年設定目標：運転者数　５０％（２０２０年までに）≫

国土交通省よりＵＤタクシー車両導入補助金の要綱で、１台当たり２名のＵＤ研修受講者が必要と指針が示されてから、事業所におけるＵＤ研修受講者数への関心が高まり、事業者としてもより積極的に受講促進を行っている

従来、既存のタクシー乗務員に対して、主に多摩地区では東京ハイヤー・タクシー協会三多摩支部が基本年４回研修会を実施しており、今年度は東京都における助成金の要件にも加えられたことから、研修会を開催するペースは増加傾向であったが、各社において一定程度の受講者が確保された今般は、受講者数に落ち着きを見せ始めている。

＜問題点＞

フォローアップ通達において、本項目は取組事業者数及び認定運転者数シェアという調査内容となっているが、数値のカウント方法については「調査対象年月度における延べ受講又は認定運転者数を記載」とあり、さらに「受講又は認定後に退職した運転者もカウントして構いません（単純に受講又は認定運転者数の累計を記載して下さい。）。」と規定されていることから、数値のカウント方法が画一的ではなく、また、退職者も含めるということから実在する人数のカウント方法ではないため、実態と乖離している可能性が高い。フォローアップ通達の背景となる適正化・活性化法の見直しを控え、今後行政当局には目標設定の指標については地域の実情に合った内容にして頂くとともに、実施内容・方法について改めて検討が必要と考える。

＜目標設定について＞

2020 年に向けＵＤタクシー都内全体で 1 万台導入に合わせ、各事業者における受講者数は着実に増加していることから、本年についても昨年同様運転者数の 50%の受講を目標とするが、本件数値は補助金制度に大きく影響されることも踏まえ、今後の目標設定等については上記問題点について検討のうえ行うこととしたい。

「資料３-２：タクシー業界の取組み」P4 参照

3. 観光タクシー取組事業者数・認定運転者数及び認定運転者数シェア

［目標設定］

観光に対応できる運転者数　２００名

≪昨年設定目標：運転者数　２００名≫

多摩地域の観光タクシー取組事業者・認定運転者は、特別・武三交通圏の認定運転者と異なり、多摩地域内の既存の観光資源・観光案内箇所を活用したものや、新たな観光資源の開拓等による地元の多摩地域に限定されることが多いため、「東京シティガイド検定」の資格取得が必須にならないこと等で、認定運転者の資格を取得しなくとも観光タクシーを運行している実態がある。

＜問題点＞

フォローアップ通達において、本項目は取組事業者数及び認定運転者数シェアという調査内容となっているが、数値のカウント方法については「調査対象年月度における延べ受講又は認定運転者数を記載」とあり、さらに「受講又は認定後に退職した運転者もカウントして構いません（単純に受講又は認定運転者数の累計を記載して下さい。）。」と規定されていることから、数値のカウント方法が画一的ではなく、また、退職者も含めるということから実在する数値のカウント方法ではないため、実態と乖離している可能性が高い。フォローアップ通達の背景となる適正化・活性化法の見直しを控え、今後行政当局には目標設定の指標については地域の実情に合った内容にして頂くとともに、実施内容・方法について改めて検討をしていきたい。

＜目標設定について＞

目標設定にあたっては、上記問題点を含めた課題の整理が必要と考えられるため、昨年度の目標設定を継続することとしたい。

「資料３－２：タクシー事業者の取組み」P5 参照

4. 外国語講習受講者数及び受講運転者数シェア

［目標設定］

外国語講習受講運転者数　１００名

≪昨年設定目標：１００名≫

（参考）

・TSTiE ドライバー・・・・特別武三交通圏を中心に英語で観光案内ができ、東京と認定の「地域通訳案内士」として活動できるドライバーは約１００名おり、その内東京ハイヤー・タクシー協会の「東京観光タクシードライバー」の認定も受け、「TSTiE（タスティ）ドライバー」としての認定を受けているのは約２０名である。

・ホスピタリティタクシー・・・平成 26 年 10 月より（公財）東京タクシーセンターが実施する外国語接遇研修が開始され、平成 31 年 3 月末で約 10700 名が受講済みである。

特別武三交通圏内の、羽田空港国際線ターミナルタクシー乗り場の待機レーンには、ホスピタリティタクシー専用レーンの設置があるためインセンティブとなっている面がある。

＜問題点＞

フォローアップ通達において、本項目は取組事業者数及び認定運転者数シェアという調査内容となっているが、数値のカウント方法については「調査対象年月度における延べ受講又は認定運転者数を記載」とあり、さらに「受講又は認定後に退職した運転者もカウントして構いません（単純に受講又は認定運転者数の累計を記載して下さい。）。」と規定されていることから、数値のカウント方法が画一的ではなく、また、退職者も含めるということから実在する数値のカウント方法ではないため、実態と乖離している可能性が高い。フォローアップ通達の背景となる適正化・活性化法の見直しを控え、今後行政当局には目標設定の指標については地域の実情に合った内容にして頂くとともに、実施内容・方法について改めて検討をしていきたい。

＜目標設定について＞

目標設定にあたっては、上記問題点を含めた課題の整理が必要と考えられるため、昨年度の目標設定を継続することとしたい。

「資料３-２：タクシー事業者の取組み」P6 参照

5. アプリ配車の導入事業者数及び対応車両数シェア

［目標設定］

対応車両数　５０％（多摩地区全体車両数）

≪昨年設定目標：対応車両数　２３，５００台（特別武三地区無線対応車両全台）≫

各社・各グループの配車アプリにおいては相互の業務提携も多く、多くの会社でアプリ配車が可能となっている。アプリ配車は従来の無線配車に比べ、機能が充実していることや、制度化となった「事前確定運賃」などのアプリを活用することでサービスの幅が広がるものと期待される。

多摩地域においては、特別武三交通圏とタクシーの利用方法が異なる面も多く見受けられるが、利便性向上のためにも、都内全体の法人タクシーの導入比率である約８０％としたいところではあるが、地域の実情及びフォローアップ調査の結果も踏まえ、先ずは多摩地区全体の５０％の導入を目指すこととしたい。

「資料３−２：タクシー事業者の取組み」P7 参照

6. UD タクシーの導入車両数及び導入車両数シェア

［目標設定］

導入車両数　７００台（多摩地区全体で２０２０年度までに）

≪昨年設定目標：導入車両数　１０，０００台（東京都全体で２０２０年までに）≫

東京都の補助金を活用し、**2020 年まで都内で 1 万台**（都内車両数の 1/3 台）を全ての方に優しい車両であるユニバーサルデザインタクシー（車いすに乗ったまま乗車可能等）の車両に代替えする目標としている。平成３１年３月末現在における東京都全体のＵＤタクシー導入割合は約２０％となっており、多摩地区においても同程度の導入を目標として設定したい。

「資料３-２：タクシー事業者の取組み」P8 参照

7. クレジットカード・電子マネー等導入事業者数及び導入車両数シェア

［目標設定］

導入車両数　１００％導入

≪昨年設定目標：導入車両数　１００％導入≫

別調査において、都内のクレジットカードは 98.2%、電子マネー（スイカ、パスモなど）は 80.5%が導入していると回答を得ている。したがって、どの車両に乗車しても同じサービスが受けられる様、引き続き **100%の導入**を目標とする。

「資料３-２：タクシー事業者の取組み」P10 参照

資料５－１

関自旅二第３８７６号
令和元年１１月２２日

東京都南多摩交通圏タクシー特定地域協議会
会長　戸崎　肇　殿

関東運輸局長　吉田　晶子

特定地域の指定期限の延長について

南多摩交通圏については、「特定地域の指定基準等について（平成27年１月30日国自旅第305号。以下「指定基準」という。）」に基づき該当状況を確認したところ、指定基準（１．（６）を除く。）に適合しているため、御協議会において特定地域の指定期限を延長し、適正化及び活性化の推進に係る取組の継続を希望する場合においては、令和２年１月２１日までに御協議会において同意を得た上で、別紙によりその旨を報告していただきますようお願い致します。

また、特定地域の指定に関する議論を行うにあたっては、特定地域に指定された場合の法的効果に鑑み、利用者の意向を十分に踏まえた上で議論を行っていただくよう併せてお願い致します。

（別紙）

令和　　年　　月　　日

国土交通大臣　殿
（関東運輸局長経由）

東京都南多摩交通圏タクシー特定地域協議会
会長　戸崎　肇

特定地域の指定期限の延長に関する決議について（報告）

令和　　年　　月　　日に協議会を開催し、特定地域の指定期限を延長し、適正化及び活性化の推進に係る取組の継続に関する議論を行った結果、同意する（同意しない）との結論に至りましたので報告致します。

【各営業区域ごとにおける指定基準への適合状況】

南多摩交通圏

（１）実働実車率の要件

（H13） 45.5% （H30） 36.5% （減少率）19.7%

（２）赤字車両数シェアの要件

（H29） 48.6% （H30） 61.4% （収支差） 12.8 ﾎﾟｲﾝﾄ

（３）人口要件

八王子市 約 57 万人

（４）総実車キロの要件

（H29） 34,175,398 ｋｍ （H30） 33,400,475 ｋｍ （増加率）▲2.3%

（５）①日車営収又は日車実車キロの要件

日車営収 （H13） 45,397 円 （H30） 42,000 円 （減少率）7.5%

日車実車キロ （H13）116.5 ｋｍ （H30） 98.5 ｋｍ （減少率）15.4%

②法令違反の発生状況の要件

（ 南多摩交通圏 ） 0.0000 件 （ 全国平均 ） 0.0635 件

③事故の発生状況の要件

（ 南多摩交通圏 ） 8.394 件 （ 全国平均 ） 7.629 件

特定地域指定のスケジュール　南多摩交通圏

資料５－２

特定地域指定期間：令和元年7月1日～令和2年3月31日

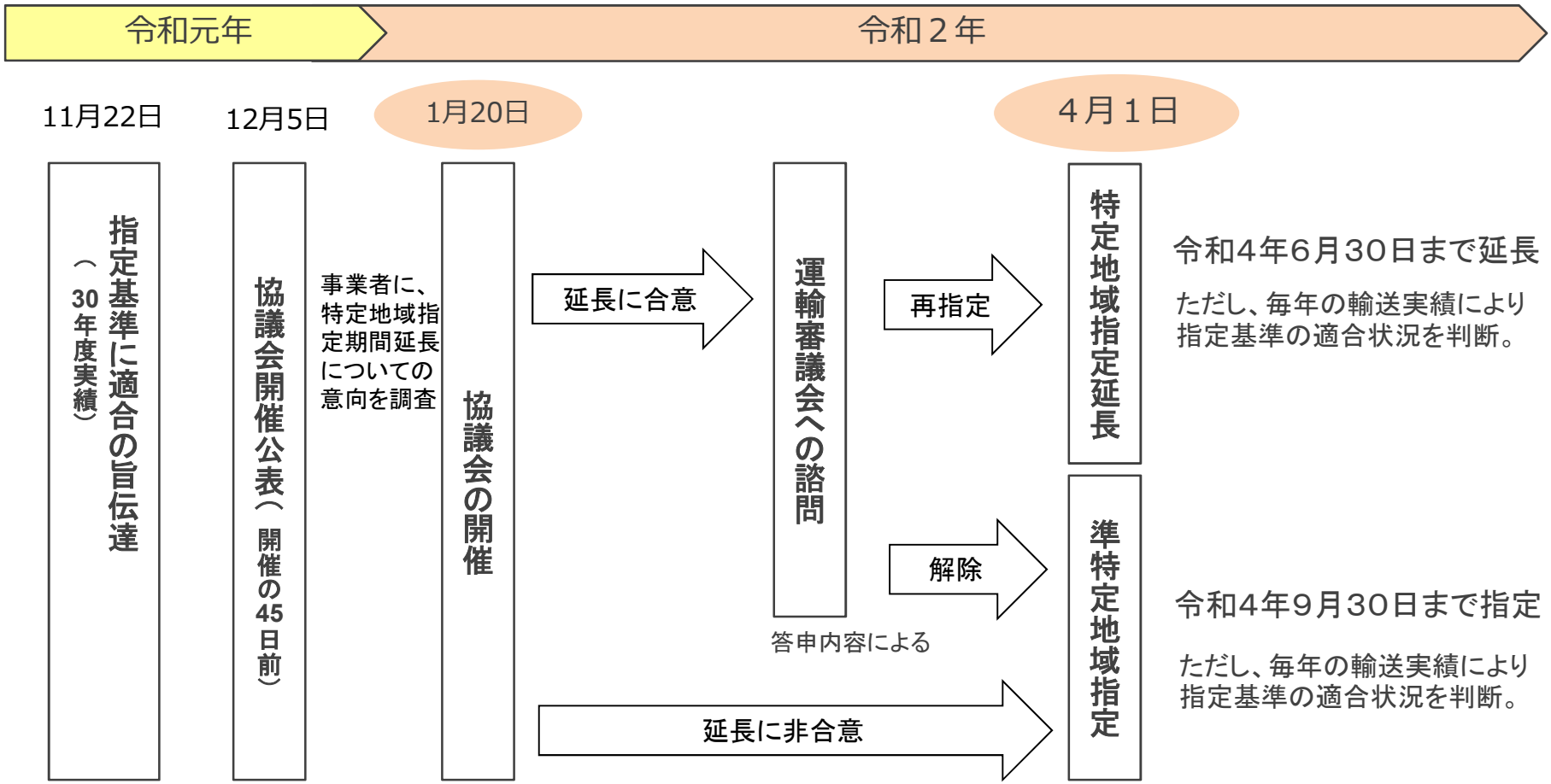

特定地域の指定に関する議決方法

① 会長が合意すること。

② 合意するタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、**協議会の構成員であるタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数**であること。

③ ①及び②以外の構成員（要綱第4条第1項(3)の構成員は区分毎1個の議決権）において、**過半数**が合意すること。

資料６

２０１９年１１月２５日（月）

日刊自動車新聞　７面

乗車拒否３割にも

DPI日本会議　国・業界に改善要望

UDタクシー実態調査

障害者団体のDPI日本会議（東京都千代田区）は12日、ユニバーサルデザイン（UD）タクシーの車いす利用者乗車拒否に関する全国調査の結果をまとめ、公表した。乗車拒否は3割近くに上り「電動車いすは乗せられない」「トヨタ自動車JPN TAXI（ジャパンタクシー）はUDタクシーとして配車していない」など誤った運用の事例もあった。DPIは14日に国土交通省、19日に全国ハイヤー・タクシー連合会に改善を求める要望書を提出した。

国交省はUDタクシーが車いすの乗車を拒否しないよう通達を出しているが、現在も乗車拒否が後を絶たない。このためDPIは10月30日、全国で一斉に実態調査を実施した。UD車両「ジャパンタクシー」「日産自動車NV200」を対象に、全国21都道府県で電動や手動の車いすユーザー延べ120人が参加。「流し」「駅などのタクシー乗り場」「電話・アプリ」で行った。

調査件数120件のうち、乗車拒否件数は32件（27％）で、東京よりも地方の方が比率は高かった。地方ではUDタクシーを指定した配車ができない事例も見られた。乗り方では、最も拒否されたのが電話による配車予約（29％）で、タクシー乗り場（24％）、流し（20％）と続いた。

乗車に要した平均時間は11・2分で、内訳はタクシー乗り場が最も長く14・9分、以下配車アプリ・その他12・8分、流し9・2分、電話予約9・1分と続いた。降車平均時間は5・1分だった。一方で「車いすの乗車には30分以上かかる」と誤った情報を伝える運転手もいたという。

車いす乗車の研修を受けた運転手の比率は意外に高く、実車で受けた人は9割近くにも達した。一方で、ビデオのみなど実車以外が1割、何も受けていない人も少数ながらいた。さらに、車いすのまま乗車させた経験がない運転手が半数以上だった。

拒否した状況をみると「車いすを見たら逃げた」「介護タクシーを薦められた」「ジャパンタクシーはUDタクシーとして配車していないと言われた」などがあった。車両に関しては「室内が狭く乗れない」「ジャパンタクシーは作業手順が複雑」「NV200は奥行きが不十分」などの意見が挙がった。

国交省に提出した要望書では「実車を使った運転手の研修の徹底」「UDタクシーを指定した配車の実現」「不適切な対応をした事業者への改善指導」など7項目の改善を求めている。

今回の調査結果についてDPIの佐藤聡事務局長は「国交省の通達が出ているので拒否の比率はもう少し低いと思っていた。一方で都市部の事業者の接遇は大きく改善された印象がある」と感想を述べるとともに「研修をすれば4分程度で乗車可能だ。今後UDタクシーは全国で普及していくので事業者には改善をお願いしたい」とタクシー業界に訴えた。

車いす乗車の研修を受けたことがあるか？

研修方法	人数	比率
実車で受けたことがある	65	85.5%
ビデオなどで見ただけ	5	6.6%
YouTubeで見ただけ	1	1.3%
スロープなどの図解イラストを見ただけ	1	1.3%
座学での講習 車いす体験	1	1.3%
何も受けていない	2	2.6%
合　計	76※	

※有効回答数76件を対象に抽出

車いすのまま乗車させた経験があるか？

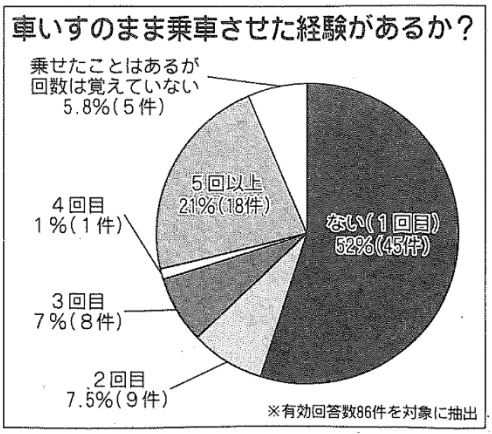

※有効回答数86件を対象に抽出